

令和元年第4回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和元年 6月 7日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和元年 6月 7日
- 2．閉 会 令和元年 6月12日
- 3．会 期 6日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

2．不応招議員

なし

令和元年第4回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和元年 6月 7日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 議会運営委員会陳情継続審査報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

令和元年 6月10日（月）……9～63頁

- 日程第1 一般質問（三留満、秦貞継、薄幸一、小柴敬、多賀剛）

令和元年 6月11日（火）……65～89頁

- 日程第1 一般質問（青木照夫、清野佐一）

令和元年 6月12日（水）……91～145頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第2次）
- 日程第4 議案第4号 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第5 議案第5号 令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第6号 防災・安全交付金事業町道野沢中央線（新町橋）橋梁補修工事請負契約の変更契約について
- 日程第7 議案第7号 通信機器高度化更新工事請負契約の変更契約について
- 日程第8 議案第8号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 日程第9 議案第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 報告第1号 平成30年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第11 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第12 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第13 報告第4号 委任専決処分事項
- 日程第14 陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

日程第15	陳情第5号	「令和2年度及び復興・創生期間後も、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第16	陳情第6号	「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書
日程第17	陳情第7号	教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書
日程第18	陳情第8号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
日程第19	陳情第9号	西林自治区多目的集会所の前 左右の側溝改良工事に関する陳情書
日程第20	意見書案第1号	令和2年度及び復興・創生期間後も国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
日程第21	意見書案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第22	総務常任委員会の継続審査申出について	
日程第23	議会運営委員会の継続審査申出について	
日程第24	議会広報特別委員会の継続審査申出について	

令和元年第4回西会津町議会定例会会議録

令和元年 6月 7日（金）

開 会 10時05分

散 会 10時39分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第4回議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月7日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 議会運営委員会陳情継続審査報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会運営委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長　ただいまから、令和元年第４回西会津町議会定例会を開会します。

(１０時０５分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、条例の改正及び補正予算、人事案件など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長　本定例会に、町長より別紙配付のとおり９件の議案及び４件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願、陳情は、陳情６件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は７議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に地方自治法第１２１条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、２番、薄幸一君、７番、伊藤一男君を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月１２日までの６日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月１２日までの６日間に決定しました。

日程第３、議長諸報告を行います。

３月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した陳情は6件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、議会運営委員会陳情継続審査報告を行います。議会運営委員会から、陳情に係る継続審査事件について、調査が終了したことから報告したい旨の申出がありましたので、これより報告を行います。委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、清野佐一君。

○議会運営委員会委員長 （別紙報告書により報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、議会運営委員会陳情継続審査報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 （例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（10時39分）

令和元年第4回西会津町議会定例会会議録

令和元年 6月10日（月）

開 議 10時00分
延 会 15時39分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正 義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第4回議会定例会議事日程（第4号）

令和元年6月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議員互助会世話人会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1. 三留 満 | 2. 秦 貞継 | 3. 薄 幸一 |
| 4. 小柴 敬 | 5. 多賀 剛 | 6. 青木 照夫 |
| 7. 清野 佐一 | | |

○議長 皆さん、こんにちは。令和元年第4回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、三留満君。

○三留満 おはようございます。1番、三留満です。本定例会に1件の一般質問を通告しております。質問事項は旧尾野本小学校講堂利活用と中心エリア整備構想についてであります。広報にしあいつ4月号の町長コラムの中で、旧尾野本小学校講堂の保存、利活用について町長の思いや考えを述べられておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1、コラムの文面からは、講堂の保存、利活用の方針を明確に示したものと解釈をいたしますが、改めて考えをお伺いいたします。

2、議会や町民の皆さんの理解を得て進めるためには、現状調査を含め、失礼、現状調査を進め、保存、改修のための費用や課題等を明らかにすることが先と考えますが、具体的な調査計画はありますか。

3、この企画運営団体、Nフェスでは、今後コンサート等のイベントの開催回数を増やしていく計画と伺っております。しかし、トイレの問題や本格的な安全対策が示されないままイベントが先行することや、講堂が災害時避難場所に指定されていることを考えると、町として具体的な方針と対応を早急に示す必要があると考えますが、見解をお伺いします。

4、講堂の保存、利活用が既成方針であるならば、町総合計画プロジェクトXの中心エリア整備構想と切り離して、旧尾野本小学校周辺の整備構想を早期にまとめ、講堂の利活用方法や、トイレの問題に優先的に取り組む考え方はございませんか。

この講堂に関する問題は、ただ単に講堂の保存、利活用ということだけではなくて、今後の町の総合計画全体の中に、やはり大きな影響をもたらすものと私は考えております。

町の明解な答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 1番、三留満議員の、旧尾野本小学校講堂利活用と中心エリア整備構想のご質問にお答えいたします。

旧尾野本小学校講堂の利活用につきましては、これまでの一般質問でご答弁いたしましたとおり、音楽イベントで講堂を利用している団体の関係者から、今後も保存し有効活用を図りたいとの要望があることを踏まえ、今後その利活用の可能性について調査・検討することにしており、現時点において町では明確な方針を示してはおりませんので、ご理解願います。

次に、保存・改修のための費用や課題を明らかにするための具体的な調査計画はあるかとのおたしであります。現状での利用を考えた場合、年数回のイベントであれば、その都度、消防署への届け出程度で利用が可能であること、また避難場所としては、他の廃校施設等と同様、災害時の緊急的な一時避難場所の位置付けであることなどから、現状の

利用目的・頻度においては、大規模改修等を計画する差し迫った状況にはないと考えております。

したがって、トイレの整備や本格的な安全対策に向けた具体的対応の必要性についても、講堂の利活用の可能性を見極め判断してまいりたいと考えております。

また、中心エリア整備構想と切り離して優先的に検討すべきでは、とのおただしであります。旧尾野本小学校周辺は、こども園や小・中学校施設に近く、主要道路や公共交通機関にも近いなど立地条件が良く、野沢・尾野本地区中心部の在り方を検討する上で重要なエリアであることから、同構想の中で総合的に検討するのが妥当と考えておりますので、ご理解願います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 まず、町長にお伺いいたします。私、このコラムを読んだときに、やはり相当こう強い思いと、そしてこの保存、利活用について、町長として、やはり相当な覚悟を持っていですね、これはやりたいんだというものを感じたわけですね。ですから、このことが、今の答弁をいただきますとね、今後の検討ということになっておりますけどね、どうもそこに、私の認識のずれがあるのかなと思っておるんですが、改めて考え方をお伺いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でありますけれども、まず、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、尾野本小学校の利活用について、あるいは保存等について、1 番議員、三留議員は、私の認識でありますけど、過去の経緯からして、あそこを残すことについては、私は賛成の立場ではないかと、そういうふうに理解をしておりましたけれど、今ほどの質問の中で、あそこを残すためにはね、町の方針をしっかりと出せということですから、あの施設を三留議員は、まず残すべきなのか、残さないで取り壊しをすることなのか、まず、三留議員のお考えを、まず確認させていただきたい。

○議長 反問権として認めます。

1 番、三留満君。

○三留満 私は、あそこを壊す、残すということについて、現時点で賛成も反対もありません。というのは、これから町の総合計画の全体計画の中で、どうしていくのかといったときに、この講堂が結構大きなウエイトを占めると私は考えていますね。で、確かに私もいろんな方に、例えばこのNフェスの方々のお話も伺いました。そして、周辺の方の中でも、こういう利活用をしたいというような要望。本気でこれを町が残してくれるなら、私はこんな活用方法を考えているんだという方もおられます。また私自身も、本当に残すなら、これはそれなりの利用方法を当然考えなきゃいけないし、ただ、私、非常に分からないのはね、残すことであるならば、やはり早期にね、これどのくらいかかるんだけどもやりますよと、議会や町民に対して説明いただければね、これ物事はもっと進むと思うんですよ。

私は現時点において、賛成でも反対でもありません。ただ、あそこをいったい保存して利活用していくためには、まず根本的にどういう処置、処理というんですかね。例えば保存していくということであれば、当然 50 年、100 年の時代に耐え得るような保存処理が必

要だろうと思うんですね。そして、また、コンサートや多目的に使用とするならば、どのくらいの費用がかかって、ということが分からないまま、いったい、当然それは財源の限りはあります。いくらかかるか分からないまま、私は賛成も反対もできない。そこに私は一番引っかかりを感じているわけですね。私としては、現時点においては賛成でも反対でもありません。ただ、あそこを残すのであるならば、当然その利用方法については、私なりの考え方もあります。

以上です。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　尾野本小学校の講堂については、これまでもたびたびお答えをしておりました。私はあの建物、私が町長になる前に、歴史的な価値がないから取り壊すという方針が出されたと聞いております。私は、あの講堂、歴史的な価値がないと、その意味はよく分かりませんが、あそこの建物、講堂は昭和15年でしたかね、コラムにも書いていましたけど、当時の尾野本村の住民の方たちが、みんなで協力して建てた建物だということです。私はやっぱり、そういう意味では、あの建物というのは、非常に私は価値があるということと、私も町長になる前から、あそこの講堂でいろんなコンサートを聞いてまいりました。確かに公民館や西会津中学校の多目的ホールとは違った音響効果があるというふうに感じてきましたし、ああこの講堂については、そこに来ていただいているアーティストの皆さんからも非常に高い評価をいただいているなというふうに思っておりましたので、私はなんとか残せる方向ないのかなというふうにずっと思ってきました。

で、私の持論は、壊すのは簡単です。壊すのは簡単ですけど、壊したらあのものは元に戻すのは、もう何倍という金がかかりますよね。だから、壊す前に、まず利活用する方法をやっぱりもっと、これ慎重に考えないといけませんけれども、そこを使いたいという若い人たちがいる。で、あそこを拠点にして交流人口を増やそうと。あるいは地元の自治区の皆さんも、何とかあそこを使いたいと、そういう要望があるというならば、残す方向で考えるのが、私は町の責任じゃないのかなというふうに思います。

ただ、あそこを残すためには、いろんな課題がありますよね。今、議員がおっしゃったとおり、確かにこれまで80年近くになるわけでありまして、大きな地震も経験してきましたけども、びくともしない私は建物になっていますけれども。ただ、これからどういうふうになるか分かりませんが、そういう意味では耐震調査、あるいは、あのままでは使えませんから、何らかのやっぱり改修工事を必要とします。そうなったときの、いわゆる財源がどのくらいかかるのか、そういうことも含めて考えないといけませんけれども、そういういろんなことを考えたときに、私はまだまだ、私の最終的な判断はまだしていませんけれども、残す方向で調査をして、そして、どういう形で残したらいいのかと、今その途中の段階でございますから、今ここで明確に示せと言われても、今、いろんな意味でね、これから調査をして、どれくらいの金がかかるのかも含めて検討しないといけないというような課題がございますけれども。

ただ、これまで一貫して言ってきたことは、あれだけの施設、構造上、なかなか西会津町にあの構造の建物というのはないですね。それをやっぱり残せるんだったら残す方向で考えるのが、私は大事じゃないのかなと。そんなふうに思っております、コラムでは、

はっきり明言をしたわけではありませんで、やっぱりそこを何とか利活用の方向で検討したいと。

あの新郷中学校、国際芸術村で、木造校舎で、あれだけの人、年間に5,500人くらいの人が来ていますよね。私は尾野本の講堂だって、もっとその利活用の方法を考えれば、あそこは尾野本の、何かそういう拠点になるかもしれない。そういうことをいろんなことをやっぱり考えて、総合的に最終的な判断をしてまいりたいなと、そう思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私はこれをね、壊すことを前提に議論は全くしていません。逆に言えば、残すためには何をしなきゃいけないのかと、そこから私は議論をしているつもりです。まずそこを申し上げておきたいと思います。

それで、私も今年になって、このNフェスの中心メンバーの方に2回ほどお話をお伺いしてきました。それで今後、コンサートの開催回数を増やしていく方針だということなことで、当初、今年3月ころだったと思うんですが、伺ったときは、年3回から4回の開催もやりたいと。そして5月に伺ったときは、もう2回については予定が、もう日程も決まっているということですね。

また、さっきもちょっと申し上げましたよね、近隣の方なんかは、もうこれを本当に使えるならば、もう既に、そういう例えば、夏休み子どもたちの木工教室に使いたいというようなことでね、具体的な提案を町に出したら、いや、それは公民館でやってくれなんて言われたというような話を伺っています。

私は、町とたぶん実際に運営している彼らとの間にね、ちょっと考え方がずれがあるのかなと、逆に言うと、彼らはもう、どんどんどんどん実績を上げて、今までは、どちらかというと保存のためのアピール活動といいますかね、年1回こういう運動をしていますというようなアピールだったと思うんですがね。それが、やはりもう今年あたりから、もうどんどんそれを利用を拡大していくといいますかね、利活用を拡大していくんだという方針に、私は変わってきたとっておりますけれども。そのようなところは、町のほうでは、どんな見方をされていますか、伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 あそこの利活用ですね、今までのような使い方だけでね、残したらいいのかどうかというのは、私も疑問を持っておりました。したがって、あそこを利活用するには、どういう利用の計画があるのか、その計画を出してくださいという話をこれまでしてきました。で、それはNフェスだけの、例えば計画では、それだけでは十分ではありませんので、もうちょっとあそこの、尾野本なら尾野本地区の地域の皆さんが、あそこ使えるような、そういう利用方法も、これ合わせて考えていかないと、Nフェスだけのものであそこを活用するというか、残すというか、改修するわけにいきませんので、全体的なやっぱり利活用についての検討をしないといけないというふうに、そんなふうに思っています。

で、これから、今までは年に2、3回の活用でありましたけれども、これから年数回、あるいは自分たちだけじゃなくて、そこに人を呼び込む、例えばの話ですけど、大学の合宿に来てもらうとか、練習に来てもらうとか、そういうことも将来的には、私は話の中で、そんな話もありましたから、そういうことであれば、もうちょっと利活用の範囲が

広がってくれば、そこに、またあの講堂の構造上、あの音響効果がいいということになれば、さらにそれから波及して、またいろんな方が来ていただけるかもしれません。今は音楽がメインになっていますけど、音楽だけじゃなくて、いろんな使い方を、やっぱり総合的にこれ考えないと、それだけで残す。あるいは大規模改修をするということは、これはやっぱり慎重に考えないといけないなど。で、コラムの最後に私もね、慎重にその手順を踏んでということで、町民の皆さん、それから議会の皆さんのご理解をいただきながら進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

ですから、私の気持ちとしては、あそこの施設は、できるんだったら残したいという気持ちはありますけれども、それはやはり町全体のことでありますから、そこをみんなで知恵を出して、そういうふうにしましょうということになれば、町も積極的にこれから取り組んでまいりたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私もこのNフェスの方々と話をしたり、地域の方とこうお話を伺ったときにね、必ず出てくのは、このトイレの問題なんですよ。彼らのちょっと話を伺った中でね、やっぱり運営する側からするとね、あそこにイベントごとに仮設トイレを設置して、そのレンタル料が1個約2万円ぐらいかかると。そして、たぶん2個か3個くらい設置していると思うんですよ。非常にやはり大きな負担に感じている。収入からすれば、やっぱりあそこでチケットでの販売収入なんていうのはたかが知れてますよね。そういう中からすれば、やはり非常に大きな負担と感じているというふうに私は受け止めました。

そして、また利用する側ですね、私もあそこには3、4回は行っておりますけどね、やはり利用する側としてね、コンサート等をやるにはね、やっぱりあの仮設トイレって、あまりにもやっぱりお粗末過ぎるといいますかね、問題ありなんですよ。私も10月ごろのイベント、コンサートのときに行ったことあるんですが、雨の日で、当然、暗いところに、明かりは、ライトは照らしてはいましたけどね。あのトイレ見たときに、ちょっと入る気しないなという感じしましたね。たぶんね、子どもや女性は、本当に使う気になるのかなという思いを、あのとき感じたことがありますよね。

これまでね、年1回くらいの開催だったから、それはそれで済んだと思うんですよ。でもね、今後開催を増やしていくということになればね、やはりそれをそのまま放置しておくようなことでいいのかということは、私、非常にこう、彼らと話をしたり、あるいは地域の方の意見を聞いたときにね、どうなのかなと、そんなふうにこう感じていますけども、町として、やはりそれは、今後、将来的には考えますけれども、あれは今はこのまま、そういう形で使ってもらえないという考え方なんですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

現状、コンサート等で年間1回、また2回というような頻度の使われ方ですと、なかなかトイレを改修してとか、そういったことは難しいと思われませんが、町長の答弁にありましたとおり、これからこの利活用を検討する中で、また、開催の頻度、いろいろな使われ方がされた場合に、どういった対応を町がしていけばいいか、そういった要望が出された際には、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 たかがトイレといいますが、されどトイレであつたり、やはり今、特に女性の方の、そういうことに対する考え方というのは、非常に厳しいところがありますよ。先日、国際芸術村に行って、トイレ、ちょっと、私は当然、男子用のトイレ、ちょっと見たときに、あそこは和式の水洗トイレですよ。で、女性用は分かりませんでしたから、スタッフの方に、ここ皆さんこれ使って何か言いませんかといったときに、男性はあまり言いませんが、女性の方からは、1 基だけは洋式のトイレになっているらしいんですけどもね、やっぱり女性の方からは、やっぱり非常に厳しい声があると、要は洋式にしてほしいというね、ような声がやっぱり結構ありますよ。いずれはやっぱり直していかなければいけないんじゃないのかというようなね、ことをおっしゃっていました。

ですからね、やはり、私、特にコンサートなんかはね、やっぱり皆さん休憩時間に一気に使うわけですよ。それ 1 つ、2 つしかなかったら、もうどうしようもないですね。あそこは広いですから、本来あるべきではないようなことで、男性なんかはしてしまうのかもしれないですけどね。そこら辺はね、やっぱり使う限りは、しっかりと対応すべきだと、早期にね。

で、これから交流人口増やしていくとかね、そうしたときに、こういうことって結構ね、評価としてね、問題になるなど。やっぱりしっかりしたトイレがないというね、これはかつて、あそこで演奏した女性のミュージシャンが、トイレも着替える場所もないということね、ちょっとそんなことをね、言っていたことがあります。

ですからね、このトイレについては、私は軽く考えないでほしいと。やっぱり早期に、残していくのなら、そこら辺は先行してでも、やっぱり整備をするべきだと、私は考えておりますけど、そんな考えはありませんか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私もいろんな方からトイレの話と、それから楽屋、炊事場、それが無いというようなことで、いろんな話を聞いてまいりました。先ほどから申し上げてますとおり、あそこの施設を全体的にね、どうしたらいいかという、まだ構想ができていない中で、トイレを先行してやっていいのかなという、で、やるんだったら、やっぱりそういうのも含めて全体的に、あの施設の改修を計画しないといけないというふうに思っています。

ただ、それまでの間、それまでの間については、やっぱり仮設のトイレに頼らざるを得ないのかなと思っていますけど、これトイレを、例えば今の講堂の脇にトイレをつくる。そこに水道の施設も含めないといけないし、楽屋も、あるいは事務室もというようなことになると、相当なお金がかかるわけですよ。それをやはり、それだけ先行していいのかなという、やってやりたい、あそこを使う人たちのためにはやってやりたいという気持ちはありますけれども、まだあの施設の方が、まだはっきり決まらない中で、それを先行していいのかなというふうな気持ちもこうあるわけでありす。

ただ、あそこを利用する方の、いわゆるトイレのことを考えたときには、何かもっと別ないい方法があるのか、ないのか、本当に仮設だけでいいのかどうか、そこを含めてね、これから利用される方、そしてあそこに来るアーティストの皆さんの意見なんかも聞いて、当面どういうふうな対応の仕方があるのか、それをしっかり考えていきたいと、こんな

ふうに思っておりますし、今、三留議員のおっしゃっていただいたトイレについては、早く計画しろというようなことだと思いますので、できるだけ早く考え方まとめて、当然、これは議会の議決、予算の議決いただかないとできませんので、できるだけ早く結論を出してまいりたいなと、そんなふうに思っています。

○議長　　1 番、三留満君。

○三留満　　それで、あそこね、コンサートとして使った場合はね、収容人員についてちょっとね私、彼らに話を聞いたときに、あその、コンサートホールとしての定員は 80 人だと言うんですよ。実は私は当初あそこ、ここ収容人員 200 人ですか、250 人ですかと聞いてしまったんですよね。そしたら、正直びっくりしました。で、よくよく聞いてみると、あその、いわゆる音響効果というものを考えると、人いっぱい入れてしまうと、もうそのよさが生きてこない。ですから、この収容人員は 80 人なんだと、それ以上すると、やっぱりいろんな本来のよさが生きないというようなことを聞いてきました。

そうすると、これが相当難しくなってくるのは、町長もおっしゃってましたけどね、やはりコンサートホールとして使うということは、その全体の中の一部でしかないんだと私は考えますけれども、町としてこの、ここら辺のコンサートの定員の問題とか、あるいはここで現実的に彼らが運営していて、安定した収益といいますか、収益的に何とかやれているような状態なのかというような把握はされているんですか、伺います。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　収容人員のことでありますけれども、私はもっと入るなと思っています。当時の講堂、尾野本小学校の生徒さん何人いたか分かりませけど、子どもの体格ですから、それを大人に換算すればどれだけ入るか、私もあそこ何回か行っていますけど、私、80 人というのはどこから出てきた数字だか分かりませけど、もっと私は入るなと。

逆に、これは営利を目的にしているわけではありませんので、田舎に小さな音楽堂ということだって、私は、かえってそういうことで P R することだって有効なことじゃないのかなと思っていますし、それを利益をあげるために彼らはやっているわけではなくて、やっぱり町民の皆さんに素晴らしい音楽を聴いてもらって、あるいは、これからどうなるか分かりませけど、演劇なんかもあるかもしれませんし、そういうもうちょっと文化的な、何といいますか経験をさせてといいますかね、していただくようなことにまで、私は将来的にはいくのではないのかなと思っていますし、必ずしも大勢の人を集めるだけが目的ではないなというふうに思っています。

したがって、適正な人員がどのくらいなるか分かりませけれども、私が考えるには、もうちょっと人は入るな。ただ、専門のホールみたいな形の椅子を並べたのでは、私は 80 名だかかもしれませんけど、今のあそこの中で、例えばパイプ椅子とか何かであれば、もっと人は入っていただけたらと思っていますけれど、別に多く集めることだけが私は目的ではないなというふうに、そう思っております。

したがって、これからあそこを利用される方たちが、どの程度の規模、どの程度の人たちを呼び込むのか、あるいは自分たちだけで賄えるのかどうか、賄えるからこそ、それをやっているわけでありますから、それを目的にしているわけではないので、その辺はこれから皆さんとよく相談して決めていきたいなというふうに思っております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それで、私はこの講堂の問題ってね、さっき総合計画全体の中で、やっぱり関連するのではないのかということをやっと申し上げましたけどね。実はここ、私、この町の総合計画の中で、公民館の整備が出されていますね。ちょっと読みますね。町公民館は、駐車場や活動スペースに不便があり、老朽化も進んでいることから、整備を検討する必要がありますということになっているわけですね。そうすると、この公民館と、この講堂のありようといいますかね、これが結構、今後それは当然検討されることになるんじゃないかな。やはりどうもそこに私は引っかかりを感じるわけですね。講堂を残して、なおかつ公民館も、これは今すぐではないにせよ、将来整備するなどということになると、果たしてどうなのかなというところがあるですけれども。これは現時点でね、そこまで議論が進んでいるわけではありませんけれども、ただ講堂を残すということは、そういうことも起こり得るということですよ。その点は、当然、町として了解しているということですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 総合計画の中に、今、議員おっしゃられたとおり、公民館の老朽化、それは課題として載せてございます。これは現時点で考えられる課題なわけですが、将来的には、やはり老朽化したものを更新していくというような検討も必要となるというふうに考えております。

一方で、今議論になっています講堂についても、講堂の利活用の方針によっては、公民館の機能というの、やはり変わってくるのかなというふうに考えていますので、これはやはり、具体的に双方並行して検討する必要があるかなというふうに考えます。

答弁でも申し上げましたが、野沢尾野本地区の将来構想、中心エリア整備構想の中で、その辺は具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 講堂を保存していく、活用していくということ、私はさっきも言いましたようにね、反対でも何でもありません。本当にそれが地域の皆さんに利用されて、本当に大事にされるものであるなら、これは残してもいい、十分それに値するものであるなら、それは大いに私は残すべきだろうと思いますよ。

ただ、今言ったように、公民館との関係性とかね、そして、私、一番引っかかるのは、あの講堂を残すということになると、あの小学校の敷地全体の整備構想といいますかね、の利活用が、自ずから方向付けされてしまうのではないかと。町総合計画の中で検討することにはなるんでしょうけれども、講堂を残すということは、私はそれなりに、やはりあの一帯の整備はある程度の方向付けがされるのかなと思っていますけれども、これ、そこまでの返答いただくのは、ちょっと無理があるのかもしれませんが、そういう考え方といいますかね、講堂を残す場合には、どういうことを、あの一帯について町としてね、何らかの方向付けをするような考え方はあるんでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 尾野本小学校の講堂を残すという前提でお話をするわけですがけれども、その前ある小学校の校舎ですね、校舎は、あの校舎は危険校舎になっていて、早かれ遅かれ取り壊

しをしないといけないわけであります。で、あそこの尾野本小学校の校庭、あの土地については、前の、私の前の町長のときに、いわゆる若者定住住宅を建てるというような、そういうお考えがあったようでありますけれども、私は若者定住住宅はもうちょっと別な視点で考えておりますけれども、あの尾野本小学校の土地、あそこ一帯ですね。あの講堂を残すといっても、講堂と関連、必ずしも関連付けた利用の仕方ではなくたって、あそこにあれだけの面積があるわけですから、もっと別な利用の仕方もあるんじゃないかな。で、これについては、まだ具体的な検討は入っておりません。野沢尾野本中心エリアの構想の中で、それは今後どういう、あそこの活用ができるのか、これも本当にそんな簡単に結論が出る問題じゃないかなというふうに思っておりますし、そして、公民館との話もありましたけれども、ちょっと、もうちょっと高い地点といいますかね、町全体を上から見たときに、この野沢尾野本をどうこれからまちづくりをしていったらいいのかと、そういう視点でちょっと考えないといけないかなというふうに思っています。

したがって、そこだけでものを判断するんじゃないかなと、町全体を上から見たときに、どういう将来の姿を描いたらいいのかということ、この中心エリア構想の中で考えてまいりたい。で、そのことについては、企画情報課のほうに、課長にはそういう意味で、上からものを見てくれということで、これからその計画の調査検討に入るわけでありますから、その中で慎重にといたしますかね、しっかり考えてまいりたいなと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、西会津町にはいろんな遊休土地があるわけであります。それらも一体として考えないといけないという部分はあるわけでありますから、これにはもっともって知恵と、皆さんのご意見を聞きながら、そして最終的な方向付けをしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私は講堂を単体で残すということについては、やはり問題があり過ぎると思っています。これは考え方の違いもあるんでしょうけど。やはり地域全体の、町長もおっしゃったようにね、地域全体の財産とするためには、やはりもう少し視点を変える必要も、もちろんあるだろうと思います。私は、私の考え方を述べさせていただくならばね、講堂を残すんならば、公民館機能は全てあそこに移転する。あそこには、広い駐車場も確保できます。バリアフリー化も十分可能です。あの付近一帯に、そしてこれまで議論、指摘されてきた歴史文化基本構想、具現化をどうするということが随分言われてきましたけども、西会津には素晴らしい縄文土器があつて、火焰土器がありますが、展示場所もない。かつて国際芸術村で火焰土器の展示があったときに、私はそのスタッフに、ここで常設展示はどうなんだろうと言ったときに、彼は、もう間を置かずに言いましたね、これはここで展示するようなものではありません。もっと多くの人の目に触れる場所に置くべきものです。そのとおりだと思います。

私はやはり、西会津にそれだけの素晴らしい財産として、本当にこの火焰土器やね、縄文土器が、言う人に言わせれば、本当に文化財級だというふう方もおるわけですからね。やはりそういうのを、せっかくのそれだけの素晴らしいものがあるんならば、やはりある程度、この講堂が木造講堂であるならばね、これだって歴史的な建造物ということですよ

ね。であるならば、私はむしろそういうところに一体化してね、やはり整備をして、広く町民のみならず、町外、あるいは県外から人を呼び込むようなね。やはりこの町にはそういう意味での拠点はありませんね、まだ。

私は、どうせやるんなら、講堂を残すんならば、そのぐらいの方向付けは必要でないのかなと考えていますけども、いかがでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　私は三留議員の、その考え方には賛成できません、反対です。というのは、公民館まで全て森野に集めたら、野沢の町の中どうなりますか。それは確かにあれだけの土地があります。だからって、講堂と一緒に私はものを考えるべきではないと、講堂は講堂で別な利用の仕方を考えるべきであって、公民館はやはりね、私はやっぱり野沢の、西会津町の中心は野沢、その野沢の町から全てのものがみんな尾野本にもっていったいいのかと、まさに私は東京一極集中と同じ。そうじゃなくて、やっぱりこれからのまちづくりというのは、もっとバランスを取らないといけないなど。

ですから、合併前の各町村単位くらいに、そういう拠点をつくるということは、私はこれからやっていかないとはいけませんし、ですから、これからのその計画について、これから西会津町の将来の町をどうすべきかというのは、これから検討するわけがありますけれど、私は今の段階では、あそこに公民館をもっていくことは、私はその考えはありませんし、もっと別なところでこれは考えないといけませんけれども、これには相当なお金がかかりますので、これは将来的にな財政も考えた上で、これから慎重に、そしてやっぱり町民の皆さんの意見を聞かないといけないと思います。

公共施設を動かすときには、本当に、やっぱり来ていただけるところはいいかもしれませんが、なくなるところの町民の皆さんの意見は、やっぱりもうちょっとよく聞かないといけないなど、そんなふうに思っていますので、そういう意味で、お考えは分かりましたけれども、これからその辺の、将来に向けての考え方を、これからしっかり慎重にといいますか、考えてまいりたいとそう思っております。

○議長　1番、三留満君。

○三留満　おっしゃるとおり、森野地区にそういう公民館機能、移転してしまったら、町中がどうなるということは、おっしゃるとおりです。ですから、私はさっきね、なぜ、最初の話に戻りますけどね、公民館もどうする、じゃあ講堂も残す。そうなったときにね、講堂だけで単独で、いろんな機能をもって、公民館とかなりの部分で、機能の中でですね、講堂じゃない、ホールとした場合に、かなり重なる部分がありますよね。そうしたときに、果たして2つの、例えば公民館というものをどこまで、例えばホールなんかいない、公民館になるのかということもあるのかもしれませんがね。私はやはりね、そうなったときの町の財政がどうなのかということも、これはこれから議論になるんでしょうけれども、基本的に、私、講堂を残すことに反対はしません。反対じゃないんですよ、ただ、分からないことが多すぎるんですね。

で、最初の話に戻りますけどね、私はこの議論を進めるにはね、やっぱりあそこの保存活用に使いたいどのぐらいの費用がかかるのかということ、まずね、示して、町民の皆さんに示して、我々議会にもそうですよね。示していただいて、そして、どうするかとい

うことが必要でないのかなと私は思っているんですが、もう一度伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 尾野本小学校を残すために、まだ具体的な調査は入っておりません。これは予算を見ていただければ分かるわけでありすけれども。このことについては、やっぱり慎重に進めないといけないなというふうに思っております。ですから、今の時点でね、そういう具体的な調査までしているならば、議会の皆さんにお話できる状況にありますけれども、今その段階までまだ入っておりませんので、今年中に、あそこのいわゆる建物の調査をできればいいなというふうに思っているわけでありすけれども、これだつてどの程度の、いわゆる調査費がかかるのか、その辺もこれから検討しないといけませんけれども。

私は、できるならば残したいという気持ちはありますけれども、先ほどから申し上げているように、あそこの建物、本当に私は非常に貴重な建物だなと、前は歴史的な価値がないからという判断をされたようですが、私はそこはちょっと理解ができませんけれども、これみんなね、知恵を出さないといけないなというふうに、私、思っています。

で、あの尾野本小学校の将来、じゃあ町が全部経費をもってやるのかと、これだつていろんなやり方あるわけですよ。公設民営のやり方もあるし、あるいは指定管理の方法もあるし、いろんなやり方があるわけですから、全て何から何まで全部町がやるというものの考え方というのは、私はこれから、それは変えるべきだなと。

ですから、例えばの話ですけど、あそこの尾野本の小学校の講堂、例えばNフェスという組織、団体があるとするならば、そこにあそこを全て任すから、もうどんどん人を呼んでくださいというようなやり方だつてできるわけですし、その辺は、私はこれから、もっともつと色々な方法があるなと。これ全て町でどうのこうのということじゃなくて、これからその辺の将来のことも考えて、ちょっといろいろ調査検討をしないといけないというふうに思っておりますし、で、調査、あそこの建物の調査費、これから補正予算を後でお願いするようになると思いますので、そのときは、ぜひ賛成をしていただければありがたいと思っています。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私は、この調査費、さっきも言いましたかもしれませんが、実は今年度の予算の中にね、あがってくるかなと期待していたんです。それでも、今年度の補正で調査費をあげるということになりましたので、ぜひその結果を待ちたいと思います。

ただ、私は決してね、講堂を残すことに反対とかということは一切言っていない。ただ、残すなら残すなりの、やっぱりね、方策については、やはり相当な覚悟を持って臨まないで、町民全体の理解は得られないかもしれませんし、また議会としてね、特に私が心配するのは、この講堂の保存の利活用のね、方法といいますか、私も全く分からないんですよ、いったいいくらかかるのかと。ここなんです。ある程度目途があればね、おおよそこのくらいでしょうということがあれば、これは理解、どうと言えますけど。全く分からないんですよ、そこなんです。

ですから、今回のこの調査に、結果を期待をしますけれども、逆に言うとね、町として相当なお金はかかってもやるという、やりたいという考えなんですか、もう一回だけお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 何度もお答えしていますけれども、まだ最終的に判断したわけではないので、いろんな調査、検討して、そして、これは町民の皆さん、あるいは議会の皆さんにお諮りする、その段階までまだいってないわけですから、今、どれだけかかるか分からないうちにどうのこうのというようなお話、議論されても、これは私も答弁のしようがないので、これからその作業をする予定にしていますので、ですからその経過についてはね、逐次、皆さんにお話をしないといけませんし、何よりもやっぱり、町民の皆さん、あるいはそこを利活用したいという皆さんの意見を聞かないと、ただ、その一方的な話だけでは、これ判断できませんし、いろんな財源の問題もあるわけですから、そこを総合的に判断して、最終的に皆さんにご判断をいただくというふうにしてまいりたいと思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それでは最後に、ここを利用して、現在利用している、あるいは今後利用したいと考えておられる方々、やはりそういうことに対して、非常に期待を持っているわけですね。これを保存して残してくれるんだという思いをしているわけですよ。ですから、私は町が、やはり本腰を入れて、そういうことをやるなら、そういう期待に応えるだけのことをしていただきたいなということで、私の一般質問を終わります。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。3 番、秦貞継です。本日は、事前の通告に従い、町側に質問をいたします。

最初の質問は、町内の有害鳥獣対策についてであります。先日開催された町民と議会との懇談会において、開催地区住民から、有害鳥獣による被害への対応に相談がありました。町の課題でもある有害鳥獣被害防止に対する町の考えを伺います。

1 つ目として、現在までの町内の有害鳥獣被害の状況はどのようなになっているか。

2 つ目として、これまでの有害鳥獣被害防止の対策と成果及び課題はどのようなものか。

3 つ目として、さらなる有害鳥獣被害防止に向けた取り組みは考えているかであります。

次の質問は、町内への誘客イベントについてであります。町は交流人口拡大に向けて様々な取り組みを行っていますが、今までの成果と今後の展望について、以下の点を伺います。

1 つ目として、これまでの町内誘客イベントの成果と課題はどのようなものか。

2 つ目として、今年行ったフィンランドサウナが報道等で話題になりましたが、さらに力を入れて取り組む考えはないか。

3 つ目として、さらなる交流人口拡大に向けた考えはどのようなものか。

以上であります。町側の明解な答弁を求めます。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 3 番、秦貞継議員の町内の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えします。

はじめに、1 点目の鳥獣被害の状況についてですが、本町で被害の大きい鳥獣の種類別に直近の 3 年間の平均で申し上げます。まず、ニホンザルについては、農作物の平均被害額が 329 万 6 千円、被害面積が 3.3 ヘクタールで、被害は横ばいであります。地区別では、奥川が減少傾向にあるほか、新郷が横ばい、群岡・野沢は増加、尾野本は被害がありません。

んでした。作物別では、水稻から畑作物まで広く被害が及んでいます。

次に、ツキノワグマについては、平均被害額が23万2千円、被害面積が0.4ヘクタールでした。被害の程度は2、3年ごとに変化する傾向にあり、平成30年度は被害が少なかったところです。クマの被害は、どの地区でも発生しており、クリやカキなど果樹への被害が特に多かったところです。

次に、イノシシについては、平均被害額が122万円、被害面積が2.4ヘクタールであり、年々被害が増加しています。地区別では、奥川が最も多く、尾野本・新郷でも増加しており、作物別では、ほとんどが水稻への被害でした。

2点目の鳥獣被害防止の対策と成果及び課題についてですが、全体的な対策といたしましては、平成30年度に専門員を配置をし、鳥獣被害防止の総合的な対策と集落支援に取り組んでまいりました。これにより、重点的に対策を講じた地区では被害の減少並びに捕獲実績の向上がみられました。一方、猟友会の捕獲員の高齢化が進んでおり、ワナの設置や見回り、捕獲活動等における負担の軽減が課題となっています。

鳥獣の種類別に申し上げますと、ニホンザルについては、捕獲員2名体制でパトロール活動を行っており、調査の結果をケーブルテレビの、サル出没予報に活用し、追払いやワナの設置に効果を上げています。また、パトロール中には、捕獲も行っており、その捕獲数は全体の約3分の1を占めています。このほか、専門員を中心に各集落等で追払いや電気柵の講習会を開催いたしました。さらに、大型オリの設置や電気柵の設置補助にも取り組み、それぞれ、対策を講じた集落等では被害が減少し、捕獲実績が向上いたしました。今後は、これらの対策を町内全域に広げ、より一層効果を上げることが必要であります。

次に、ツキノワグマについては、特に人的被害防止のため、町の広報紙やケーブルテレビ、集落へのチラシ配布や看板設置による注意喚起を適時に行い、近年は人的被害が発生しておりません。また、収穫しないカキなどの未利用果樹木の伐採や、集落周辺の林を伐採し、失礼しました。集落周辺の林を間伐し、クマが出没しにくい緩衝帯をつくる環境共生林の整備を計画的に実施しており、整備を行った地区ではクマの出没が減少しています。その一方、クマは法律上の制限から常時捕獲することができないため、町に対し、早期の捕獲を期待する町民から問い合わせも寄せられており、町民の不安を解消するため適切な対応が課題であると認識しております。

次に、イノシシについては、平成30年度に奥川・松峯地区で、県・町・集落が連携して集落ぐるみの電気柵設置事業を実施しました。集落内の水田4カ所、計2.9ヘクタールに集落の共同作業で電気柵の設置と管理を行った結果、被害をゼロに抑えたところです。このような集落単位での取り組みをさらに拡大するとともに、捕獲用のワナを効果的に活用して捕獲実績を上げ、増加する被害を食い止めることが課題であります。

3点目のさらなる被害防止の取り組みについては、総合的な取り組みとして、有害鳥獣の行動調査にICTを活用し、被害防止と捕獲活動の向上に努めてまいります。また、追払いや電気柵の講習会について、実施地区の拡大とこれまで開催した集落等へのフォローアップを行ってまいります。さらには、ワナ免許取得にかかる経費の補助や免許試験の情報提供を行っていくほか、捕獲隊への支援として本年度から捕獲報奨金の額を一部増額したところです。

鳥獣の種類別の取り組みとしては、ニホンザルについては、本年度導入する空気銃の活用と小型オリの増設により、捕獲実績の向上に努めてまいります。ツキノワグマについては、ホームページ等を通じて広く情報の共有を図り、町民の不安解消と注意喚起に努めてまいります。イノシシについては、ＩＣＴを重点的に活用するとともに、くくりワナの増設と改良を行い、さらには、共同で電気柵を設置する集落を選定し、捕獲実績の向上と被害の防止に取り組んでまいります。

町といたしましては、これらの対策を複合的に組み合わせて実施し、これまで以上に、農作物等への被害軽減と町民の安全安心の確保に取り組んでまいる考えであります。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3 番、秦貞継議員の町内への誘客イベントについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、これまでのイベントの成果と課題はとのご質問についてであります。先月開催した、なつかし c a r ショーをはじめ、8 月、9 月には商工団体が主催する、野沢ふるさと夏まつり、西会津にぎわいまつり、10 月に、西会津ふるさとまつり、年明け 2 月には、西会津雪国まつりと、年間を通して多くの集客があるイベントが企画されております。また、町内の自治区や地域団体主催のイベントも数多くあり、町ではそれらの点在するイベントを線でつなぐ、わくわくイベントスタンプラリーを実施し、交流人口の拡大を図っているところであります。

これまでのイベントの内容については、社会動向などを反映しながら、新しいものを取り入れ開催をしており、その結果といたしましては平成 30 年度に町内で開催されたイベントの総数は 60 件で、参加者・来場者は延べ 17 万 5,000 人となっており、交流人口の拡大が図られていると認識しているところであります。また、課題といたしましては、イベントに来ていただいた方々を、今後地域と多様に関わる関係人口にどうつなげていくかがあげられます。

次に、フィンランドサウナへの取り組みについてのご質問にお答えします。昨今のサウナブームを背景に、本年 2 月に地域おこし協力隊が企画実施した、西会津国際芸術村でのフィンランド式サウナの体験イベントは、県内のみならず首都圏からも多くの参加者があり、各種メディアや SNS で取り上げられ、大きな反響を呼んだところであります。

現在のところ自治体レベルでのテントサウナのイベントを実施しているところはなく、話題性もあることから、主に本町の冬期間の交流人口や関係人口の増加に向けた新たな取り組みとして、テントサウナを活用していきたいと考えております。なお、今次補正予算にテントサウナ購入にかかる所要額を計上しておりますのでご理解いただきたいと思います。

次に、さらなる交流人口拡大に向けた考えはとのご質問についてであります。先ほどお答えしたとおり、イベント内容の適宜見直しを図ることはもちろんのこと、体験型のイベント等を取り入れることにより、交流人口及び関係人口の増加につながるものと考えております。

町といたしましては、イベントの参加者や本町への移住者の方々、町外の意見を参考に、これまで気付かなかった地域資源を活用しながら、新たな魅力や価値を創出し、本町が目

的地となるよう関係団体の協力を得ながら、交流人口の拡大に努めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 順次質問していきいと思います。有害鳥獣に関してですが、私がちょっといろんな人にお話聞いたんですけども、サル、クマ、イノシシ、ここは少ないですけど二ホンジカ等の被害があるそうですが、それぞれの鳥獣によって対策が違いますので、時間の関係上、一番議会報告会のほうでお話が多かったイノシシについて、まず先にお伺いしたいと思うんですけども、非常に議会報告会でもイノシシ被害、田のくろがやられるとか、稲をやられる。あと、結局、穴を掘って自分の体を洗う場所をつくったりとか、そういったもので非常に田んぼ、田んぼに対する被害が多いというお話があったんですけども、町としては、そういった町民の皆さん、例えば被害があったところの、被害の農家さんと直接お話をしたりとか、被害の状況とか、そういったものというのは、どのような頻度で意見を聴取されているのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

イノシシ被害についてということで、被害のあった住民の方々の意見を、どのような頻度で調査をされているかというようなご質問でありましたが、直近の調査では、今年の 1 月に被害調査をいたしまして、これは書面の形式でいたしました。で、被害のありました集落の全戸に対して、被害の調査を再度行い、その際に全戸の、被害のあった集落の全戸から、意見、要望についても書面で出していただいて、調査をしたところでございます。

その頻度につきましては、この調査については年 1 回の調査を行っております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 今、書面というお話だったんですけども、職員の方々が、その農家の方々と直接お話するような機会というのはあるんでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

職員と専門員が、直接その被害の大きかった集落から選定をして、集落に入って、住民の皆さんから意見をお伺いするようにしております。その機会につきましては、集落での説明会や、あるいは集落での自治会の総会でありますとか、そういったところにおじゃまをいたしまして、意見をお伺いするようにしておりますが、ただ、被害のあった全集落に対してやっているかというところで申し上げますと、まだ、全域にはいったていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 そのイノシシ被害なんですけども、先ほどの説明では、3 年間の平均ということだったんですが、要は、いただいた資料にも載っておりますとおり、ここ数年、特に 3 年、4 年の間での被害の増加というのは、このイノシシ被害に関しては非常に大きいと思います。2015 年と 2018 年の比較でいいますと、昨年度ですが、何十倍にもイノシシの被害が増えていると、ここがたぶん議会報告会で町民の皆さんが、我々に困っているんだよ

ねという、話すことになった根拠じゃないかなと、私は考えるんです。

ただ、実際そのいろいろイノシシの生態を調べると、非常に警戒心が強く、夜行性で、なかなか狩猟が難しいと。で、町で出しております西会津町鳥獣被害防止計画等でも書いてありますけども、イノシシは23年度に初めて、尾野本の睦合地区で被害が発生してから、有害捕獲を行っているが、今まで捕獲実績はないという話なんですけども、これ捕獲の方法としては、現在イノシシは、どのような捕獲方法を取られているのか、捕獲の方法についてお聞かせください。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

イノシシの捕獲方法につきましては、具体的にはくくりワナというワナを使って捕獲しております。これは、鉄製でできたワイヤーのような構造になっていて、イノシシの足を入れると、そのワイヤーが締まって捕獲するというような構造になっておりまして、このくくりワナを捕獲隊のおります猟友会の各分会に配付をいたしまして、猟友会の皆さんにワナの仕掛けていただいて、捕獲をしているというような方法でございます。ワナを仕掛ける場所については、被害のありました箇所に近い、イノシシの通り道にワナを仕掛けて捕獲するというような方法でございます。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ちなみに、そのくくりワナの実績というんですかね、イノシシをどのくらい捕獲できているかという資料、もしあれば、近年で教えていただきたいと思うんですが。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

イノシシの捕獲実績であります、直近の3年間くらいの捕獲の実績で申し上げます。平成28年度、16頭でございました。平成29年度、30頭でございました。平成30年度、13頭でございました。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 やはり今聞いた感想としては、捕獲が少なかった平成30年、2018年、被害が非常に大きかった年には、やっぱり捕獲もなかなかうまく進んでいないのかなというような感想を受けたところであります。

1つ確認したいんですけども、捕獲頭数、イノシシの捕獲頭数というのは、制限はありませんよね。もしくは、まず、ごめんなさい、捕獲頭数の制限があるのか、これ以上とっちゃいけないよという制限があるのかだけ、まずお聞かせください。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

イノシシの捕獲頭数についての、まず考え方をちょっとご説明申し上げます。イノシシの捕獲頭数については、まず県で捕獲の頭数の計画を定めております。これに基づいて捕獲をする場合と、町が緊急捕獲の許可を出して捕獲をする場合と2つございます。いずれにしても、県の部分については、会津で何頭くらいの捕獲の計画というような中で捕

獲をしていくと。町の場合については、どここの地域でこういう被害があったので、地域別に許可を出して捕獲をしていただくというようなことでございます。そういった違いはございますけれども、実質的に制限という考え方はないというふうにご理解をいただいてもよろしいかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長　　3 番、秦貞継君。

○秦貞継　　いろいろ農林水産省等のホームページにも出ているんですけども、有害鳥獣、全てを捕獲するというのは不可能であると。それと、捕獲というのが最短の近道、被害防止に対して最短の近道かということに関しては、違うというふうに出ておまして、後でお話しますが、電気柵等が一番有効かなと私も考えるところではありますが、ただ、被害がこれだけ大きくなっているところでもありますので、防止も必要ですけども、その被害防止のために捕獲もある程度必要かなと。

で、猟友会の方々にも、ちょっと何人かにお話聞いたんですけども、先ほど申し上げたとおり、なかなか捕まえられないというお話を聞きましたが、今次予算、ごめんなさい、当初予算で新しいオリを買うんですかね、捕獲、有害鳥獣被害防止のために予算があがっていたと思いますが、その中に、要は、捕獲する機器等の予算も入ってらっしゃったんですか、そこをまずお伺いいたします。

○議長　　岩渕農林振興課長。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

イノシシ対策の部分についてだけお答えをさせていただきますが、イノシシの部分につきましては、捕獲用のくくりワナ 30 基を本年度の当初予算に、追加で購入する経費を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長　　3 番、秦貞継君。

○秦貞継　　オリ等は、検討され、ごめんなさい、中には入っていないんですかね。予算の中に入っていないんですかね。

○議長　　岩渕農林振興課長。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

オリについても、当初予算で購入の予算を計上させていただきましたが、オリの購入については、サル用のオリを購入する計画でございます。イノシシ用につきましては、くくりワナで捕獲をするという考え方でございます。

以上でございます。

○議長　　3 番、秦貞継君。

○秦貞継　　私が見たネット上でしかないんですけども、多かったのはオリでの捕獲が非常に多かったのを目にしました。結局、1 匹ずつ獲るのじゃなく、結局まとめて、群れごと狩猟するというような、素晴らしい最先端のオリを開発している民間業者もありまして、今くくりワナというお話あったんですけども、これだけ被害が大きいのに、これ 30 基で間に合うのかなという、正直、不安もあったんですけども、サル用のオリというのは、イノシシ用には使えないんですか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

サル用の捕獲のオリは、イノシシに使えないかというお話でございましたけれども、大きさが違いますので、イノシシ用にするには、もう少し、もっと大きなオリを購入する必要があります。

議員の今ほどのお話の中で、いろいろな各地での先進事例があるというお話でございましたけれども、町にももちろんそういった先進的な事例、あるいは最先端の捕獲の方法についての情報は、いろいろ寄せてられておりまして、それが西会津町の地域に合ったものであるかどうかというのを十分に検討をしているところでございます。

ひとつご理解をいただきたいと思いますのは、イノシシをオリで獲るという方法もございますが、イノシシをオリで獲る場合は、米ぬかをエサにして、オリの中に引き寄せるわけでございますが、これは実はクマも大好物でございまして、イノシシを仕掛けたのに、クマを引き寄せてしまうという危険性がある、現在、西会津町ではクマもイノシシもおりますので、その危険性を排除するために、オリでの捕獲は行っていないということでございます。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、じゃあまあ、くくりワナということですけども、実は民間でいろんな資料、やっぱりつくって出しているんですけども、今お話にあったような内容は、私が目にしたところではなかったもので、西会津独自の有害鳥獣防止のための対策の弊害になっているのかなと思うんですけども、そのオリに関して、クマがいるんでかけられないということですけども、さまざまなオリがあるのも目にしたんですね。柱がしっかりしたものや、私、これから言おうかなと思ったんですけども、ICTですよ。ICTを活用した、これは農林水産省のほうでも、鳥獣被害防止総合政策交付金で、こういったこと、ICTをどんどん進めてくださいというような感じで推奨しているようですが、そういったワナの効率化というんですかね、有効なワナの調査、やっているということだったんですけども、効率化とか合理化というのは、検討されて、実践ていうんですかね、実証されているんですか、そこをまず伺いしたいと思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

効率化というのは、その捕獲の実績があがるやり方を考えているかというようなことでよろしかったでしょうか。先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、イノシシの捕獲にはICTの導入を予定しております。これは具体的に申し上げますと、ワナはくくりワナでございますけれども、くくりワナにセンサーを装着いたしまして、実際にイノシシが、ワナが働いた、イノシシがかかるときに、メールなどで捕獲員に通知が行く仕組みと、合わせてワナを仕掛けた現場にセンサーカメラを設置をして、カメラで遠隔で、そのイノシシの行動を調査いたしまして、どのようにしたらイノシシがワナにかかるのかということ視覚の情報で分析をして、その精度をあげていくというような試みを今年度いたす予定でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 課長の答弁にあったとおりだと思います。その今言った、要は、猟友会の人たちがクマのワナを仕掛けたときもそうですけど、仕掛けたのを毎回毎回見に行かなくちゃいけないと。で、その手間も大変だというお話も聞きました。今、その農林水産省でも出している、その遠隔監視、個体数、獣種判別システム。もくしはそれをカメラを通して携帯電話や、要は離れた場所で負担なく捕獲作業ができるように補助するシステム等も、だいぶ開発されているようなので、ぜひ早急に、これだけ被害が大きくなっていますので、早急に検討して、早めに対応できるものは対応したほうがいいと思います。

それと、ただ、もう一つ心配だったんですけど、今、有害鳥獣対策専門員という方が、一生懸命活動されて、あちこち回ってね、説明会もやったり、新しい、その捕獲に取り組んで、一生懸命頑張ってらっしゃるんですけども、こういった、やっぱり人の育成というのも大事だと思うんですけども、そういったものに関しては、今後は町のほうでどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

有害鳥獣捕獲にかかる人材の育成ということでのご質問でございますけれども、現在、有害鳥獣対策専門員を町で1名委託をして配置をしているところでございます。昨年度から配置をいたしまして、令和2年度までの県の事業で配置を計画してございます。これにつきましては、当然、令和2年度までは継続して配置をいたします。その先につきましては、その時点で成果を検証いたしまして考えていきたいと。

また、そういった人材を増やす考えがあるかというような点につきましては、現段階では具体的にはもってございません。ただ、捕獲員の、現地で活動する捕獲員の皆さまの技能、実施技能向上には専門員を導入いたしまして、その向上には十分に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど言ったICT、要は、最先端の技術の最先端の、要は、人。これが不可欠だと思います。なかなかやっぱりいい機械を持っても、それを利用する人間の側が精通をしていないのでは、なかなか被害防止というのはつながらないと思いますし、伊賀市だと思いましたが、やはり長期的な計画というんですかね、地区ごとにこういうふうに対応する、こういうふうに対応するという計画性を持って、そこに対して、先ほど言った、電柵等を使って追い込みをして、さらに捕獲をするという継続的な長いスパンで考えた対応も必要だと思いますので、ぜひお考えいただきたいと思います。

あと、くくりワナの免許取得を推進というような話だと思うんですけども、これ、もし、ごめんなさい、町民の方々免許を取った、くくりワナ、狩猟免許を取った場合というのは、町民の方々というのはどのような有害鳥獣防止活動ができるか、お伺いいたします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ワナの免許を取った場合の、その捕獲活動をどのようにできるかというご質問でございますけれども、まず、議員から今、くくりワナというお話がありましたけれども、ワナの免許につきましては、くくりワナ、そして箱ワナ、どちらもかけられます。したがって、イノシシの捕獲、サルの捕獲、どちらもワナの設置をできるということでございます。設置をして捕獲をすることはできるんですが、実際、有害鳥獣捕獲の場合、さらにその鳥獣を止めさして、処分をしなければならないということがございますので、これにつきましては、免許取得者1人の手ではなかなか難しいことでございますので、猟友会に所属をしていただいて、猟友会員と連携をして鳥獣捕獲にあたっていただくような考え方で、現在進んでおります。

まだ、昨年2名の方にワナの免許資格を取っていただいたわけでございますけれども、現在、その連携につきましては、それぞれの地区の猟友会と話を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そこなんです、結局、獲ったのはいいんですけども、獲った、もし獲ろうとする方々も猟友会に入ってもらわないといけないとなると、今の組織の猟友会の中に入るということ、町民の方々が考えると、立場になって考えると、なかなか入りづらいんじゃないのかなと私は思います。やっぱりその辺の体制づくりも、今後、町民の方々の協力は不可欠だと思いますし、理解も必要だと思いますが、それを頑張っている町民の方々をバックアップする体制づくりというのにも必要だと思いますので、ぜひ、それをご検討ください。早急な対応が必要だと思います。

あと、今ほど、時間の関係でまとめますが、やはり町民の方、今言ったとおり、町や猟友会の方々が、町内にある、町内にいる有害鳥獣を全て駆除して、全て被害防止できるかといったらできないんです。そうすると、やっぱり町民の方々の理解や協力が絶対不可欠なんです。そのときに、やっぱりそれを執行しようとする町側と町民の間に、間というんですかね、隔たりがあったんでは、やっぱりなかなか有害鳥獣対策というのは進まないと思います。

先ほどの質問でも、私、申し上げましたが、書面での質問やアンケート調査ももちろん大事ですけども、役場側から、住んでいる町民の方々、年配の方々多かったです、議会報告会のときに、あの方々が自分たちで自分の田んぼを、自分の力でとってもなかなか難しいと思います。そこは町の方々と協力し合ってやりましょうと、それを町の側から皆さんの目線に立って、進めることが重要だと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。それについてお考えありましたらどうぞ。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員のご質問にありまして、当然にして被害のあった集落に直接出向き、住民の方々の意見を聞きながら、また、実態を聞きながら、その集落に合った対策を住民の皆さんと一緒に考えて、構築していくということが最も重要でございます。昨年度は専門員を配置いたしまして、奥川地区を重点に、その対策を講じてまいりました。先ほどの答弁にも申し上げましたとおり、その対策を今度は新郷、群岡、尾野本、野沢と、被害の大きい

集落から順にというような形になるかもしれませんが、その対策を集落単位で全地区に広げてまいる考えでございますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 体制の整備と、それにかかる捕獲への最先端技術の研究、ぜひこれからも早めに進めてください。

次の質問に移ります。町内の誘客イベントについてでございますが、まず、なつかし c a r ショーについてお伺いしたいと思うんですけども、実は私、その現場にいまして、直接その来場者の方々とお話する機会があったんですけども、そこに来たなつかし c a r ショーでのイベント参加者からの、例えば要望とか、そういった声というのは、調査されたのでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

なつかし c a r ショーに来場されたお客さまのほうから、意見を徴集しているのかというような部分でございますが、なつかし c a r ショーにつきましては、実行委員会形式で運営しておりまして、その中の 1 つの部門であります魅力発信部門のほうで、来場者からのアンケートを徴集しております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 その結果ていうのは、まだ出てらっしゃらないですかね。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

速報値ではございますが、そのアンケート内容については、速報でございますが、把握はしております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 どのような要望というか、イベントに対する要望等があったかというのを、把握している範囲で構いませんので、教えてください。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、お答えいたします。

まず、集計総数でございます。一応来場者数につきましては新聞報道等もございましたが、約 5,500 人という形になっておりますが、その中で、集計といいますか、アンケートにご協力いただいた方については、だいたい 240 件程度と、大変ちょっと少なかったという部分はございます。ただし、その中で、やはり当日の部分の中で、町内と町外の割合から申しますと、町外が 81 パーセント、町内の方が 19 パーセントというような形の数字となっております。ほとんどが町外の方から意見の集約という形になっております。

その中で要望といいますか、次に改善してほしいという中でピックアップしたものを申し上げますと、やはり一番今回多かったのが、やはり大変暑かったというのが一番多くございました。また、日陰がほしいと、また、その暑さ対策について何とかしてほしいという部分の意見が多数寄せられているというのが課題として、要望としてあがっているということでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 実は私が聞いた意見も同じで、あの日、非常に天気がよかったです。で、朝方までは、ああい天気恵まれたなと思って喜んでいたんですが、昼近くになったら、今度暑過ぎまして、地元のいろいろ出店している皆さんが、いろんなものを売り出そうとするんですけども、買ったものをどこで食べていいかわからないと、周りの木々の影に皆さん持って行って、そこで飲んだり食べたりしているんですけども、そこに関して、非常に、すぐに埋まってしまったものですから、それからあふれた方々が、たぶん今、課長がおっしゃったような、アンケートに出たような内容の意見を申された方だと思うんですけども、あそこに関して、何箇所か日陰の場所がありますが、今回、5,500人程度の来場者ということですが、以前は2万人程度来たこともあったわけですね。

そこを考えると、現在と同じような対応をしていたのでは、来たお客さんが、来年また来たいなと思ってもらうかどうかというところに、非常に疑問を感じてしまうと思うんです。で、一緒にいた、出店で頑張っていたいただいている方々も言ってたんですけども、文化と産業祭で使っているような大きなテント等が真ん中のほうにあれば、もうちょっと日陰はつくれたんじゃないかなというお話もあったんです。私もその辺、非常に大きな大型テント等を置くことは有効な、要は日陰対策として、もし、雨が降ったとしても、来場者の方々が困らない対策としていいんじゃないのかなと思うんですけども。大型テント等を導入してみたほうが、私はいいと思うんですけど、そういった考えというのはございますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

大型テントを、会場に、暑さ対策も含めて設置してはどうかというようなご質問でございますが、今、現状、今、なつかしc a rショーにつきましては、エントリー台数はだいたい200台程度ということで、そちらのほうについては、多目的広場の芝の部分で実施すると、いわゆる車両を展示するというような形の方策を取っております。ふるさとまつりのように、会場内に中心に、もしビックテントを配置してしまいますと、ちょっと車両の部分とかの部分で、大変レイアウト等について、ちょっとやっぱり検討を非常に要するなという部分は考えているところでございます。

また、今回、暑さ対策と申しますか、休憩スペースについては、今まで4張り程度したテントを置かなかったんですが、今回、6張り程度増やしまして、一応多くは、対処はしたんですが、なかなかやはりその部分で休むところが少なかったということと、今まで藤棚のところの樹木があったんですが、今年ちょっと5月に伐採、枝払いをしてしまったという部分で、若干暑さと日陰がなかったというような部分も反省点にあげられるのかなと思っていますのでございます。

したがって、今後、大型テントの活用につきましては、やはり十分実行委員会の中で暑さ対策も含め、雨天対策も含めて、総括的な部分で検討していく事案かなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 せっかく復活した町のなつかしc a rショーイベントですから、なかなか減ったお客さんを増やすというのは大変だと思うんです。これからやっぱり継続的にやってい

がなくちゃいけないし、来た人が、来年ももう一回来たいなと思ってもらえるような努力を、やっぱり主催者側の人たちは考えるべきだと思います。

ここで今すぐね、テントを張るという答えはなかなかいただけないと思いますが、ぜひ検討ください。また、もしテントを出すのであれば、そのテントを出すだけでなく、そこで例えば、町の物産等を、例えばPRするような活動を行って、テント等もただじゃありませんから、お金はかかりますけれども、かかったお金の分、町のPRや交流人口拡大になるように、前向きな検討をぜひ考えていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、そのフィンランドサウナの件なんですけれども、今回の補正予算のほうにテントサウナの購入費が計上されているようですけれども、これはどのような利活用方法を考えているのか、まずそこをお伺いいたします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 テントサウナについてお答えいたします。

まず、今次の補正予算に、確かにテントサウナの所要額として予算を計上させていただいております。現在、想定されると、活用方法ということで考えておりますが、まず、3点ほどございまして、まず1点目でございますが、やはり、いわゆる除雪は労働じゃないと、エクササイズだという考え方のジョセササイズとテントサウナを組み合わせたイベントが、まず1つ考えられるのかなと。こちらのほうにつきましては、本年2月に国際芸術村でやったような形になるのかなというような部分がまず1点目です。

2点目といたしましては、やはり温泉施設周辺にテントサウナを配置しまして、サウナ体験と合わせたロータスインの集客増を図っていければなというような部分が2点目でございます。

また3点目といたしましては、やはりサウナという部分については、循環器系に結構いいというようなお話も聞いておりますので、町の健康づくりの一環としてテントサウナの体験イベントというのも考えられるのかなと。

また、そのほかといたしましては、やはりサウナ内を熱くするアウフグースという、熱された蒸気を送るという部分の全国大会というようなイベントの部分も、開催も考えられるのかなということで、一応集客に向けまして、多方面で活用が期待されるというようなことで考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これあれですか、冬等は使わないんですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

冬期間使わないのかという部分ではございませんで、ぜひ冬期間、やはり西会津町、冬期間につきましては、若干やっぱり観光誘客という部分では落ちておりますので、これを体験型というようなイベントにしまして、誘客増を図っていきいたいと考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 せっかく買うものですから、有効活用というんですかね、フル稼働とまではいかないと思うんですけれども、なるべくいっぱい使っていていただいて、それで町の魅力につなげていただけることが非常に大事だと思います。なかなか交流人口拡大と一言でいっても、

継続性も重要ですし、大きなお金をどんと突っ込んで、大きなことをやろうと思っても、町の財政を考えればなかなか難しいと思うんです。やっぱりこういった小さなところから、少しずつ集客を増やしていくことが重要だと思います。

あと、せっかく買ったものなんですけども、やっぱりそれを運用する、先ほどの話もそうなんですけども、人が大事だと思うんです。どうやってその、今、買ったテントサウナですか、これを上手に利活用するかというのは、これは人だと思うんですけども、人間、運用する側の人のほうの計画というんですかね。考え方というのは、どのようなものですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 ただいま運用面ということでございますが、一応、今現在、このテントサウナにつきましては、ロータスインのほうに設置したいというような部分で考えております。この中で、やはりテントサウナでございます。火を使いますので、やはり火の管理というのは必要なかなと考えておりますので、その辺も踏まえまして、最低1人、人材的な部分はそこに携わる者は必要なかなというふうな部分は考えております。

今後、購入後、購入業者の意見も聞きながら、いろんな具体策、イベントの方策等は詰めていきたいなと考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 正直、1人で大丈夫かなというふうなところもあります。今、聞いてて思うんですが、有効、せっかく買ったものを有効に使うには、やはりそれを有効に動かす人間が必要になります。そこに関しては、今のところ1人という計画ですけれども、先ほど課長の答弁でもありましたとおり、それを提供する側、要は納入業者のほうの意見も十分聴取して、必要であれば早急に対応を行ってください。

時間がないので最後に移っちゃいますけど、さらなる交流人口の拡大に向けてなんですけども、先ほど、私、自分で言いましたけど、なかなか結果が出ないと、長く長く続けていかなければ、要は、町の魅力につながらないと思うんですが、その先ほどのなつかしc a rショーもそうですし、フィンランドサウナもそうですけども、単体で考えるのではなく、例えばなつかしc a rショーのイベントで、じゃあもう一つこっちのイベントを付けてみようかなとか、例えば、そのロータスインですけども、あそこコテージ、下、ありますよね。ああいったところで、例えばイベントをやってみるとか、そのサウナイイベントをやってみるとか、そういったように、一つ一つのイベントごとを、磨き上げてね、よく以前お伺いしていましたけれども、そうではなく、合体させることで、そこに参加する、前回のなつかしc a rショーもそうですけども、皆さんね、土日休みを返上して一生懸命頑張ってたっしやったようなんですけども、せっかく出ていただいた方も、何回も何回も休むんじゃなく、どこかでまとめて一生懸命、町をあげて頑張るという方向性というのも、これは新しい交流人口拡大に向けた方策としては有効じゃないかと私は考えますが、町の考えはいかがでしょう。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

各イベント、単体だけではなくて、複合的に開催してみたらどうかというような部分で

ございますが、確かにご指摘のとおりと思いますが、まず、なつかしc a rショーにつきましては、昨年復活するときに、野球場が空いておりますので、野球場で試合をやったらどうかというような部分も検討はいたしました。やはり野球ですので、レフト側に防球ネット等がございませんので、やはり旧車に当たってしまつては大変な被害が出るということで、一旦断念した経緯がございます。

そのほか違う形で、町内でやるイベント等と合わせながら、大山まつりの開催前ですので、その大山の部分の魅力を発信したりとかという部分は考えられるものと考えております。

また、テントサウナにつきましても、確かにキャンプサイトのほうでは、サニタリー施設はございますが、入浴等もロータスを使うという部分はありますが、そこで体験していただくということも一つの手かなという部分で、今後十分に検討すべきものかなと考えております。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどの課長の答弁で、年間で平成30年度で60件というイベントを行っているということだったんですが、なかなか一旦始めたイベントというのは、スクラップアンドビルドとよく言うんですけど、スクラップがなかなか難しいんです。であれば、各々のいいイベントというのを合体させて、有効な活用としていく方向を考えたほうが、要は、それを運営する側の負担もなく、なおかつ新しい方向性も見出せますし、要は、イベントが合体するということは、それぞれの関係者が合体すると。同じ方向を向いて考える機会にも、私はつながると思います。

先ほど町長の答弁にもありましたけども、これからの町を考えると、イベント交流人口に関わらずですけども、やっぱり皆さんの知恵を出し合つて、同じ方向を向いて、力を合わせていいまちづくりをするべきだと私は考えます。そこに関して、これからも真つすぐ、ぜひ交流人口拡大に向けて頑張っていただきたいと思います。最後に、もしそういう思いがあれば、お聞かせください。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 さらなる交流人口の拡大ということでございます。こちらのほうにつきましては、やはり年間で、やはり60のイベント、17万5,000人のお客さまいらっしゃるというような部分でございます。この部分につきましては、やはり現在、やはりその体験によって価値を生み出すという、コトの消費という部分が昨今言われております。ですので、体験で価値を見出す消費者を、どう今後、西会津につなげていくかという部分が大きな課題でございますし、西会津には優れた地域資源、たくさんございます。それらをコトの消費ができるような形で価値をつなげながら、複合的な形で交流人口の拡大並びに関係人口につなげていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ頑張ってください。皆さんの協力なくしては、西会津町のさらなる発展というのはなかなか難しいと思います。私も影ながら応援しておりますので、それでは、私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(11時58分)

○議長 再開します。(13時00分)

休議前に引き続き、一般質問を行います。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さん、こんにちは。2番、薄幸一でございます。今回は町民と議会との懇談会に出されました内容で、高齢者の住みやすいまちづくりについてと、飯豊山登山道入口の町であり、登山者を呼び込むための飯豊山の魅力発信について、今回は2つのテーマについてであります。

1つ目のテーマといたしまして、高齢者の住みやすいまちづくりについてであります。全国的に少子高齢化と人口減少が進み、高齢者1人暮らしの世帯が増えております。住みやすいまちづくりについての対策について、次の点について伺います。

高齢者の1人暮らしが増えており、困ったときに誰に相談したらいいのかわからないとき、相談できる部署を役場内に設置する考えはないか伺います。

2つ目のテーマであります。飯豊山の魅力発信についてであります。本町は福島県、山形県、新潟県の3件にまたがる、日本百名山の1つである飯豊山の登山道の入り口の町です。山頂には飯豊山神社がまつられ、古くから信仰の山でもあります。雄大なスケールで大きく登山道の魅力を、登山者を魅了していますが、飯豊登山による町の活性化について、次の点について伺います。

1つ目であります。飯豊山登山道入り口の町として、登山客を呼び込む対策は、町はどのように考えているか伺います。

2つ目であります。極入自治区から萩川駐車場までの道幅が狭く、すれ違いが困難な箇所も多くあります。道路の拡幅整備が必要と思われますが、町の考えを伺います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、薄幸一議員の高齢者の住みやすいまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

町の高齢化率は、6月1日現在で45.6パーセントと年々上昇しており、高齢者1人暮らし世帯は、町内全世帯の4分の1に当たる659世帯と、増加の傾向にあります。

議員おただしの、町内の高齢者の相談窓口についてであります。国から委嘱を受けた40名の、民生委員・児童委員の皆さんが、担当する地区において住民の生活に関する相談や、必要に応じて関係機関へ取り継ぎを行うなど、最も身近な相談窓口の役割を担っていただいております。

また、保健・福祉・医療・介護などの総合相談窓口として、町が業務を委託している西会津町地域包括支援センターがあり、専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護、日常生活に関わる相談・支援を行っております。さらに、町社会福祉協議会で行っている心配ごと相談所では、月2回相談日を設け、その相談内容により、町内外の専門機関への取り継ぎなどを行っております。

町といたしましては、今まで申し上げました各相談窓口と連携する役場内の高齢者相談窓口を、現在、福祉介護課としております。今後も、支援の必要な高齢者が増えていくこ

とから、分かりやすい相談窓口の周知に努めながら、関係機関と連携を強化し、より相談しやすい体制を構築してまいりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 2 番、薄幸一議員の飯豊山の魅力発信についてのご質問にお答えいたします。

はじめに登山客を呼び込む対策についてであります。飯豊山は日本百名山の 1 つに数えられる名峰であります。特徴といたしましては、亜高山帯に見られる針葉樹林がほとんどなく、貴重なブナ林や夏場は、イイデリンドウなどの固有種の高山植物が咲き誇るなど、豊かな自然が残る山であります。これら多くの魅力を広く P R することで、多くの登山客を呼び込むことができるものと考えております。

一方で、飯豊山は弥平四郎登山口から片道 7 時間程度を要し、難易度も日本百名山の中で 5 本の指に入る山で、登山の知識、経験及び十分な装備が必要となります。また、貴重な高山植物の生育環境への配慮も必要となります。

このようなことから、多くの登山客を呼び込むことだけではなく、環境保全の観点や登山の難易度も含めた P R を進め、登山者の増加を図っていきたいと考えております。

次に極入自治区から祓川駐車場までの道路拡張整備についてであります。まず極入から弥平四郎にいたる県道熱塩加納・山都・西会津線につきましては、会津北西部の北西部地域の活性化と産業振興を図る上で重要な路線であるとの認識から、喜多方市とともに整備期成促進同盟会を、失礼しました。整備促進期成同盟会を設立し、狭隘部の道路拡幅、線形改良を毎年、県に要望をしているところであります。

また、弥平四郎から祓川駐車場に至る町道弥平四郎山荘線につきましては、これまで豪雨により洗掘された路面の修繕等を行い、交通に支障がないように努めてまいりましたが、ご質問の道路拡幅につきましては、本路線が国有林内を通る路線であることや磐梯朝日国立公園内を通る路線であることからさまざまな制限があり、現在のところ拡幅等は予定しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2 番、薄幸一君。

○薄幸一 今ほど課長さんから答弁ありまして、本当に西会津の福祉に関することはすごいなというのは、昔から、前々から本当に存じてはおりますが、今回、本当に 1 人暮らしで、誰に相談したらいいなというのは、この前の議会報告会で、ぽつんと言葉が出た、おばあさんからの言葉であります。やはり、国から委託された 40 名の方、民生委員、児童委員の方はいらっしゃると思いますが、一番初めに誰に相談したらいいか分からない人が、やっぱりいるんですね。私たちは、当たり前のように、まだ年を取っていません。80 代、90 代になっていませんから、まだこれに携わっているから分かるかもしれませんが、全然携わっていない高齢の方だったら、本当にどこに相談したらホームに入れるのか、どこに相談したらデイサービスが受けられるのかと、ちょっと簡単な疑問、質問かもしれませんが、そういうことが分からない人が多々いるのかなと思っております。それで今回、こういうふうに質問させていただきました。

本当に、何でもできる相談室、本当に町で高齢者だけではないかもしれませんが、本当に生活に困ったとか、家庭内暴力があつてどうするか、そういう質問も受ける場所があれ

ばまた、いいのかなと思います、いかがでしょうか。

○議長 要旨まとめてください。

○薄幸一 そうですね、今ほど課長からの話では、本当に民生委員とか児童委員、本当に地域包括センターがあるから、専門員に任せてあるというのは分かりますが、そこまでの入り口といいますか、本当に困ったとき、誰に相談したらいいか分からない人がいるから窓口を町に設置して、その窓口から、こう伝わっていけばいいのかなと思いますが、そういう設置する考えというのはありますでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、質問にお答えさせていただきます。

今ほどご答弁で申し上げましたとおり、町ではさまざまな機関、あと関係者、関係団体などで相談窓口を開設しております。できる限り町民の、そういった相談事、生活に関することですとか、介護医療に関わるさまざまな相談事があるかと思います。そういったものにつきましては、できる限りそういった相談事を抜け落ちないように、拾い上げられるような体制整備をつくってまいりたいというふうに考えております。

なお、町といたしましては、今現在、答弁でも申し上げましたとおり、福祉介護課がそういった担当業務を行っております。ご家庭で困ったことなどがございましたら、福祉介護課のほうに、こういった相談事でも構いませんので、ご相談いただければ、その相談の内容に応じて、またさまざまな機関につなげていく。また、福祉介護課で解決するという事案もございますので、そういった対応をさせていただきますので、ぜひ町民の皆さんは、まずは相談の声をあげていただくと、それを近くにいらっしゃるどなたか、民生委員さんもそうですし、自治区長さんなど、さまざまな、近くに、身近にいらっしゃる方に、そういった声をあげていただくということをしていただければ、そこからさらにつながっていくものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうですね、福祉介護課が窓口ということではありますが、通常、普通ですと、役場にこう電話して、役場の電話番号分かればこう通じますが、全然分からない、本当に何を質問していいのか、何を尋ねていいのか分からないことってあるじゃないですか。そのときに、やはり便利、福祉介護課でほとんど解決というんですか、窓口になってくれるということは、本当にありがたいなと思っていますが、私たち、本当に包括支援センターとか、こういう窓口が、専門職をもった方がいらっしゃいますが、そこまでのどり着くといいますか、流れですか、そういうことが分からないと相談もできないのかなと思っております。

高齢者が生活支援ハウスにちょっと利用したいなと思ったときに、またどこに連絡したらいいの、今の答えですと、福祉介護課に連絡すれば、そっちに、ルートといいますか、あるということは分かりましたが、やはり私たちの考えるより、本当に80代、90代になれば、本当に話し方といいますか、自分の思っていることを言いますが、何が困っているか、これをストレートに言いますから、それで常に対応していただけるというのは、私は本当にうれしいなと思っております。

若干ニュアンスは違うかもしれませんが、以前、松戸市ですぐやる課というのが発足したということを知ったことがございます。これはやはり行政サービスを提供する中で、生活をより快適に過ごしていただけるようにということでもあります。若干、本当にニュアンスは違いますが、やはり町は行政サービスという、提供のもとでやっておられると思いますが、今後こういう介護サービスについて、抜けている面、抜けているとこって、なかなか分からないかもしれませんが、地方に行けば、1人暮らしの高齢化が多くいます。本当に1人で生活していると、しゃべる相手もいないということがよくあります。そういうときにでも、助けてほしいといいますが、話し合い手になってほしいという、そういうときでも連絡できる場所があればいいのかなということで、今回、提案させていただきましたけど、サロンとかね、そういう地元でサロン活動をしていれば、地元の人とコミュニケーションも取れるかもしれませんが、なかなか年を重ねますと、なかなかそこまで歩いていけない。そういうことになると、やっぱり話す相手も必要かなと思って、それでまた、こういう福祉介護課で話を、話を聞いてくれたり、お互いにコミュニケーション取ったりすることができるのかなと思いますけど、今までこんなことはしたことはございますでしょうか。

つまり、話し合い手になったりすることってというのは、簡単でようでも、そこまで行ってコミュニケーション取らなきゃなんないんですけど、このような事例というのはありますでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

議員おただしの1人暮らし世帯の高齢者の皆さんですとか、相談事を抱えていらっしゃるご家庭で、なかなか周辺の方とつながりきれていないような方、障がいを持った方も含めてですが、そういった方との町の窓口として福祉介護課があるわけなんですけど、そこでの直接的な相談業務ですとか、そういったことをやったのかどうかというふうなおただしかなと思いますが、町のほうでは、電話などでそういった相談を受けた際には、その相談内容に応じて、福祉介護課で対応できる部分。また、専門的な介護サービスですとか、あと医療サービスですとか、あと、民生委員さんに情報提供などする場合などもございますが、そういったことで、できる限りその方の相談の趣旨をくみ取りまして、その解決に向けていろんなお話を聞かせていただくことは、日々の業務の中で、業務で行っていることでございます。

できる限りそういった相談しやすい窓口として、福祉介護課、さらに町の相談窓口をご紹介するために、今までなかなかそういった相談窓口を一覧にまとめてご紹介したというふうなことも、私の記憶の中では、全てというところではなかったかなと思いますので、町民の皆さんに相談窓口などが一目で分かるような、広報紙ですとか、ケーブルテレビだとか、そういった媒体を使いまして、相談しやすい、相談、連絡先をすぐに分かるような対応もしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 やはりこの西会津、少子高齢化、人口減少、これは本当に歯止めのかからない

事態になっておりますから、やはり、1人暮らしの高齢化の皆さま方が、やはりこの西会津で住んでよかったなというふうに思っていたかかないと、その子どもさんやお孫さんが、西会津でなかなか生活しづらくなってくるのかなと思っております。やはりここで、この西会津町はこういう福祉関係は充実しているなというのは、本当に私もほかの地区に行つて、本当に自慢できる町であります。本当にこれから、本当に住んでよかったという人が一人でも多く住めるような町にしてほしいなと思っております。それにはやはり環境づくりも必要だと思いますが、この整備、本当に積極的に推し進めてほしいなと思っております。

次の課題に入ります。次の課題は、飯豊山の登山道の入り口なのに、なかなか私もこの前行つてきて、道が狭く、去年は家、3棟壊して、今年もまた1棟壊すんだという、そういう壮年の方がいらっしゃいました。その壮年の方は、実家は弥平四郎にあるんだけど、今、今は若松に住んでいる。昔は何百人も生活していたんですけどっていう話になって、やはりここ、もう少し飯豊山の入り口だから、登山道の入り口だから、もう少し活力、活性化する村になってほしいなという思いで、この質問させていただきました。

今後、この弥平四郎がもう少し活性化につながるような政策といいますか、今ほど課長さんから話がありましたが、もう少し具体的なものはあるでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

飯豊山の登山の活性化という観点からよろしいでしょうか。それでは、飯豊登山という部分の、まず現状から申し上げさせていただきたいと考えております。飯豊山の登山者につきましては、だいたい登山者カードから追いますと、だいたい、年間だいたい400人から500人程度で推移しております。ただし平成27年度までにつきましては、川入口が水害で通行止めだという観点から、その点のときにはだいたい1,000人程度登っていたというような部分がございます。

それで、弥平四郎地区の活性化ということでございますが、やはり、確かに飯豊山、全て7つの登山口がございまして、福島県には2つございます。歴史が古い部分につきましては、やはり山岳信仰があります山都の川入口のほうが、一番ポピュラーな登山口ということで紹介されているという部分がございます。それと比較しまして、弥平四郎登山口につきましては、比較的急峻な部分が少なく、アプローチは長いですが、比較的登山しやすい登山口であるという部分で認識しております。以前からも、こういう内容で、比較的に登山しやすいということでPRはしてきたという部分ではございますが、ただし、やはりアプローチが長いということは、それだけ体力を使うという部分もございますので、それなりの装備並びに経験も必要な山だということで、合わせて今までPRしてきたということでございます。その結果、だいたい400人から500人ぐらいの登山者がいるという部分で、これが現状なのかなという部分で考えております。

以上でございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうですね、現場まで行く道のりがなかなか、弥平四郎までですか、弥平四郎まで行く道のりがなかなか道路が狭いものですから、本当に生活している人は、今ごろは

いいんですけどまだ、冬になれば狭いかなと、道路が狭いからもう少し拡幅できれば、本当に道路拡幅していただければと思いますが、道路整備については、先ほど県に要望しているという話ではありますが、年に何回か要望しているのでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

期成同盟会の要望関係というようなことでございますので、建設水道課のほうで申し上げたいと思います。県道の要望活動に関しましては、先ほどの答弁にもありましたように、喜多方市と本町で期成同盟会を組織しまして、要望活動を展開しているところでございます。要望活動自体については、この同盟会としては、幹事会なり総会、それから県要望というような県道でございますので、そういった流れで県庁のほうまで要望活動をやっているというような状況でございます。

またあと、いろんな機会があれば、あらゆる機会を捉えまして要望というようなことも、同じようにやっていくというようなことで、現在進んでございます。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 同盟会としては、年1回、継続してやってございます。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

この関連で申し上げますと、さまざま建設事務所との地域づくり懇談会ですとか、そういった直接申し上げる機会もほかにございますので、そんな中で組織的にやっております。これも年1回。それから直接、地域課題検討会というようなこともございまして、これも建設事務所と直接、これは個々の課題、具体的な町内で20数カ所、そのほかにもあるわけですけども、いろんな課題を抱えておりますので、そういった個々についても、そういった形で、毎年継続してお願いしているというようなことで取り組んでおります。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 毎年県に要望されているということでありますが、そうすると、少しずつはこう道路整備がされて今までいたのかなというふうに思いますが、今まで、ここ数年、どれだけ建設が進んだのか、分かる範囲でよろしいですけど、伺います。

○議長 登山道でなくて、弥平四郎までの道路の話なのか、そこら辺ちょっと区別しないと分からなくなってしまう。今は弥平四郎までの話をしているわけ。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

県道熱塩加納山都西会津線の関係で申し上げますと、大きく4項目にわたりまして、喜多方市も合わせまして要望しております。そのうち、本町におきましては、弥平四郎集落の手前になりますけれども、特に狭隘な部分で、飯根スノーシェットの付近と大賀所橋というところの2カ所、具体的には要望しております。ただ、現実的には、まだまだここに手は付けていただいておらないというような状況ではあります。

県のほうでは、喜多方市まで、熱塩加納、旧熱塩加納ですけども、その間で、やはり着工済みの改良工事の進捗を見ながら、順次計画的に事業を進めて行くというような回答でございまして、それを現時点では、まだ未着工ではございますけども、今後とも継続して

要望はさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に飯豊山の登山道入り口ですから、本当に道路整備もちょうとしていただいて、もう少し登山者が増えるように、隣の喜多方市川入ですか、そちらにも登山の方が多く行かれると思いますが、やはりこちらの弥平四郎のほうもちょっと整備していただいて、そうすると西会津も少しでも活性化につながるのかなと思っております。本当にこれからどんどんこういうことを進めていただきたいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 議場の皆さん、こんにちは。4番、小柴敬であります。今回、新たな産業振興の可能性及び高齢者対策という、2点について通告をいたしておりますので、順次質問を読み上げさせていただきます。

まず1番目としまして、森林資源の利活用についてであります。町は森林資源の利活用に関し、平成27年度は木質エネルギー地産地消計画。そして、平成29年度においては、先進的森林資源活用実現計画作成事業、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギーの導入計画策定事業を進めてきてまいっております。それぞれにおきまして、西会津町の持つ森林資源の利活用の可能性を調査、策定したもので、実現に向けての課題山積ともいえますが、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目として、現在、林野庁では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を行う、新たな森林管理システムの検討を進めると文章に記載してありましたが、これらのシステム整備に向けた会津地域13市町村での連携等は進行しているのか、お伺いをいたします。

2点目、今後の会津地域13市町村における木質バイオマスの利用計画については、町はどの程度把握し、お互いの協力体制を整えていく考えなのか。

3点目、会津地域13市町村の中で、バイオマスボイラーによる熱供給の施設整備に向けた詳細な計画等は、現時点までどの程度進行しているのか。

4点目、現在、林業専用道の整備が進められておりますが、試算によれば1,800万円以上の経済効果が見込めるとの調査内容でありました。林業専用道は1,700メートル予定されておりますが、現在までの進捗状況と完成時期、いつごろになるかお聞きいたします。

5点目、林業専用道完成後の新たな森林管理システムについて、体制構築の必要がある、今からですが、考えますが、施設整備を含め、どの程度検討が進まれているのか。

6点目、バイオマス供給施設を建設したと仮定すれば、林地残材については、木質バイオマスのチップやペレットのほかに、菌床きのこ用オガ粉としての利活用もあります。どの程度の利用が見込めれば供給施設の建設が可能なのでしょうか、町の考えをお聞きいたします。

大きな2問目です。小規模多機能型居宅介護施設についてお伺いをいたします。今年度の事業として、小規模多機能型居宅介護施設整備が具体的に予算化されました。4月以降の地域ケア推進会議を経て、9月ごろには実施設計の委託、令和2年6月ごろから建築工事、令和3年3月ごろからの業務開始の予定であります。全国的に介護人材や保健師、看護師不足の中、いくつかのクリアしなければいけない課題についてお伺いをいたします。

1 点目、開所予定地域における利用者等の人数は、現在どの程度把握しているのでしょうか。

2 点目、施設の規模に合わせた介護支援専門員、保健師、看護師の募集や養成については、今から準備しなければいけないと思いますが、どのように計画をしているのか。

3 点目、町の施設として、建設、業務開始するわけでありましたが、開所後の維持管理については、どのように考えているのか。

以上、町側の明解な答弁をお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4 番、小柴議員の小規模多機能型居宅介護施設についてのご質問にお答えをいたします。

小規模多機能型居宅介護施設の整備につきましては、私の公約でもあります、国民年金で生活されている高齢者が安心して利用できる福祉施設の整備の実現に向けて取り組むものであります。本施設については、3 月議会定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、デイサービスを利用しながら、ホームヘルプサービスやショートステイサービスも利用できる施設でありまして、住み慣れた地域で安心して暮らしていただくためには、大変有効な施設であると考えております。

ご質問の開所予定地域における利用者数の等の把握についてであります、開所予定地としております奥川地区について申し上げますと、在宅で生活しながら各種サービスを利用している方は、本年 5 月 1 日現在、42 名であります。

次に、施設で必要となる人材の募集・養成につきましては、本施設では管理者、看護職員、介護支援専門員、介護職員を、施設規模により配置する必要があることから、町独自の人材確保対策として、介護人材の養成を目的とした介護職員初任者研修事業と、将来的な人材確保に向けたトータルケア修学資金貸与事業を、今後も継続して実施するとともに、必要に応じて新たな人材確保対策を検討してまいります。

次に、開所後の維持管理につきましては、今後、西会津町地域ケア推進会議や町内にある事業所からご意見をいただきながら、具体的な運営形態を決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 4 番、小柴敬議員の森林資源利活用についてのご質問にお答えします。

本町では、平成 27 年 2 月に木質エネルギー地産地消計画を策定し、森林資源の利用可能性と木質エネルギーの使用が見込まれる公共施設等の調査を実施したところであります。また、平成 29 年 3 月には、森林資源活用型産業化計画を策定し、平成 30 年 2 月には、会津地域の 13 市町村で、先進的森林資源活用実現計画策定事業を実施し、林業専用道整備による経済効果の試算や木質燃料生産施設の採算ラインなどを詳細に検討したところであります。

1 点目の、新たな森林管理システムに向けた会津地域 13 市町村の連携等についてであります、本年 4 月 1 日から、森林経営管理制度が施行され、森林所有者に森林を適切に管理することを義務付ける新たな森林管理システムが開始されました。この制度に対応する

ため、会津地域の13市町村では、会津流域林業活性化センターが中心となり、平成30年度に会津地域森林管理システム検討会が設置されました。この検討会では、全体検討会を3回、ワーキンググループ会議を3回、担当者会議を2回開催し、制度の概要や事務の進め方など、失礼いたしました、事務の進め方を全体で確認し、森林所有者への意向調査など当面の作業手順を確認するなど、市町村単独では対応が困難な課題について検討されたところであります。このような取り組みを行っているのは、県内では会津地方だけであり、全国的にも例が少なく、会津地域の13市町村は十分に連携が進んでいると認識しております。

次に、2点目の会津地域13市町村の木質バイオマス利用計画についてお答えします。会津地域の13市町村では、全市町村が平成29年度に、先進的森林資源活用実現計画策定事業に取り組んでおり、森林資源や熱エネルギーの需要量を調査しておりますが、本町以外に個別の計画を策定しているかどうかにつきましては、具体的に把握をしておりません。また、他市町村との協力体制につきましても明確な方針を持っておりませんが、会津地域の各種協議会や検討会の場で情報交換に努めてまいる考えであります。

次に、3点目の会津地域13市町村のバイオマスボイラーの施設整備についてお答えします。会津地域森林資源活用事業推進協議会では、平成30年度までに熱ボイラーを導入する計画でありましたが、現時点で導入が完了しているのは本町のみであり、他市町村につきましては、喜多方市、会津美里町、北塩原村の3市町村が熱ボイラー導入に向けた調査を実施したところであります。

次に、4点目の林道専用道の進捗状況等についてお答えします。林業専用道・杉山前佛線は、平成30年度に実施設計の委託事業と起点から約75メートルの整備工事に着手し、本年度に繰り越して実施しているところであります。繰り越した事業につきましては、現在8割程度が完了し、工期内に完成する見込みであります。残りの区間につきましては、令和2年度までに整備する計画であります。現地の土質や湧水の状況から、現在、計画期間の延長を検討しているところであります。

次に、5点目の林業専用道完成後の体制構築等についてお答えします。新たな森林管理システムについての市町村の体制につきましては、現在、会津地域森林管理システム検討会で各市町村共通の体制整備に向けて検討されているところであります。現段階では、本町をはじめとしたほとんどの市町村が、制度運用の準備を市町村が行い、森林施業に係る部分については、森林組合等への業務委託を検討しているところであります。また、木質バイオマス等の施設整備との関連についてであります。今回整備する林業専用道につきましては、木質バイオマス燃料供給施設の整備との関連は想定しておりませんので、ご理解願います。

次に、6点目の木質バイオマス燃料供給施設についてお答えします。森林資源活用型産業化計画で試算したところによりますと、森林整備の、失礼いたしました、施設整備の採算ラインに必要な需給量につきましては、木質ペレットが現状の約2.3倍、オガ粉が約3.7倍の町内の需要が必要であります。具体的には、ペレットにつきましては、本町では5カ所の施設で木質バイオマスボイラーが稼働しており、その需要量が約260トン見込まれますが、採算ラインには600トン以上の需要が必要であります。オガ粉につきましては、現

在、町の菌床生産施設での需要が約 490 立米見込まれますが、採算ラインには約 1,800 立米の需要が必要であります。

いずれにしましても、町といたしましては、国の新たな森林管理制度への対応と林業専用道の整備に鋭意取り組むとともに、会津地域の 13 市町村と連携した森林資源の活用を引き続き検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、町長から先に答弁いただきましたので、小規模多機能型居宅介護施設整備について、先に再質問をさせていただきたいと思います。現在、西会津しょうぶ苑という小規模多機能型居宅介護施設、これが町にあります、これは民間事業であります。今回、サービスを計画している奥川地区ということですが、今現在、しょうぶ苑では登録定員が 25 名、通いサービス 15 名、宿泊が 9 というふうになっておりますが、町では 42 名という利用可能者がいる中で、どの程度の居宅介護施設整備を実施する予定なのでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

小規模多機能型居宅介護施設といたしましては、施設の設置基準で定員が決められております。登録人数が最大で 29 名以下という基準がございますので、町といたしましては、その 29 名が最大でございますけれども、そこから地域の実情に応じた、先ほど申し上げました奥川地区で、在宅で利用されている、サービスを利用されている方が 42 名いらっしゃいます。それは、他の施設、他のサービスなども利用されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、基本は 29 名以下の施設規模になろうかと思いますが、規模の、施設の大きさにつきましては、今後検討してまいるといったところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 その地域ケア会議等も含めまして、その 42 名の在宅でいろいろサービスを受けている方いらっしゃるということで、アンケート調査等をするようなことは考えていますでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、アンケート調査の実施の考えはないかとのおただしでございますが、町といたしましては、施設の設置につきまして、これから地域ケア会議の中で検討を重ねていくと、また、事業者などからもご意見をいただきながら、その運営形態につきましても検討を重ねていくといったことで、今のところは考えてございます。

なお、実際にその 42 名の在宅で、奥川地区で介護サービスを受けていらっしゃる方へのアンケートにつきましては、今現在、利用されている施設の職員の皆さんからの聞き取りですとか、あとは利用者の方の介護保険の事業計画などを策定した際にも、さまざまなアンケートを実施しておりますので、そういったアンケートなどを活用しながら、地域のニーズを把握して、規模などや運営形態なども含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、今のところアンケートを実施してご意見を利用者の方からちょうだいす

るといったことは考えてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 アンケート調査等を予定していないとおっしゃいましたけれども、まず利用される方の住民の要望、それが一番大事じゃないでしょうか。やはり施設をつくってしまったその後で、どここの施設を利用しているから地元は利用しないよというような結果にならないためにも、今からほかの施設を利用している方にも含めて、やっぱり地元でできた場合には、ぜひ私は利用するんだというようなことを、今から把握していなくて、地域ケア推進会議など、私は、やっぱり前向きに考えて、住民要望、これが大事だと思いますが、いかがですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

利用者の方のさまざまなご意見というのは貴重な部分がございます。ただ、利用されている利用者の方、一事業所だけではなく、さまざまな事業所を利用され、町内の事業所を利用するケースも考えてございます。これから新しい施設がそこに建設される、設置されることで、そういったところへの影響なども懸念されるケースもございますので、そういったアンケート調査につきましては、今後実施すべきかどうかにつきましても、地域ケア会議の中で検討して決定してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 小規模多機能型介護、居宅介護施設というものは、当然ご存知だと思いますけれども、その登録により利用ができる。つまり、通い、それから宿泊、それから訪問介護、そういう1カ所で3つのニーズが利用できるという施設であります。今、課長がおっしゃられました、それぞれに分散している方がいらっしゃるんで、その方は分散を1つにまとめたいという考えの方がほとんどではないのでしょうか。その辺、お聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 サービスを利用される方の、サービスをまとめたいというふうな考えについてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、小規模多機能型居宅介護施設につきましては、1つの施設で、先ほど申し上げました3つのサービスと一緒にサービスを利用することができるといった、非常に有効的な、介護サービスを利用するには有効的な施設というふうに考えてございます。

今現在、奥川地区には、そういった施設がございませんので、奥川地区でホームヘルプサービスを単独だったりですとか、デイサービスと一緒に利用されている方ですとか、そういった方々が、地域において介護サービスを身近で受けれるというのは、非常に施設としても設置の目的が達成できるというふうに考えてございます。

なお、そういった先ほどのアンケート調査もそうですが、そういった実施に向けての判断につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほど町長の答弁の中で、国民年金の範囲内で利用可能という答弁があったかと思いますが、サービスにかかる費用、これは要支援 1 から要介護 5 まで、それぞれ単位数として、ある程度決められております。その中で、いろいろなサービスを組み合わせることによって、国民年金の範囲内でというふうに理解できると思いますが、それらの組み合わせについて、どなたか、やはりケアマネジャーなり、相談を受けて、あなただったら国民年金このぐらいだから、これとこれとこれを利用して、月間利用できるねというような相談窓口等を考えている予定はありますか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

施設を設置する際には、施設内にケアマネジャーを設置することになってございます。施設を利用する、そのサービスの内容、実際はの方が本当にその在宅で生活を維持するために、そこでのサービス利用が必要なのかどうかといったところを判断しながら、また、ご家族、ご本人と、その利用に対して相談をしながら利用調整をして、最終的には利用にいたっていくといったところになってございます。

ただ、利用料につきましても、どうしても年金の収入額が、もしそのご家庭での収入源の基本となっているといったことであれば、それに見合ったサービスを利用する調整なども、ケアマネジャーがしていくといったことで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 小規模多機能型居宅介護施設が完成したとして、現在ほかに通っていただける方をまとめるといった段階で、そういったほかに利用している方が、そこから、その小規模多機能に移行するということは可能なんでしょうか。それとも、今までどおりの施設しか利用できないんでしょうか。その辺、1 点お聞かせください。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたします。

介護サービスにつきましては、ご利用者の方の判断で利用できるサービスとなっております。ですので、今まで別の事業所の利用があったとしても、その利用者の方の判断、ご家族なども関わってくることもございますが、その判断によってサービスを利用する事業所は決定することができますので、新しい施設をもしご希望されるようであれば、そちらからサービスを移すといったことも可能となっております。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 その点に関しては、少し安心いたしました。

それでは、次の質問であります、人材の確保についてであります。今現在、小規模多機能型、しょうぶ苑でありますけれども、しょうぶ苑の現在の介護の人材というのは、今、何人ぐらいなんでしょうか、それは町として掌握していらっしゃるでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町にございます西会津町小規模多機能型居宅介護支援事業所、西会津しょうぶ苑の、今

現在の職員の状況ということでございますが、直近の数字ではなく、指定を町が、地域密着型の指定施設でございますので、町が指定した際に提出されました職員数で申し上げますと、介護の従事者が常勤換算で14.2名の方となっております。ここにそのほか管理者ですとか、ケアマネージャーがおりまして、その体制で介護を行っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ということでありますれば、この新たな奥川に設置する予定の同等の規模で考えることによれば、その14.2は確保しなきゃいけないというふうな予定になるのかなと思います。今後の専門員、保健師、看護師等の養成について、初任者研修等、これからやるんだということではありますが、今現在、初任者研修の募集等を行っているのでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

本年度の介護職員初任者研修の募集を行っているかとのおただしであります。今現在、開講に向けて準備をしているというところでございます。予算にも、当初予算にもその開講に向けた経費は計上しておりますので、今年度も、昨年同様、初任者研修をこれから開催をしていきたいと思っております。ただ、開催に向けては、講師の先生ですとか、あとは会場の都合などもございますので、そちらを調整しながら、これからの開催に向けて準備を、作業を進めているというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今、にしあい福祉会等も介護人材、きちぎちみみたいな形に取って見受けられますけれども、そこから、万が一足りなかったときに、そちらの、奥川の施設に派遣できるような体制というか、そういったものに対して、これはあと2年後には開所するという予定なので、今からやはり、開所はしたけれども人材がいなかったというような現状が随分ありますので、その点、しっかりと調べていただきたいんですが、今現状ではいかがでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

奥川地区に施設を設置した際の職員について、他事業所からの応援などへの考えはないかというふうなおただしでございますが、今現在、施設の設置、施設規模ですとか、運営の方針などもまだ定まっておりません。これから、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、地域ケア会議や関係町内の事業所の皆さんと相談、相談といいますか検討を重ねながら対応してまいりたいというふうに考えますので、場合によってはそういったケースもあるかとは思いますが、今時点では、これからの検討ということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 非常に開所に向けて課題山積というようなことが見受けられるんですが、平成、令和3年3月、あと実質1年8カ月か9カ月、そのぐらいしか時間がないわけでありまして、やはりその辺、今から町としてしっかりと対応していかなければならないと思っておりますが、

その点に関してはいかがですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

令和2年度建設に向けまして、これから作業を進めていくわけですが、しっかりと施設の整備も含めて、人材の確保もしっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりますので、これから、町で行われます研修事業など、そういったことも積極的にPRしながら、人材確保に向けても取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町長の公約ということでもありますので、その辺はしっかりと約束を守っていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問を変えます。現在、林野庁等の問題でありますけれども、その新たな森林管理システム、これはいわば、どちらかというと森林バンク、会津版の森林バンクというふうなことで認識をさせていただいております。町は今現在、この概要版、ネットで公表されておりますけれども、総面積の84パーセント、約2万5,000ヘクタール。それが、また利用可能高い公有林、これも2,000ヘクタール強ということで、豊富な森林資源を有することが特徴ということであります。そして、この概要版について、木質バイオマス利用可能な森林資源の伐採、搬出、利用といった一貫システムの構築を目指すのであるというふうなことでうたっておりますので、しっかりそういったところを目指してやっていただきたいと思っております。

その中で、今回、林業専用道という形ではありますけれども、今、報告にありますと、100メートルにも満たないということではありますが、はたして完成時期は見込めないということではあります、これがある程度完成しなければ、この先が見込めないわけであります。町としての今後の対応をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

林業専用道の完成時期でございますが、完成時期が見込めないということではございませんで、実施計画は令和2年度までの完成としておりますが、その完成年度を延長するということが現在は検討しております。ただ、それを何年間延長するかというような部分については、現在、現地の状況等と照らし合わせながら検討中でございますので、今年度、来年度以降の実施計画の見直しをする時期がまいりますけれども、その時点までにはしっかりと完成年度の計画を立てたいと、見直しを行っていききたいというふうに考えております。

したがって、現時点では、5年なのか、4年なのかということは申し上げられませんが、現在のその3カ年で完成するという計画は延長する計画で、延長する考えであるということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 繰越明許費というようなことでもって認識させていただきますけれども、翌年度までというような形でもって繰越明許が認められるということを考えれば、その計画がそんなに先延ばしになっても、それは可能なんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

繰り越しをした事業につきましては、平成 30 年度で整備を予定していた部分について、平成 31 年度に繰り越して実施をしたと、これが 75 メートルだったと。また、平成 31 年度、令和元年度につきましては、300 メートルの、現在、工事を発注するように事務を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 答弁書の中での、会津流域林業活性化センターということが記載されてありますが、これはどの地域に設置をされて、どのくらいな規模で人員配置されているのでしょうか、お伺いします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

会津地域の林業活性化センターでございますけれども、事務局は喜多方の合庁の中にございます。組織体制といたしましては、会津地域の 13 市町村、それと、同じ数の 13 の森林組合や民間の林業事業体、これらを合わせた組織というような組織構成になってございます。

以上でございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほども言いましたが、西会津町についての、この概要版、これは西会津町と美里町がホームページ等で見ることができます。その中で、具体的な数値として目を引くところがありまして、木質チップ燃料は、平成 39 年度までに 104 カ所設置される木質ボイラーを用いた熱供給事業で利用する。これは民間事業体ということで書いてはありますけれども、この辺に対する町の認識、今のところの進捗状況、その辺はどの程度把握いたしておりますでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

会津地域全体での木質バイオマスボイラーのその整備状況についての認識でございますけれども、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、現在整備を完了しておりますのは、本町の 5 カ所。それと、ご答弁を申し上げましたほかの 3 市町村について、1 カ所ずつ整備に向けての調査をしていると。そのほかに、この事業の中で計画された整備ではございませんけれども、会津坂下町の温泉施設にボイラーがその前から設置をされている。それと、三島町の温泉に、民間でボイラーを設置したというふうに聞いております。これについては詳細な調査をしておりませんが、現在、会津地域では、その程度というふうに認識をしております。100 数カ所の想定と申し上げますのは、会津にはいろいろな温泉施設、それと各市町村での公共施設がございますので、それらを含めてバイオマスボイラーを設置すれば、100 何カ所の需要があるだろうというような想定だというふうにご理解をいた

だきたいと思います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 今現在、森林組合および民間の事業所等がありますけれども、この試算によると、利用可能杉面積が 2,265 ヘクタール、広葉樹ほか 4,361、合計で 6,626 ヘクタールという試算が出されております。これらの広域な面積でありますけれども、今現在、民間の事業所を含めた年間の伐採能力というか、どのくらい町は掌握されていらっしゃるでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

町で把握しておりますのは、西会津町森林組合の素材の生産量だけでございますけれども、平成 27 年度に調査をいたしましたところでは、4,500 立方、年間に生産をしているという調査結果でございました。現時点では、それより若干生産能力は、生産量は多くなっているというふうに聞いておりますけれども、正確な数字については、現時点の部分については把握はしておりません。

以上でございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 それだけ森林組合の方々が頑張っているということで、あと雇用創出、そういったものにも、やはりつながるわけであります。今現在進行中というところで、なかなか肝心なところは、今回の質問では聞けなかったように思います。この森林資源の利活用につきましては、新たな雇用創出だったり、それから、産業の発展、そして、そういった熱供給、あるいは町の基幹産業であります農業、それから林業、それもきのこですね。きのこの原材料、原材料といいますか、オガ粉、そういったところにも十分利活用の道が開けると思います。今後、さらなる町当局の努力によって、この、最後、仕事をしっかりと進めていただきたいと考えておりますが、今後、何かあればお聞かせください。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今後の考え方というご質問でございますけれども、現時点では、今ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、まだ、木質バイオマス施設等の整備に向けた需要量が達していないということはお答弁で申し上げました。また、会津地域の 13 市町村で連携をして取り組んでいる取り組みにつきましては、議員もご承知のとおり、民間の事業体が発足をいたしまして、民間の事業体で、そういった熱ボイラーの施設を整備し、それに向けての原料供給の施設も整備していく計画だということでございますので、それに 13 市町村がサポートをしていくというような考え方でございますので、この 13 市町村の考え方に沿って、民間事業体の積極的な動き、こういったものについて注視をしてみたいという、現在の段階でございます。

以上でございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほど答弁いただきましたが、年間 1,800 立法のオガ粉、そして 600 トンのペレット、この利用が条件、生産が、利用が見込まれた段階で施設整備が可能ということのようであります。しっかりとそういった前向きな考えでもって、今後、町政を運営してい

ただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 暫時休議にします。(14時22分)

○議長 再開します。(14時45分)

休議前に引き続き、一般質問を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、協働のまちづくりの推進についてお尋ねをいたします。この協働のまちづくりについては、ことあるごとに質問をしたり、提案をしまいいりました。今定例会が任期中最後の一般質問の機会でもあり、また、一つの区切りでもありますので、改めて確認の意味も含めましてお尋ねするものであります。

西会津町まちづくり基本条例では、まちづくりの主役は町民であるとされております。町民一人一人が積極的にまちづくりに参加し、町民、議会、執行機関は、それぞれの役割を果たし、相互に補完、協力しながら協働のまちづくりを進めるものとされております。果たして今、まちづくり基本条例に沿った協働のまちづくりが本当にできているのか、私は疑問を感じざるを得ません。

平成20年4月施行以来、11年経過し、なぜこのような状況になってしまったのか、この11年間の間に何があっただけでなくなってしまったのか、しっかりと見つめ直す必要があるのではないかと考えます。今一度、なぜまちづくり基本条例を制定しなかったのか、なぜ2年4カ月もの時間をかけて、大勢の町民の皆さんを巻き込んで、手間暇をかけてこの条例をつくったのか、そのときの思いを再確認することが必要ではないのか、私は思います。

町民の皆さんに、もっとこの町の行く末、これからの町の在り方に興味を持っていただき、参画意識を高めていくには、今、何かのアクションが必要なのではないでしょうか。また、もっと積極的に町民の皆さんの声を聞く、小さな声にも耳を傾ける、そんな姿勢も今以上に必要だと考えます。今後のさらなる協働のまちづくりを進めていくに当たり、ご見解をお伺いするものであります。

次に、磐越道西会津インターチェンジでの、ETC2.0の活用推進についてお尋ねをいたします。次世代型のETC2.0が、国道交通省の支援もあり、普及が進んでいるようであります。従来のETCは高速道路料金所をノンストップでの料金収受をするためだけのものでありましたが、ETC2.0は、高速道路を賢く使うシステムであり、高速道路とリアルタイムに情報を連携し、渋滞時の迂回ルートを案内したり、安全運転のサポートや災害時の適切な誘導案内をするものであります。

その中で、ETC2.0を装備していれば、近隣の道の駅を利用するための一時退出、再進入が高速道路を降りずに利用した場合と同じ料金で利用できる社会実験が行われているようであります。

本町においても、インターチェンジの近くには、道の駅よりっせがあり、町のPRポイント、町の魅力発信、情報発信基地としてなっております。本町をもっと知ってもらう、

体感してもらうには、大変有効な手段であると考えます。本町の道の駅よりっせにあっては、関係機関、関係団体の努力もあり、年々利用者が増加しているようであります。今、年間 55 万人の利用者を 70 万人、100 万人と増やしていくためには、さらなる取り組み、新しい取り組みが必要だと考えます。

また、磐越道下り線にあっては、磐梯山サービスエリアの給油所を最後に、110 キロ以上も給油所がありません。本町のインターチェンジ近くには 3 軒の給油所があり、道の駅の利用と合わせて、ガス欠等の危機管理を考えれば、大変有効な手段であると考えますが、ご見解をお伺いするものであります。

3 点目に、通学路、教育施設の安全管理体制についてお尋ねをいたします。先日、川崎市登戸の路上において、スクールバスを待っていた小学生らの集団に、刃物を持った男が近づき、次々と殺傷するという大変悲惨で痛ましい事件が発生いたしました。犠牲になられました方々には、心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

こういった事件が発生するたびに、本町の通学路や教育施設にあっては、大丈夫なのか。危機管理体制、安全管理体制は十分なのか、大変心配するところであります。火災や防災、交通安全対策等、ある程度想定されるケースについては、それらに対応した訓練等で対策も可能なかもしれませんが、今回のような想定外、非日常的なケースに遭遇した場合には、どのように対応しようとしているのでしょうか。また、児童生徒には日ごろどのような防犯、防災教育をしているのかお伺いをいたします。

今回のような悲惨な事件は二度とあってはならないし、起こしてはならないことでありますが、残念ながら、完全に防止できる、阻止できる手立てはなかなか見つかりません。学校、PTA、保護者、地域の方々、警察、消防等、子どもたちを取り巻く全ての人たちとの連携、見守り体制を今以上に強固なものにしていかなければならないし、今回のような事件は、いつでも、どこでも起こり得るんだという心構えも必要だと考えます。また、事件後、文科省や県教委から、安全確保の通達、通知があったようですが、本町においては、どのような対策を取られたのか、安全管理体制についてのご見解をお伺いいたします。

以上の 3 点を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10 番、多賀議員の協働のまちづくりの推進についてのご質問にお答えをいたします。

西会津町まちづくり基本条例につきましては、西会津町がまちづくりを進める上に当たって最も基本となる条例として、平成 19 年 12 月に制定し、平成 20 年 4 月 1 日に施行したものであります。まちづくり基本条例制定の背景であります、平成 11 年以降の全国的な市町村合併推進、いわゆる平成の大合併の流れの中で、本町は平成 16 年 9 月に、他の市町村とは合併しない、西会津町自立宣言を行い、地方分権時代にふさわしい、町民と議会と行政の三者が互いに協力しあう協働のまちづくりを進めることを決定しました。

そうしたまちづくりを進めていくためには、町の憲法となるような新しいまちづくりのルールが必要という考え方のもと、平成 17 年 6 月に町民・議会・行政の三者から選出された総勢 50 名の委員による、まちづくり委員会が組織し、2 年 4 カ月にわたる委員会での条

例案の検討作業を経て、西会津町まちづくり基本条例として制定したものであります。

本町のまちづくり基本条例は、前文と 11 章 32 条から構成されており、まず 5 つの基本原則といたしまして、主役は町民、町民参加、情報の共有、協働、男女共同参画を想定し、そのもとで町民、議会、行政のそれぞれの役割などを規定しております。

本町の基本条例の最大の特徴であります、まちづくりの理念や考え方のみならず、町民参加のしくみや、情報共有のしくみを具体的に想定し、失礼しました。具体的に規定し、協働のまちづくりの実効性を確保しているところにあります。例えば、町民参加のしくみでは、第 22 条の町民参加による検討組織の設置に基づき、総合計画策定の際は、総合計画検討会議を設置して、多くの町民の皆さんに参加いただきながら検討作業を進めてきたところであります。また、第 23 条の、審議会等委員の公募では、町民の視点を町政に反映させるため、公募がなじまない審議会等を除き、審議会等委員の選考において委員の公募を行っております。さらに、第 24 条の、意見公募により、会議等への参加は難しい町民の皆さんでも、各種計画案などに意見することができる制度も実施しております。

このように、まちづくり基本条例に規定された具体的な仕組みによって、まちづくりへの町民参加が担保されております。このほかにも、基本条例の趣旨に沿いまして、町長が直接町民の皆さんと対話する、町長室へ行ってみよう！や、町民提案制度、町長へのおたよりなどの制度も設けており、また、各課等が事務事業を進める際は、関係する町民の皆さんの意見に配慮しながら取り組んでいるところでもあります。

こうしたことから、町といたしましては、まちづくり基本条例は、一定程度その機能・役割は果たしているものと認識しております。

一方、人口減少や高齢化も相まって、審議会等委員の公募や意見公募への応募、町民懇談会等への参加は、決して多くはなく、町・議会・町民が条例にうたわれたそれぞれの役割と責務を再認識する必要があると感じております。そのためには、町民の皆さんにまちづくりに関心をもっていただくことが重要であり、条例第 27 条に規定された、情報共有のしくみ、同第 28 条の、情報公開のしくみを広報紙やケーブルテレビを積極的に活用しながら体现し、一人でも多くの町民に町の政策に目を向けていただけるよう取り組んでまいります。

今後も、まちづくり基本条例の趣旨を十分踏まえながら、まちづくりに関する情報発信・情報共有を進め、多くの町民の皆さんに参加いただけるよう努めてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 10 番、多賀剛議員の西会津インターチェンジでの ETC2.0 の活用推進についてのご質問にお答えいたします。

ETC2.0 につきましては、ドライバーの運転支援、渋滞・交通事故の削減、物流効率の向上、沿道環境の改善などを目的として、平成 27 年に、国土交通省及び各高速道路会社が導入した情報サービス基盤であります。具体的には、全国の高速道路、約 1,700 カ所に設置された通信アンテナ、ITS スポットと、ETC2.0 対応車載器、カーナビの双方向通信で集めた多数の車両の走行履歴情報を活用し、渋滞回避支援をはじめ、安全運転支援、

災害時の適切な誘導などの情報サービスが提供されるものであります。E T C 2.0 対応車載器の普及状況については、本年 5 月現在約 506 万台で従来型も含めた全普及台数約 9, 205 万台に占める割合は 5.5 パーセントとなっております。

おただしの、道の駅利用のための高速道路の一時退出、乗り直し料金据え置きサービスにつきましては、車両ごとの経路情報を把握できる E T C 2.0 を活用し、全国 20 カ所、東北では、磐越自動車道・猪苗代磐梯高原インターチェンジ、東北自動車道・村田インターチェンジ、八戸自動車道・九戸インターチェンジの 3 カ所で現在、社会実験として行われているものであります。

なお、この社会実験箇所、全国 20 カ所については、全国の高速道路で、休憩施設の間隔が概ね 25 キロメートル以上のある区間のうち、インターチェンジから最寄りの道の駅までの距離が概ね 1 キロ以内の中から総合的に判断され、選定されたとのこととあります。

議員ご指摘のとおり、この高速道路一時退出、乗り直し料金据え置きサービスについては、高速道路利用者を、道の駅にしあいづや、野沢まちなかに誘導する上で大変有効な手段の一つになり得ると認識しております。国土交通省及び各高速道路会社では、今後、全国の高速道路で、休憩施設の間隔が概ね 25 キロメートル以上ある約 100 区間について、半減させることを目指すとしており、今後の展開については、社会実験結果を踏まえて検討することとされております、おりますことから、町といたしましては、現在実施中の E T C 2.0 の社会実験結果や、国・高速道路会社の動向を注視するとともに、西会津インターチェンジにおける同サービスの導入について、機を捉え関係機関に要望してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 10 番、多賀剛議員のご質問のうち、通学路・教育施設の安全管理体制について、お答えいたします。

先日の神奈川県川崎市で発生した事件は、児童等が犯罪被害に遭い、尊い命が突然奪われる悲惨な事件であり、大変心が痛む思いであります。このたびの事件を受け、町教育委員会としましては発生当日、直ちに小・中学校長に対し、登下校時の安全確保の徹底と、児童生徒に対する注意喚起や安全指導を指示したところであります。また、スクールバスについては、12 台のバス運転手に対し、ミーティングの中で事件事故発生時の緊急連絡体制などを再確認したところであります。

学校では、年度当初に全教職員で通学路の安全点検を実施し、危険箇所がないか調査しており、また、毎月、校舎内外の施設・設備の安全点検を実施し、児童生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう取り組んでいるところであります。

ご質問のうち、まず初めに、今回のような非日常的なケースに遭遇した場合の対応であります。小・中学校の危機管理体制を再度、見直しするべく、危機管理対応マニュアル（案）を作成いたしました。これは、日常や緊急時の危機管理の基本的な心構えや初期段階からの対応手順、さまざまな緊急事態ごとの対応マニュアルを全般的に整理したものであり、5 月の校長会議で示し、内容を検討しつつ、教職員全員への周知や共通認識化を依頼するなど、さらなる危機管理体制等の確立に努めております。

次に、児童生徒への防犯・防災教育であります。小・中学校では、日常生活の中に潜

む危険を予測して、常に安全を確認し、正しい判断の基に安全に行動できる能力を養うこと、さらに、生命を尊重し、安全に関して理解を深め、それらの知識を基に自ら安全に生活できる習慣などを身に付けるための安全教育を実施しております。内容といたしましては、主に、交通安全教室や防犯教室、火災や地震を想定した避難訓練などを実施しておりますが、今年度は特に、東日本大震災の経験を教訓とした防災・減災について、東北大学と連携した減災教育プロジェクト授業を実施する予定であります。

次に、各種団体との連携や見守り体制の強化についてであります。議員おただしのとおり、通学時の児童生徒の安全確保は、交通安全の観点だけでなく、防犯の観点からも対策が必要であります。特に、集団登下校時における集合・解散場所の安全確認や、登下校を地域全体で見守る体制を強化するなど、保護者や地域住民、警察、交通安全関係団体等との連携が必要不可欠であります。

去る5月31日に開催した町青少年健全育成町民会議に、さまざまな団体関係者の皆さまがお集りいただきましたので、児童生徒が安心して登下校できるよう、通勤や買い物、庭の手入れなど日常生活の中での、ながら見守りをはじめ、地域をあげての見守りについて、改めて協力をお願いしたところであります。

最後に、事件後の文部科学省や県教育委員会からの通知等による安全確保対策であります。先ほど申し上げました、小・中学校の、危機管理対応マニュアルの見直しや、地域全体での児童生徒見守り体制の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、協働のまちづくりについてですが、町長からご答弁いただきました。基本条例に則ってやっているというようなご答弁でありましたけれども、率直に、いわゆる協働だけ見た場合に、協働のまちづくりが率直にできているとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私は、100パーセントとは言いませんけれども、ある程度の協働のまちづくりは、私はできているというふうに認識をしております。で、多賀議員がどの点を疑問に思っているのか、その点は分かりませんが、町として、私としては、ほぼ協働のまちづくりはできているなど、そういうふうに認識しております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その認識は、私はどうこう言うつもりもありません。当然、行政執行部の皆さんが思っていることと、私が思っていることと、また、町民の皆さんが感じていることというのは、ずれがあってもしかるべき、当然なのかなという思いであります。要は、協働としてうたったときに、先ほど町長のご答弁にもありましたけれども、やっぱり町民の皆さんの声をどれだけ拾っていけるかというところに、私は尽きるのかなという思いがあります。

その中で、1つのバロメーターといいますか、私が感じるところ、先ほどご答弁にありましたけれども、まちづくり提案制度、町長へのおたよりの件数、町長ご就任になってから、つい先日見ましたらば、3件の提案ですよね。その提案の中には、今までなかったように、

町長自身の言葉で、町長自らご自身の筆で、達筆な文章で回答しております。それはそれで私は大変いいことだなと思いますが、残念ながらこの1年以上、町民の皆さんから、そのおたよりがあがってこないというのは、私は何でなのかなという感じを思っているんです。町長、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　町長のおたより制度、これは前の町長のときにつくられた制度であります、私になってからは1件もございません。で、それではしょうがないなということで、いわゆる町長室と町民の距離を縮めようということで、町長室に行ってみよう！ということで始めましたけれども、これもなかなかやはり敷居が高いせいだか、初めのころは皆さんおいでになりましたけど、最近はおいでになる方が少なくなって、私はやっぱり、これは待っていてはだめだなと、で、これからは、やはりその集落といいますか、現場に出ないとだめだなというふうに、今、考え方を改めたいなというふうに思っております。

なかなかやはり、町民の皆さんが役場においでになって、2階に上がってということは、いろんな人の話を聞くと、やっぱりなと、こういう話なものですから、私はこれから、ちょっと現場のほうに、そういう声があるところに積極的に出てまいりたいなと、そういうふうに思っております。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　私もそう思います。待ってて集まらないんだったら、やっぱり出て行く必要があるなと。我々が、議会と町民の皆さんとの懇談会というのを取り組んでから、やっぱり出て行って聞かれることというのは、結構多いし、その中には大切な意見もあるし。それで私、始めたころは、町民の皆さんの下に行って、議会報告をしながら意見交換をしようとしたときに、やっぱりネガティブな話が多くなるんじゃないかなと心配された方が多いんですが、やっぱり回数を重ねると、やっぱり応援していただける声も多々出てきます。だから、要望やら批判ばかりじゃなくて、こんないいことがあった、もっと充実してほしいとか、そういう、いわゆる話も私は聞けるような気がしますので、やっぱりそういうの一つ一つ拾っていく、これは大切だと思います。

最近やっていません町政懇談会も、これから今、町長のご答弁だとやっていくということでありますので、そういうのを積極的に取り組んでいていただきたいと思いますが、再度ご答弁をお願いします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　私、町長になってから、数集落からいろんな懇談会をやりたいということでお話がありました。で、要請があれば、いつでも私は出てまいりたいなというふうに思っております。中には2回ほどやられた集落もございますし、そういう意味では、私のとことんどん引っぱり出していただきたいなというふうに思っています。先日は、新郷地区の自治区長連絡協議会の皆さんと、町の三役の、いわゆる懇談会がありました。

そんなふうに、やっぱりその場に行くと、いろんな話がやっぱり出てまいります。そういう意味で、やっぱり町民の皆さんの声を聞くには、私はやっぱり現場だなというふうに、改めてそういうふうに思いましたので、これから町政懇談会といいますかね、集落座談会といいますか、要望があるなしに関わらず、計画的にちょっと実行してまいりたいと、

そんなふうに思っておりますので、ぜひ町民の皆さん、あるいは自治区の皆さんから声をかけていただければというふうに思っておりますので、どうぞ遠慮なしに言っていただきたいと、そんなふうに思ってます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 それと、いわゆる西会津町まちづくり基本条例、2 年 4 カ月もかけてつくった、私もその一員でありましたけれども、今日議場にいらっしゃる幹部職員の皆さんも、ほとんどの方が少なからず関わって、私はつくってこられたのかなというふうに思います。そのときは、町長は現職で、副町長という立場で陣頭指揮を取って、この基本条例をつくったはずです。

それで、私が感じるには、町長は、概ねうまくいっているのかなというご答弁ですが、そのときの思いをどれだけ、皆さんまだ持っているのかなという思いで常々おります。このまちづくり基本条例をつくらなければならなかったという、そのときの思い。答弁書にも、答弁にもありましたけども、私は、行政、いわゆる役場の皆さん、行政の方だけが、これからのまちづくりを続けていくには、もう限界がある。町民の皆さんを巻き込んで、町民の皆さんを主役にしてつくっていかなければ、これからのまちづくりはもう到底できないよというのがあって、私はこの基本条例に取り組まれたと、それでつくられたという思いがありますもんですから、その基本条例になぞってこう進んでいるならともかく、そのときの思いがね、どうも私はまだ、最近ちょっと薄くなったかなと。やっぱりこれからのまちづくりは行政主導でいかないと、町民の皆さん巻き込んでやるのも必要だけど、まあ面倒だなというような感覚が少し見え隠れするものですから、その辺はどうなんでしょう感覚的に、私だけ特化した見方でしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私もこのまちづくり基本条例つくったときに、当時、総務課長でおりました。で、その策定までの経緯は十分承知をしておりますし、その当時の思いという部分は、私自身の中には、決して薄れてはいないなど。で、その当時から、やはりこれからのまちづくりは行政主導じゃなくて、自分たちのまちづくりは、やっぱり自分たちで決めて、そして、みんなで協力してまちづくりをするという、そういう本来の自治の姿といいますかね、それを目指したわけであります。

そういう中で、ただ言えるのは、町民を巻き込んだから難しい、ことがうまく進まないというような、そういうような考えは、私は毛頭ありませんし、で、ただ、やはりことによっては、行政が主導でやらないといけないこともありますし、あるいは町民と議会と行政が一体となって進めないといけないこともあります。だから、それぞれやはりその物事によって、私はある意味、そこがやっぱり交通整理をしながら進めないといけないな。何もかにも全て協働だからといって、何と言いますかね、町民の皆さん、あるいは議会、行政というような、何かそういうことだけじゃなくて、私はある内容によっては、行政が主導になってもしょうがないとか、しょうがないというよりも、そうしないといけないということもあると思いますので、そこはいろんな計画の内容によっては、そこはやっぱり整理をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

そういう意味で、これからのまちづくりは、やはり町民の皆さん、そして議会、行政が

一体となった協働のまちづくりをするのはこれは基本でありますし、ただその中で、どうしてもやはり町民の皆さんの意見をどうこれから吸い上げていくかという部分は、これまでのいろんな計画づくりの審議会とか、検討会議とかというところを見ると、なかなか集まりがよくないといえますか、で、公募してもなかなか集まらないというような、そういう状況があるわけでありまして、そこをしっかりと、どうしたら参画してもらえるか、あるいは皆さんが考えていることを町のほうにどんどんやっぱり意見を出していただけるか、ここをやっぱりこれからさらに求められていくことだろうなど、そんなふうに思っておりますが、再度、この協働のまちづくりについてのご質問がありましたので、これをみんなでもう一回再認識をして、新たな、まさに令和の時代は、みんなで力を合わせてつくりあげていくという時代ですから、これから改めてまいりたいなと思っています。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そのご答弁を期待しておりました。再確認していただく、当時の思いを思い返していただくということは、私は 11 年経った今、当然、必要なのかなという思いでありますので、町長、これからの作業に期待したいと思います。

それともう 1 つ、最後に協働のまちづくりでもう 1 つ申し上げたいのは、協働のまちづくり、協働と言ったのはまちづくりばかりではありません。協働と言ったときに、私は一番大切なのは目線の問題だと思うんです。今、役場では、行政では、活力ある地域支援事業補助金とか、いろんな団体にこう補助金等々のお金を出して、頑張ってもらっているというような事業もありますけれども、それはそれで大変有効に使って効果を出している団体、グループ等もありますし、大変いいことだと思います。

ただ、見方として、その目線と言ったのは、役場は補助金、お金を出すから、あなたたちしっかりやってくださいよと、もし町民の皆さん感じられたらば、それは決して協働にならないと思う。だからお金ばかりじゃなくな、いわゆる協働という、目線というのは、町民の皆さんと同じ目線で、一緒にやりましょうよ、一緒に汗をかきましょうよという、そのスタンスが根底になれば、私は協働というのはあり得ないのかなという思いであります。

それで、以前もご提案したことありますけども、例えば役場職員の皆さんが、担当集落、担当エリアを決めてね、その集落なり、そのエリアは何かやろうと思ったら、その担当の職員の皆さんがまざって、いろんなことに関わっていく。それが協働であり、同じ目線でまちづくりをしていく、一緒に汗をかくということなのかなという、私、思いますが、その目線の問題に対して、今、上から目線になっていると私は申し上げませんが、そういうのを徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私が町長に就任したときに、職員の皆さんの前で訓示をしたのは、いわゆる町民の目線、それよりも下でということをお願いしてきました。どうしてもやはり、お金を出す。あるいは仕事を出す、ということになると、どうしてもやっぱり上から目線になってしまって、というようなことをずっと感じてきましたので、これからは、やっぱり町民の目線よりもちょっと下のところに目線を置いて、そして町民の立場になってということをお願い上げてまいりました。そういうことで、今も職員の皆さんにそれを口すっぱく言ってい

るわけですが、なかなかそれは難しい部分もあるかもしれませんが、やっぱりいろんな方からいろんなこと、お話があるわけであります。

そういう中で、これからまさに協働のまちといいますか、これから新しい町をつくるには、みんなで力を合わせないといけないわけですから、そういう意味で、常に町民の目線、町民の立場に立って、町民の目線よりも私は下と、こういうふうに言っておりますので、私もそういう考えの基で皆さんと接しているわけでありますが、まだまだ足りない部分があるとすれば、再度職員の皆さんに、しっかりその部分は訓示をして、みんなで同じ目標に向かって頑張ってもらいたいと、そう思っております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この協働のまちづくりは、本当にことあるごとに、先ほど言いましたように申し上げて、町長からは、ぐどいんじゃないかというような思いで見られているかもしれませんが、先ほど言ったように、任期中最後の質問でありますから、再確認できましたし、町長の思いも確認できましたので、私はこの程度にしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。E T C 2.0、西会津インターチェンジでの利活用の推進についての話、企画情報課長からご答弁いただきました。今のところは社会実験であるということですが、社会実験であるということは、やっぱりゴールが決まっていると思うんですが、それは、情報等はつかんでおられますでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の社会実験であります、国土交通省郡山国道事務所に問い合わせしたところ、現時点では終了の予定はないと、定めていないというお答えでした。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 西会津インターチェンジでこの E T C 2.0 を使えるようになれば、先ほどのご答弁では、メリットがたくさんあるということでありましたし、今後とも取り組んでいくということでありましたが、その中で、1 つ先ほど言ったように、いわゆる本町の優位性というか、訴求ポイントの 1 つとしてね、ガソリンスタンドがないわけですよ、磐梯山サービスエリアから下り線、110 キロ以上も。そうすると私もね、やっぱりガス欠で何回かレスキュー行ったことあるんですが、そんなことを考えたときに、やっぱり西会津インターで降りて給油ができれば、どこも悪いところはないと思うんです。本町の事業者にとってもいいし、国交省も、ネクスコだって、道の駅を利用しなきゃいけないことであろうから。その道の駅であったり、その、いわゆるオールウィンの、費用がどのくらいかかるか分かりませんが、費用対効果というのを、よく行政の皆さん言いますが、私は費用よりも効果のほうが、これ相当あるなという思いであります。

取り組むに当たって、その辺の訴求をしっかりしていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この、今、先ほど申し上げました E T C 2.0 の社会実験とは別なものです、議員おっしゃられたとおり、阿賀野川サービスエリアでガソリンスタンドが廃止になったと、それ以降、一番福島県側の東側が磐梯山サービスエリア、西側が黒崎、そちら

まで、いわゆるガソリンスタンドがないという問題が発生しまして、それに対応するための社会実験として、現在、新津インターチェンジ、こちらで高速道路外のガソリンスタンドの給油サービス、これはE T C装着車限定ではありますが、一旦降りても乗り直しの料金がかからない。連続して走行、同じ方向に向かう場合ですが、連続して走行する場合は料金が同じ料金に、乗り直しても行けるというような社会実験が行われております。

こういったこともやられていますので、そういったことも含めて、町ではこういった社会実験後のサービスが、町の西会津インターチェンジでできないか、その調査検討して、機を見て要望してまいりたいというふうに思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 その新津インターの実験、私、今初めて聞きましたけれども、そういうことがあるのであればね、西会津インターだって同じようにできないことはないのかなという思いますので、今後もやっぱり、しっかり鋭意努力していただきたいと思います。

それでは、質問を変えます。学校、学校というか、通学路、教育施設の安全管理体制についてお尋ねをいたします。ご答弁をいただきました。今回のような事件、ある意味これはテロであると言ってもいいのかもしれませんが、本当に防ぎようがないような事件であります。本当に厳しい、世知辛い世の中になってしまったのかなという思いであります。

でも、そんな中であっても、先ほどご答弁ありましたけども、学校は楽しいところなんだ、安全なところなんだ、スクールバスも安全だよと、そういうことをやっぱりしっかり示していかなければならないんでしょうけれども、先ほどいろんな対応を聞きましたけれども、子どもたちへのケアというか、心のケアとか、そういうことは事件後、何かなさいましたでしょうか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

先ほど1度目の答弁で申し上げましたとおり、今回の事件を受けまして、そういった安全確保の徹底だったり、安全指導という部分につきましては、学校長を通してしたわけですが、特段、心のケアという部分につきましては、現状では必要性がないということで、行ってはおりません。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ともすれば、こんな事件があったときにね、人を差し置いても、人を押しのけてもね、我が身を守る、自分の命を守る、自助の精神。そんなところが最優先されるようなことがあるのかななんて私、思いますけども、私はその学校教育の場においてはね、どんなことがあっても、よく教育長は、不易と流行の話をされますけれども、やっぱり助け合いの心であったり、人を思いやる心であったり、そういうことは、こんな悲惨な事件があっても、私はしっかりと守っていかなきゃいけないし、やっぱり不易の部分で、いわゆるプラス会津であれば、会津人の魂、侍魂なんかもね、しっかり受け継いで教育していかなければならない、あんまり自助ばかりを、私、きれいごとと言っているのかもしれませんが、当事者であれば、自ら命を助ける、逃げる、人を差し置いても逃げなきゃいけないというのも何となく分かりますが、私はそうばかりであってはいけないと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 今ほどの議員のご質問の中でありましたとおり、確かにその部分については、安全教育という部分の中では、非常に大切な部分でございます。これにつきましては、小学校、中学校ともに、教科の中で、または道徳の中で、特別活動の中で、そういったそれぞれの場面に応じまして、自分、または他人の命の大事さを尊重するというこの安全教育につきましては、十分に指導をしているところでございます。

また、それぞれ小学校1年生から義務教育、中学校3年生までおりますので、それぞれの発達の段階に応じて、必要な情報を子どもたちに与えながら、心身の発達段階に則した安全教育を実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その中で、学校の防御態勢というのかな、学校に不審者が入ったとき、よくサスマタだとか、防御用の盾だとか、そういうのは学校に配備されているのでしょうか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

そういう不審者が侵入した場合の対応マニュアルにつきましては、学校のほうでしっかり対応しておりますが、サスマタまでは準備はしておりません。

○議長 前あったぞ。

○学校教育課長 確認はしておりません。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 昔はあったというような話もありますけども、うちの学校は、いわゆる地域に開かれた学校施設、教育施設であって、今、新聞、ニュース等々で報道されているような都会の学校と違って、塀で囲われているわけでもない。守衛さんがね、毎日番兵しているわけでもない。比較的侵入しやすい施設だと思うんです。そんな中であっては、やっぱりそのぐらいは最低必要なのかなと。実際に我々だってね、IDなんかなくても、自由にといたらおかしいですけども、学校内には入れるような状況だと思うんです。

やっぱり、こんな悲惨な事件も起こさないためにも、やっぱり一つの抑止力もあるし、最低限防御用の盾だとか、サスマタだとか、それを使えるような訓練だとか、そんなことは、本当に最悪ケースを想定すれば必要なのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 繰り返しの答弁になりますが、対応マニュアルの中では、具体的に、例えば校舎に学校関係者以外の方が入ってきた場合には、声をかけまして、どういう要件でというようなことから始まって、様子がおかしかった場合には、具体的な目的だったり等を質問する。または、学校にはきちんとした理由がないと入れないということを複数名でお話する。そういった対応マニュアルはあるわけでございますが、議員おただしのとおり、そういった万が一の場合に備えたものにつきましても、ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 本当にこんなこと聞くのは、本当に私も忍びないし、言いたくないところであ

りますが、本当に対岸の火事とするのではなくて、本当に全国どこでも同じようなケースは起こり得るんだというような、やっぱり心構えが私は必要だと思います。この連休明けだか何かもね、その宮様の学校、通う学校に包丁を持った人が自由に入って、机の上に置いていったなんていう話もありますから、そんなことも想定すれば、県教委からね、そこまでの対応は必要ないと言われるかもしれませんが、オープンな学校なだけに、私はその辺を心配しております。その辺を再度ご答弁いただきます。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

ご指摘のとおり、そういった形で西会津町の小中学校については、地域に開かれた学校ということで、オープンな形になっておりますので、議員ご指摘のことにつきましては、鋭意検討いたしまして、学校とともに対応をとっていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 大変明解なご答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。私の一般質問をこれで終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時39分)

令和元年第4回西会津町議会定例会会議録

令和元年 6月11日（火）

開 議 10時00分
散 会 12時05分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正 義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第4回議会定例会議事日程（第5号）

令和元年6月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（全員協議会）

（各常任委員会）

（一般質問順序）

1. 青木 照夫 2. 清野 佐一

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会 …… [第1委員会室]
- 経済常任委員会 …… [第2委員会室]

○議長 おはようございます。

令和元年第4回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 皆さん、おはようございます。11番、青木照夫でございます。今次の6月定例議会は、14名議員での最後の定例会議となり、令和元年として初めての議会であります。平成29年、活気ある西会津を取り戻すをスローガンに、薄町政がスタート。一時途絶えていたなつかしc a rショー、フォルクスワーゲン賑わいまつり大集合が、見事復活。全国の愛好家5,000人以上の人が集まったことは、まさに活気ある西会津を取り戻す一端かと思えます。

また、地区集落では、地域性を生かした若者が移り住み、定住移住に対する成果なども見られ、行政の取り組み姿勢がうかがわれます。当町の課題は、少子高齢化、人口減少、空き家対策、農業所得の向上、交流人口の拡大など、課題が山積みであります。特に我が町は、高齢化の急な坂に上り、人口減少に占める65歳の高齢化率は50パーセントになんと迫っております。人口減少がさらに進めば、経済の低迷、税収の減となり、行政サービスの低下などが予想されます。今、令和時代の幕開けに、町民、議会、行政が一体となり、町の総合計画をベースに活気ある西会津を取り戻すことを目指し、頑張っていかなければなりません。

そこで質問に入ります。交流人口拡大についてであります。今までこの問題は、繰り返し繰り返し質問させていただいております。今、地方を取り巻く行政の課題は、いかに知恵を絞り出し、政策を練り上げ、提案ができ、実現可能にどう結びつけるかであります。

その1つ、西会津町には研幾堂のような宝が多くあります。光を当てることで、交流人口の拡大や経済効果などが生まれると思いますがいかがですか、伺います。

2つ目、昨年11月に5名の方が応援大使として委嘱され、本年5月には福島レッドホープスの岩村監督も大使として委嘱されました。交流人口拡大が期待されます。町の活性化に、今後どのような形で応援をしていただけるのかを伺います。

3つ目、野沢は越後街道の宿場町として栄えた歴史があります。街並み景観条例などを制定し、思い切って町中再生に取り組むことができないかを伺います。

以上が一般質問であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 11番、青木議員のご質問のうち、西会津応援大使についてお答えをいたします。

西会津応援大使につきましては、本町の豊かな自然や歴史、文化、芸術、スポーツ、観光等の情報を広く発信するとともに、本町の交流人口・関係人口・定住人口の増加に資する活動を行い、企業誘致に関する情報をはじめ、町の活性化につながる提案などをしていただくことを目的に、現在6名の方々を委嘱しております。

応援大使の皆さまには、それぞれの立場から本町の魅力や情報をあらゆる機会を捉えてPRしていただくとともに、町の活性化に向けて幅広い分野で協力をいただいているところでもあります。一例をあげますと、応援大使が代表を務めるスポーツ団体が合宿に訪れたほか、リトアニア共和国大使夫妻の来町、西会津産食材の活用など町のPRや交流人口の増加などにつながっているところでございます。

今後も産業、経済、観光、芸術等のあらゆる分野で適任者を随時委嘱し、本町の魅力を積極的にPRしていただくとともに、少子高齢化、人口減少が大きな課題の中で、令和の新しい時代に向けての活気あるまちづくりに、情報の提供やさまざまな協力をさせていただくようお願いしてまいる考えであります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、交流人口拡大についてお答えいたします。

交流人口拡大への町の取り組みにつきましては、3番、秦貞継議員へご答弁申し上げましたとおり、町内では大小を問わず年間60件のイベントが開催され、本町の交流人口の拡大につながっております。この中には、自治区や各種団体が町の活力ある地域づくり支援事業を活用し、これまで眠っていた地域資源を活用した新たなイベントの開催や長い間途絶えていたお祭りを復活させ、地域の活性化にもつながっているところであります。

ご質問の研幾堂などの歴史文化的な地域資源の活用についてであります。史跡・旧跡を巡るウォークラリーなどさまざまな活用方法が考えられます。現在、観光交流協会では自然や歴史・文化など町の地域資源を活用したツアーを実施しており、平成30年度は11件、延べ277人が参加しており、交流人口の拡大に貢献しております。

また、町歴史文化基本構想推進委員会において、町全域で歴史・文化を生かしたまちづくりに向けて、現在、活用方法等が具体的に検討されているほか、今後策定される中心エリア整備構想の中でも、観光誘客の視点から研幾堂を含めた地域資源の活用が検討される予定となっており、それぞれの結果を踏まえ、交流人口の拡大、経済の活性化に向けて取り組みを進めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 11番、青木照夫議員の交流人口拡大についてのご質問のうち、景観条例等の制定によるまちなか再生についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、町の中心部である野沢地区は、かつて越後街道の宿場町として人や物が行き交う要衝でありました。現在は、そうした歴史・文化を地域づくりに生かす取り組みも観光関連団体や地元商店会を中心に進められているところであります。

おただしの景観条例、あるいは景観法に基づく景観計画につきましては、歴史や文化、自然、公共施設など景観を形成する要素の調和を図りながら、都市部や農山漁村の良好な景観を保全することを目的に、建築物等の新設や移転、開発行為等に関する規制や基準を定めるものであり、県内でもいくつかの市町村で制定されております。

町では今年度より、公共施設の集約や歩いて暮せるまちづくり、商店街の活性化、観光誘客など総合的な視点から野沢・尾野本エリアの将来像を描く、中心エリア整備構想の策

定に取り組むこととしており、その検討の中で景観条例等の制定の必要性についても調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 各課長から、また町長からご答弁いただきました。それで、はじめに交流人口のということで、研幾堂に対することで質問させていただきます。私が交流人口の拡大というタイトルで、今まで何回も何回も質問させていただいております。それはなぜかということは、これからのまちづくりということは、やはりまちづくり基本条例に基づいた、昨年からもいろんな各同僚議員が、町中、まちづくり基本条例とか、いろんな形で質問されました。全くその通りであります、今申し上げた繰り返しということは、議員として何ができるのかということであったことから、繰り返してさせていただいているわけです。

昨年、町中活性化及び交流人口拡大戦略として、会津広域観光推進議員連盟の 1 人として、昨年 4 月、第 1 回まちづくり講演を開催させていただきました。当時、会津若松商工会議所の会頭の渋川氏をお迎え、また、田崎公司先生をお迎えし、講演をいただきました。今年の 4 月 14 日、2 回目のまちづくり講演会を在京西会津会長の新田興助氏、また、猪苗代の小桧山六郎氏をお招きし、講演させていただきました。いずれも会場の公民館に、町民の皆さんはじめ、役場の方々の職員の皆さんが参加していただきました。

その中での感想というか、まず、薄町長に、その講演会に対する感想、感じられたこと、感想いただきたいのですが、いかがですか。

○議長 通告外だから、もう少し質問を変えてください。講演会の感想ではしょうがないから、通告したことに関しての意見ならいいですけど、質問ならいいですけど。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 私が最初に申し上げた、何でこれを繰り返し繰り返し質問させていただくのかということの趣旨は、町長はじめ職員の皆さんが関心を持って参加させていただいたわけです。その中で、質問要旨外、関連性がないんですか。これは大事な大事な感想じゃないですか。これからまちづくりをする上で、私は自ら、我々の仲間、会津広域観光推進議員連盟の仲間 4 名おります。その中で、自ら町をどうしよう、どうしたら交流人口を高めよう、どうしたらそういう活性化を図れるのかということの意味での講演会だったわけですね。その中で、質問要旨があがっていないということは、私は、それはちょっとおかしいんじゃないんですか。私の中で、そういう思いでやらせていただいた意味というのは、やはり汲んでいただきたいというか、そういう中で、今後のまちづくりをどうしたらいいのかという。

我々議会は、昨日もまちづくり基本条例という言葉をよくされていましたが、議員は、自ら政策を提案し、それから、町民に分かりやすく説明をします。これが議員の責務。責務となっているから、私は繰り返し繰り返しまちづくりのために述べさせていただいているんです。そういう意味合いを含めての感想です。町中を何とか完成したいという意味での町長の考えを、ぜひ聞かせてください。

○議長 整理します。講演会についての感想は、通告がありませんから、それはできません。ただ、町中をどうするか、交流人口をどうするかに関しての考え方は、質問として認めます。それでよろしいですか。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫　　そういう筋の通ったことなのか、通っていないことか、よく分かりませんが、私の申し上げていることはね、議長が止めて、それは適当でないと言われるかもしれないが、私はあくまでも議員の1人として、町をどうしよう、町をやってください、皆さんやってくださいじゃなくて、自分たち自らやらせていただいていることなんです。それはもちろん自慢でも何でもありません。それは、今言ったようにまちづくりの基本条例に基づいたことから申し上げているんです。そういう中での、よろしくお願いします。

○議長　　ですから、今私が言ったように、まちづくりの関係に関する町長の考えでよろしいんですかと。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫　　まちづくりに対する、じゃあ、じゃあじゃなくて、まちづくりに対する考えの感想を、感想というか、考えを述べてください。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　これからのまちづくりの目標といたしますか、それは、今年の4月から、西会津町総合計画、新しい計画ができました。その中に、全てこれからのまちづくりのことについては、全て網羅されていて、その目標は「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」と、そのまちづくりに向けて、いわゆるプロジェクトXといたしますかね、10項目の項目について、今後7年間の中で、それに向けて頑張っていくということを示してありますので、具体的にはその内容をぜひもう一度ご覧いただきたいと思います。

○議長　　11 番、青木照夫君。

○青木照夫　　そうですか、中身的にはちょっと、私としては残念だなという感じが、思いがします。それはそれとしての受け止め方でしょうが、今度、研幾堂という、研幾堂塾ですか、ということで、今度、小学校に5年、6年生の方、代表なんでしょうか、12、3名の方が研幾堂塾を開かれるということですが、その中身について、目的について、ちょっと聞かせていただけますか。

○議長　　教育長、江添信城君。

○教育長　　議員の質問の交流人口拡大に直接関わることではないんですが、やはり西会津の古きよきこの歴史の中で、研幾堂、この西会津を活性化させた、大変その起爆剤となるこの研幾堂、その思いを私は西会津の子どもたちにしっかり教えていく、その原点ではないのかなと、そのように思います。

その中で、子ども研幾塾というのは、西会津の歴史文化等を学び、西会津を誇りに思う、自分の我がふるさとはどういう町なのかという、その誇りに思うことをまず学ぶ。それと同時に、これからの時代を拓いていく新しい力も合わせて持つという、そういう意味では、結果的に交流人口というか、子どもたちが育ち、その子どもたちが大きく開いていくという意味では、大きくは交流人口の拡大につながるのかと思います。そういう目的で、西会津町子ども研幾塾ということ、この6月14日の日に開塾式を開いて、意識の高い子どもたちを中心に、西会津について学んでいくということでの塾を開塾する予定でございます。

以上でございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 研幾堂のそういう思いということで、教育関係には感想を述べていただきましたが、交流人口拡大につなげるという研幾堂の思いというのは、これからいろんな形で絶対に必要だと思います。やっぱり研幾堂に関する中で、教育、それから政治、医学、文化、これ4科が、研幾堂で塾を通して開かれて、全国に偉人を輩出された歴史があるわけです。

そんな中で、本当にここで5人衆ということが、有名な方がございますが、述べるまでもなく、いろんな形で貢献されていたということでもあります。渡部鼎は医学者でありましたが、政治家でもあり、また、教育者でもあったわけですね。失礼、文化人でもあったわけですね。で、今、申し上げた渡部鼎は、医学、それは野口英世を世界に羽ばたかせた偉大な博士でありました。また、政治的には衆議院議員に立候補されて、2期ほど国会議員として活躍された。そして文化人として、女性解放運動、これは石川暎作の奥さんとともに、日本の、日本髪を、東髪運動といわれるそうなんです、日本髪をパーマをかけたという文化を、日本人初めて東京都で石川暎作の奥さんと、渡部鼎の奥さんが東京でデモンストレーションされたという、素晴らしい文化活動をされたわけですね。そういう中で、研幾堂に光を当てれば、必ず交流人口、また、そういう町の活性化になるのではないかという思いで、これを取り上げたわけです。

そういう中で、この研幾堂の今後の取り組みを載せてありますが、前回は、前回というか、町長の前の答弁の中では、私の思い、研幾堂をやっぱり町中に資料館としてという意味での質問をさせていただいたことがあります。その中で、町民の声が盛り上がれば、前向きにというような答弁をいただいております。

また、商工観光課長には総合計画の中で、今後取り入れることにしたいというような答弁もいただいているわけです。その点について、今後研幾堂に対する前向きなそういう取り組みが、などを聞かせてもらいたいんですけど、商工観光課長、いかがですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 今後の取り組みということでお答えしたいと思います。

青木議員申されますとおり、研幾堂につきましては、今から153年前の1866年に、野沢原町の地に開塾されたということでございます。その中で、やはり220人余の幕末黎明期を変えていった方々も輩出されたということで、これは今年4月に開催されました、まちづくり講演会の中でも、確かに講演者の新田会長さまも言うておりましたし、その歴史という部分を思い返すと、さらに見つめ直すという部分も重要な部分かなと考えているところでございます。現在、この研幾堂出身者の方々の部分につきましては、現在、ふるさと自慢館という部分に、その足跡とか、功績は展示されているという部分でございます。

現在、その総合計画の中でと申したという部分がありますが、検討されるという部分ではございましたが、研幾堂という分に対しては、そのあった場所に、今、看板、いわゆる案内板的な部分をやりまして、そちらのほうで、町中を歩くツアーの中で寄っていただくようなコースというような部分にもなっております。

したがって、今後、その研幾堂復活とか、そういう部分につきましては、まだそこまでの部分を議論にも達していないということから、現在、特には検討していないという

部分で、現在、やはりふるさと自慢館のほうで誘客のほうにつなげていきたいというような形で考えております。

以上でございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 課長の答弁の中には、地域資源を生かしたツアーを組まれて、平成 30 年度には 11 件、述べ 270 人が参加されたということであります。私はその答弁の中では、やはり町中に歩いてこられたその中で、今、課長が答弁されました自慢館は見られたと思います。しかし、自慢館の中で、初めて来られた、また、そういう興味を持って来られた方が、あそこで本当に資料館に対しての、本当の十分な、その満足感が得られるのか、私はそうではないかと思っています。

いろんな形のイベントを今後続けるならば、やはりちゃんとした資料館が、私は必要であり、絶対にこれは交流人口につながります。と、私は確信しております。その点は、今、課長が言われましたが、今後のそういうツアーの方が、本当に満足していただけるということはどうしたらいいのか、その辺、聞かせていただけますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

資料館の必要性という形のものと存じますが、一応、現在、昨年度開催した地域資源をめぐるツアーは、先ほど申し上げましたとおりでございますが、その中で、やはり各種、やはり興味があるという部分で、よくやられた部分、まずやった部分については、まず、野尻を散策する。あと、奥川を散策するということで、観光交流協会でも、その野沢地区だけには特化していない中で、5 地域の特色ある部分を、今現在、ツアーとして実施しているということで、11 件で 277 名の方が参加したというような実績となっております。

現在、その研幾堂の部分の功績の部分についての資料館というようなご質問でございましたが、現在のふるさと自慢館の中で、ある程度そこにいらっしゃるという部分の方も寄りますが、その中で十分に対応しているのかなと思っているところではございますが、今後その必要性が、議論が高まれば、十分に検討すべきものと考えておりますが、現時点においては、自慢館のほうで代替できるのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう機運が高まればという回答なんです、その言葉は前も繰り返し聞かせていただいています。繰り返し申し上げて、また、関連性があるのかないのかって言われるかもしれませんが、町中再生ということを考えてみると、交流人口拡大ということを考えてみると、全く、全くというか、それを実現化に向けるにはどうしたらいいかということで、私たち会津観光推進、広域推進議員連盟、これは会津 17 市町村、130 名くらいの観光に対する議員連盟であります。その方々と話をさせていただいている中で、西会津町だけでは、本当に観光が拡大されるのかと、私の思いは、そういう交流人口拡大ということで申し上げることで、第 1 回目の渋川会頭さんをお招きしたとき、講演を、会津若松で講演を聞かせていただきました。あの方は七日町を蘇らせた実績のある方でした。

しかし、取り組んでいる中で、現在、年間 15 万人以上、頭打ちでこれ以上伸びないとい

うことのお話を聞かせてもらいました。講演が終わって、私は渋川会頭さんのもとにお訪ねして、会頭さん、私は西会津町の議員であります。その中で、七日町通りを頭打ちとされることを、拡大する方法が私はあると思いますが、ということで、野口英世に関することで、誕生地は猪苗代、病院会陽院は若松、渡部鼎の誕生地は野沢、西会津。これをルート付けてやれば、将来インバウンド化、そういう観光の拡大になると思いますが、いかがですかと、渋川会頭に申し上げました。あっ、それはそうだなと、そういうことあるんだなということで、昨年、青木のお話に対して、西会津町に来ていただいた経緯があります。

今は町だけの交流拡大はどうなのかなということで申し上げたことであります。今年は、在京西会津の会長さん、昨年参加させていただいた中で、やはり冒頭、研幾堂という言葉が出ました。私は感動しました。そういう思いで、ぜひ在京西会津の会長さん、今度、西会津で講演会を計画しますので、ぜひその思いを西会津で語っていただけませんかをお願いしました。大変お忙しい中、参加して、講演に、この4月に参加していただきました。私はそういう中で、一人一人の方々の、これも今、中での人材を生かせるということで、実現させていただけたのかなと思います。

そういう思いで、とにかく野沢だけでは、西会津だけでは、本当に交流人口、また人口減少、空き家対策、本当にそれが解決できるのか、私は広域的なことで取り組まないとどうなのかなと、そういう思いがしますが、その点、広域的なそういう考えというか、これも交流人口の拡大ということでのことでありますが、その点、いかがですか、観光課長、商工観光課長。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

広域的な観光ルートの造成によりまして、交流人口の拡大を図ってはというような部分の質問にお答えしたいと思います。確かに議員申されたとおり、ある程度、今現在、町としてもさまざまな町の中にある地域資源をつないだ部分でのスタンプラリー等で、部分をつなげております。また、西会津町も加盟しております極上の会津プロジェクト協議会の中でも、やはり広域ルートの誘客促進という部分が議論にあがっております。その中では、やはり仙台、新潟エリアとの誘客促進という部分が1点。また、そのほか関西からの誘客が少ないということで、関西からの誘客事業ということで、広域的な部分では取り組みが、その主なものでは進んでいるということでございます。

ご指摘の、いわゆる猪苗代、会津若松、西会津という部分をつないだ広域ルートという部分の造成という部分につきましては、現時点では議論にはあがっていないというのが現状でございます。ただし、今後、そのインバウンドの中での部分もございしますが、やはり現在の、いわゆる観光客の消費動向という部分を見ますと、やはりコトの消費ということで、ただ今までのように見て回るような観光ではなくて、やはり自分が自ら体験して、それに価値を見出す、コトの消費という部分が、主に多くなっております。

その辺を踏まえますと、ただ西会津の研幾堂が、こういうこと、幕末時代にすごかったという部分だけでは、なかなか厳しいのかなという部分も考えておりますので、その辺の磨き上げとか、つくり込みとかという部分は、やっぱり検討はしていかなければいけないのかなという部分はございます。また、関係する市町村の協力も必要という部分でござい

ますので、その辺、もう少し調査なりはしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 時間を要するような、そういう内容に聞こえます。もう 1 つ交流人口拡大ということで、まだ地固めがしていない、なかなか進めないというような感想、感じを受けますが、もう 1 つ、こうこれはすごいなということをちょっと述べさせていただきます。

それは、交流人口につながるというような話の中で、渡部鼎の娘さんがアメリカ人と 2 人結婚されていたそうです。それで、そのお孫さんにあたる方が、アメリカでだいぶ活躍されて、有名な、有名人だそうです。その方が猪苗代に来られて、小桧山さんの、小桧山六郎さんの話で来られて、いろんなそういう国際的な交流をやっている。西会津町にも、私の祖父が生まれたところにも行ってみたいということで来られたそうです。それは去年の話であります。ところが、やはり自分の祖父の、そういう思い出というのが、なかなか探られ、見られなかったということで、残念な思いで行かれたというような感想を、この間の終わった中で聞かせてもらいましたが、そういうことは、やはり確かにいろんな形でインバウンドというか、交流人口というか、西会津町ではない。またそういうもので広域的に進めなくちゃいけないというような感想が、思いが非常にあります。そんなことは、私の個人の考えでありましたので、その答弁はいりませんが、今後、やはり交流人口拡大ということでありますので、広域的な考えで持っていくと、そのことを頭に入れていただきたいと思います。

次に質問を変えます。それで、応援大使のことではありますが、町長が述べられたように、いろんな形で観光、またスポーツ、いろんなことを交流されて、町中に応援をしていただくと。各全国的にも市町村の中で、いろいろな形で進められているようでありますが、今後の期待として、ここには町長の答弁がありますが、さらにその応援大使が最大限に生かせるというのは、どんな形で結び付けられるのか、それを伺いたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 確認なんですが、応援大使を活用して、どう活性化につなげていくかという、ご答弁、今後の活動ということでお答えしたいと思います。

なお、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、やはりさまざまな分野でご協力をいただきたいということで、今現在、6 名の方に委嘱しているということでございます。今後、やはり町として、今後新しい令和の時代にも向けまして、この現状の人口減少とか、その部分にどう立ち向かっていくかという部分の中で、やはり一番重要になってくるのかなと、私は考えておりまして、やはり、人口減少、それは仕方がないことだとしても、その応援大使の方々のアイデアとか、発想をまちづくり等に取り入れながら、さまざまな活性化策を検討していきたいという部分は考えております。

また、具体的にどういう形でという部分は具体的にはございませんが、その応援大使の方々が持っているアイデア等という部分は、ぜひいろんな場面では拝聴しながら、今後のまちづくりに生かせればなど、ひいては地域の活性化に生かせればなどという部分で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 5名の方が昨年、大使になられて、今年は岩村レッドホープの監督がなされましたが、町民の方もご存知の方はご存知でしょうけども、一応、5人の名前と、どんな肩書で大使になられたのか、それちょっと説明いただけますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 6名でよろしいですね。まずはじめに、まず大使のお名前から申し上げますが、皆さんご存知のとおり、在京西会津の会長の新田興助さん。続きまして、副会長の齋藤平二さん。続きまして、同じく副会長で在京西会津会の教育顧問であります田崎公司さん。続きまして、在京西会津会員ではございますが、新宿区の区議会議員の佐原勇さん。西会津国際芸術村の理事長の安藤壽美子さん。そして、福島レッドホープスの監督の岩村明憲さんということで、今現在6名の方を委嘱しております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 その中で、佐原勇さんという方の肩書は今、都議会議員さん。何か空手とか何かで、区議会議員ということですが、どんな形でつながりが持たれたんですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 つながりと申しますが、例年5月に在京西会津会の総会が開催されますが、その中で、在京の西会津会の新田会長から、こういう方もいらっしゃるということでご紹介を受けた経緯はございます。それが経緯でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ③の景観条例に対しての質問、再質問、させていただきます。今後いろんな形で、それが必要であるという、だいたいのそういう思いがありましたが、この県内の、ここに参考として載ってありますが、景観条例で制定されている福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、白河市、喜多方市、三春町、南会津町。それから、景観計画ということで、福島市、会津若松、白河市、喜多方市、南会津町。この2つの参考の制定の状況が載っておりますが、条例と計画とは、どのような違いがありますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

景観条例につきましては、良好な景観の形成のために、景観法ございますが、その定めるところによりまして、町、町やそこに住む住民、それから事業者、それらの景観に対する責務、これを定めるものでありまして、責務を明らかにし、それから、その景観の形成に関する方針、建築物の制限、それらを定める景観計画、その制定の手続き、それから届出の方法、これらを定めるものであります。

景観計画につきましては、景観法に基づいて定められるものでありまして、今申し上げました建築物の制限なり、それから、重要建物の指定、重要な樹木の指定、それらを定めることによって、計画的な景観づくりを推進するものということで法律に位置付けられております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 町中もいろんな形で、今、屋号というんですか、看板がそれぞれの商店、また昔の屋号ということで立っております。私はそれは非常に町中の、そういう景観というか、分かりやすさというか、昔の思い出というか、大変いいことだと思います。であるな

らば、やはりそれに、やっぱりもう一步進んだ町中の、そういう景観というものが、私は必要ではないかなと、そういう思いがします。

宿場町ということで、町が栄えたということで、いろんな形で西会津町野沢ということで、名が通っているわけですが、今後、そういう景観条例に対しての必要性とか、計画と
いうか、今後の、には、どんなふうに取り組みをされますか、伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

景観条例をつくる意義でございますが、その地域の自然や文化、それから歴史、これと調和した景観づくり、これを計画的に進めるためのルールということで認識しておりますが、これも、これから街並みをどうしていくか、それは観光誘客の部分だけではなくて、町民の皆さんの安全安心、それから快適な暮らし、商店街の活性化、これらも含めて総合的に、今後どのような街並みづくりを進めていくか、この方針があって、それに対して、そのまちづくりを誘導していくというようなことになると思いますので、まずはその街並みづくりの方針、これを、先ほど答弁でも申し上げましたが、中心エリア整備構想、これから策定いたします中で、その条例の必要性についても検討してまいりたいという考えでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 街並み、どうしたらいいかということ、これも過去において、もう何十年も話し合っ、私も参加して 12、3 年、どうしたら街並みよくするかということで、繰り返し繰り返しこれも話が継続していましたが、なかなか実現に、今、課長が述べたように、今現時点では、そういう機運が高まらないとか、周りの環境と
いうか、そういうのがなかなか進められないような答弁がずっと続いております。

やはり私は、ここで思い切ったということで、ここに私のそういう一般質問の中で、思い切ったことをしないと、本当の街並みができないんじゃないかなということで申し上げているんですが、その思い切ったことってというのは、なかなか今後、そのいろんな条件、諸条件があると思いますが、その辺を乗り越える、なんかそういうものはありませんか、それを伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今までも、町では街並みの整備ということで、ふるさと自慢館であったり、道の駅であったりということで、取り組んではきております。これが大きなその誘客の効果につながっているかということについては、問題がないわけではありませんが、今後それらも活用、今ある資源も活用して、それから、状況も変わってきておりますので、公共施設の集約であったり、遊休施設の活用であったり、それらも含めて、そういったものも活用しながら、今後、町中をどういうふうに活性化していくか、これは今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 町中が変わったということの中で、今、町中は今どんなふう変わったと思われ
ますか。今、個人で頑張っ、てらっしゃる商店の方はいらっしゃいますが、今、個人で食堂関係なんかは、8 割はよそから利用されていらっしゃいます。自慢館をはじめとして、

今、また新しく食堂ができました。また、片方には食堂ができております。それは町でやってくださいとかじゃなくて、自ら、自ら頑張って、切り開いて事業をされた方々なんです。

私の、最後に申し上げますが、町でやってください。これやってくださいじゃなく、町の町民が頑張っているんだから、それに対して町の応援も必要じゃないかということで、いろんな意味で景観条例もそこにイコールします。交流人口、そこにイコールします。そういう意味で、個人で頑張ってらっしゃる方がいる、それで8割の方がよそから来ている。そういう現実をお考えというか、捉え方というか、ございますか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　青木議員の、いわゆる町中再生にかけるその思いというのは、非常に私も日ごろから感謝というか、敬意を表している一人でありますし、自らいろんな行動をされておいでになると。先ほどの講演会もそうですし、いろんなところで行動されている。そのことに対しては、非常に私も敬意を表しておりますが、これ、町中をどう再生するかというのは、1つのこと、単独でものを考えては、私はいけないなど。

そういう意味で、野沢尾野本の中心エリアを考えたときに、どういうまちづくりをしたらいいのか、どういう仕掛けをしたらいいのか、やっぱり総合的に考えないと、さっきの研幾堂だけでも、それだけでもだめですし、今の商店街、空き家がもう多くなっている中で、じゃあ空き家の活用どうするのか、あるいは、いわゆるよりっせに来たお客さんをどう中心商店街に呼び込むか、いろんなやっぱり仕掛けをやらないと、なかなかそれは単独でものを考えては、私はいい結果は出てこないなというふうに思います。

今現在、いろんな形で頑張っている方たちおいでになります。それも非常に若い人たち、いわゆる地域づくり協力隊の皆さんたちの影響もあって、若い人たちの考え方がいろんなところに出ていってございまして、そういう意味では、非常に私は好ましい姿だなというふうに思っておりますし、一生懸命やろうとしている人たちを、やっぱり町は一生懸命応援してやると、その考え方には、私はこれは、その考えでございましたし、これからもそういう考えで、やっぱり一生懸命町も応援をすることによって、町が活性化になり、元気を取り戻すことにつながっていく、そういうふうに思っておりますので、今ほどのご質問については、頑張っている皆さん、何が町に対して、それぞれの役割はありますよ、自分がやらないといけないこと、あるいは行政がやらないといけないところ、先ほどの、昨日の一般質問ではありませんけれども、協働のまちづくりの、いわゆるそれぞれの役割分担というのがあると思いますので、そういう中で、行政として応援しないといけないところは、しっかり応援してまいりたいと思っております。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　お答えいたします。

先ほど、町が何も支援をしていないんじゃないかというような形でございましたが、現在、空き家空き店舗利活用補助金等の、そこで創業される方の部分については支援もございますし、また、創業に向けた形で支援の相談窓口として、創業支援窓口も商工観光課も務めております。その中で、さまざまな情報を提供して、県からの県補助金の活用など、さまざまな面でフォローしておりますので、それはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 これで質問を終わらせていただきます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13 番、清野佐一でございます。今定例会が我々任期最後の定例会、そしてまた、先ほど来、話ありますように、令和に入っの定例会だというようにことで、私は今回の定例会に、3 件の質問をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず、本町には、大山祇神社、また鳥追観音という、約 1200 年余の長い歴史を持つ観光名所があります。年間多くの観光客を迎えているところであります。今月に入り、この 6 月の大山まつりともなれば、かつては 1 日に臨時列車が数本入り、駅前通りには数多くの露店が立ち並び、そして、バスも十数台のバスが列をなして大久保へ運行していたものであります。

しかし、現在は車社会への移り変わりや、講中などの激減により少なくなってきたと感じております。聞くところによりますと、今月 6 月 1 日の大山まつりの開催日には、多くの参拝客が訪れていたとのことで、大変喜ばしいことと感じております。

この大山祇神社を中心とした近年の観光客の動向を、どのように捉えられているか。また、誘客増加への戦略はどのように考えておられるのかお伺いをするものであります。

次に、本町には、町のイメージアップを図るために、飯豊山から来たオトメユリの妖精といわれる、こゆりちゃんがいます。町の各種イベント等においても活躍をしているところですが、年間の PR 活動の実績はどのくらいあるのか、また、その成果はどのようなものかお伺いをいたします。

次に、子育て支援策について質問いたします。国では、今年 10 月から保育料を無料化するとしています。この制度は、幼児教育の無料化というもので、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的な負担軽減に適切に配慮されたものとするとしています。この制度が実施されれば、現在、無料化を実施している本町にとっては、この制度では 4 分の 1 の負担はあるものの、4 分 3 の負担軽減が見込まれます。これらの財源を活用して、さらに新しい支援策を考えてはと思いますが、考えをお伺いするものであります。

次に、平成 29 年 4 月より開園となった認定こゆりこども園は、町の子育て支援の拠点施設であり、大きな役割を果たしているところであります。今さら申し上げるまでもなく、施設の内外において、園児はもとより、保育士の皆さんの日々の安全安心が保たれるということは、何よりも増して重要なことと考えます。

そんな中、こども園の遊戯室となっている大ホールの柱と構造物に、マット等が巻かれているのが見受けられますが、この状態をどのように考えておられるか。また、改善の余地はないのかということをお伺いをするものであります。

次に、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。町の総面積の約 84 パーセントが山林となっており、鳥獣との闘いと、その対策は、本町にとって永遠のテーマであると考えているところです。本年度予算で、町では有害鳥獣対策事業に対し、492 万 3 千円を計上して

います。その中では、捕獲ワナについても増設するとしていますが、その運用の方法や内容等についてお伺いをいたします。

次に、町民がクマなどの目撃情報を町に通報して、その後、ハンターが来ても、すぐ捕獲してくれないなどの声があります。法的な面での理由の説明や、身を守る安全対策を詳しく町民に周知する必要があると思いますが、考えをお伺いをいたします。

以上で、私の一般質問といたします。明解なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 13 番、清野議員の子育て支援策についてのご質問のうち、新たな子育て支援策の考えについてのご質問にお答えをいたします。

国では、本年 10 月に予定されている消費税率の引き上げによる財源を活用し、高齢者も若者も安心できる、全世代型の社会保障制度へ大きく転換することとしており、その 1 つとして、少子化対策の観点から子育て世代を応援するため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、幼児教育・保育の機会の確保や、無料化を本年 10 月より実施することとしております。

町では、国の制度に先行し、平成 30 年度よりすべての利用者の保育料を無料化しており、また、妊娠・出産・育児・保育・教育の各ステージにおいて、こうのとりのサポート事業、出産祝金や乳幼児家庭子育て応援金などの町単独によるさまざまな子育て支援策を実施し、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めているところであります。

ご質問のありました、保育料無料化による新たな支援策につきましては、現在、今年度中の策定に向けて作業を進めております、子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）のための、利用ニーズ調査のアンケート結果などを踏まえ、新たなニーズの把握を行い検討してまいります。なお、国の無料化により軽減される町の財政負担分については、町全体の予算の中で調整してまいりますので、ご理解を願います。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 13 番、清野佐一議員の子育て支援策についてのご質問のうち、こゆりこども園内施設構造物の現状と改善についてのご質問にお答えいたします。

こゆりこども園では、保育士が月に一度チェックリストにより、施設内外のさまざまな箇所の安全点検を実施し、職員会議で情報を共有しながら、必要に応じて改善を図り、安全対策に取り組んでおります。

ご質問のありました大ホールの天井からの柱などの角については、園児では直接ぶつからない高さではありますが、保育士の先生など、大人が頭をぶつけるとケガをする恐れがあるため、緩衝材を張り付けて安全対策をいたしております。なお、このご指摘の箇所は建物の構造上重要な柱であり、根本的な改善はできません。

こども園は開園して 2 年が経過いたしました。施設内外の危険箇所については、その都度可能な限り対応し、園児の安全確保に努めておりますが、子どもの予見できない行動などもあることから先生方の見守りと、日ごろからの指導などを合わせて行い、園児の安全対策に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 13 番、清野佐一議員の観光振興についてのご質問のうち、観光客の動向、誘客増加への戦略についてお答えいたします。

まず、町内観光客の動向についてであります。本町の主要観光施設である、大山祇神社、ロータスイン、道の駅にしあいづの来客数及び、主要イベントである、西会津ふるさとまつり、西会津雪国まつりの来場者数が基礎データとなっている福島県観光客入込状況調査によりますと、平成 30 年の本町の観光客入込数は 77 万 3,669 人で、前年比約 1 万人、率にして 1.4 パーセントの増となっております。増加の要因といたしましては、主に道の駅にしあいづの来客数の増加によるもので、その他施設及びイベントにつきましては、横ばい若しくは微増となっております。なお、本調査の対象イベントも含めた、平成 30 年度の町内で開催されたイベントの状況につきましては、3 番、秦貞継議員にお答えしましたとおり、60 件で延べ 17 万 5,000 人の参加があったところであります。

次に誘客増加への戦略についてであります。にしあいづ観光交流協会や地域おこし団体、民間事業者と連携・協力し、大山祇神社や鳥追観音などの観光資源はもちろんのこと、本町の歴史や伝統、生活習慣や豊かな自然なども貴重な観光資源として捉え、より魅力的に磨き上げ、それらを活用した体験・滞在型観光を推進していくことで、観光客の増加を目指していきたいと考えております。

また、観光案内ガイドの養成や観光、失礼いたしました。農家民宿の育成などの受入体制の強化、ホームページやフェイスブックなどの Web 媒体を活用した情報発信を積極的に行うほか、極上の会津プロジェクト協議会や霊地観光連絡協議会などの団体、新潟県阿賀町などの県境を越えた市町村との広域的な連携を進め、誘客拡大を図ってまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 13 番、清野佐一議員の観光振興についてのご質問のうち、こゆりちゃんによる PR 活動について、お答えいたします。

町の公式キャラクターであるこゆりちゃんにつきましては、町の魅力及び知名度アップを図るため広くそのデザインを公募し、平成 22 年 3 月に最終的に町民の投票により決定されたものであります。

現在は、こゆりちゃんによる町 PR 業務はにしあいづ観光交流協会に委託しており、主に着ぐるみによる町内外のイベントへの参加、こゆりちゃんイベントの開催などに取り組んでおります。

おただしの平成 30 年度の実績につきましては、ふるさとまつりや雪国まつり、にぎわいまつりなど町内での活動が 11 回、交流都市である埼玉県三郷市や千葉縣市川市での物産イベント、福島ホープスの試合や福島空港のイベントなど町外での活動が 6 回となっております。こゆりちゃんは、すでに町民の皆さんには身近な存在として定着・浸透していると考えられ、町外においても、その愛らしさからイベントなどでは大変人気があり、集客に一役買っております。今後もこゆりちゃんを効果的に活用し、町のイメージアップに継続して取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 13 番、清野佐一議員の鳥獣被害対策についてのご質問にお答えします。

はじめに、1点目の捕獲ワナの運用等についてであります。本年度、当初予算に計上いたしました有害鳥獣の捕獲用ワナにつきましては、箱ワナ5基と、くくりワナ30基を新たに購入するものであります。このうち箱ワナにつきましては、ニホンザルの捕獲用でありまして、約1メートル四方の鉄製の小型のオリで、サルが内部に仕掛けたエサを取ると入口が閉まる構造となっております。この箱ワナにつきましては、現在、専門業者に製造を依頼しているところでありまして、納品まで1カ月程度を見込んでおり、納品後は猟友会の各分会にそれぞれ1基から2基を配布し、サルの群れが駐留する山中に設置して捕獲を行う予定であります。

くくりワナにつきましては、イノシシの捕獲用でありまして、15センチ程度の鉄製のワイヤーの輪にイノシシが足を入れると、ワイヤーが締まって捕獲する構造となっております。このくくりワナは、4月中に購入を済ませたところであり、このうち10基はすでに奥川地区の被害区域に近接するイノシシの通り道に設置しており、残りにつきましても速やかに猟友会の各分会に設置を依頼する予定であります。

次に、2点目の目撃通報と捕獲との関係の周知についてお答えいたします。まず、目撃の通報があった場合には、町職員や専門員、または猟友会の捕獲員が状況確認を行うとともに、花火等を用いて追払いを実施するなどの対応を取っております。この際、銃器による捕獲を行うこともありますが、銃器につきましては、開けた場所や住宅地では使用できないなど厳しい制限があるため、多くのケースではワナによる捕獲で対応しているところであります。

また、ニホンザルとイノシシにつきましては、県と町が管理計画を策定しており、これに基づいて、捕獲員による通年の捕獲が可能であります。一方、ツキノワグマにつきましては、鳥獣の保護に関する法律及び県の条例によりまして、目撃や被害のあった都度、許可を得て捕獲することとされております。

ご質問にあります法的な理由の説明と、町民が自ら身を守る安全対策、この周知につきましては、町の広報やケーブルテレビ、さらにはホームページ等を通じて詳しく情報をお伝えする必要があると認識しております。町といたしましては、町民の不安解消と安全・安心を確保するため、適切に対応してまいりますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、それぞれに答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。まず、子育て支援についてであります。このたびの保育料の無償化というようにことで、本町が軽減される金額というのはどのくらいになるのでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

町が今回軽減される保育料につきまして、についてのご質問であります。本来であれば保護者の皆さんから保育料として、こども園を利用した際には保育料を徴集するわけですが、現在は条例によりまして無料となっております。その額を国の基準に従いまして算定いたしますと、町の条例に従いまして算定いたしますと、月額でおよそ240万円ほどになります。年額にいたしますと2,880万円といった金額になります。

以上です。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、本町においては、他に先駆けてっいいいますかね、無料化をやられたわけです。それによって入所者とかに、いろんな動きというか、増えたとかというようなそういう顕著な、何か目立つようなことはあったかどうか伺います。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、無償化に伴った動き、町の動きというふうなご質問でございますが、にお答えいたしたいと思います。

平成 30 年度からこども園の利用料につきましては無料化となっております。昨年の動向を見てみますと、やはり小さいお子さん、0 歳児から 1 歳児の利用料としては、比較的やはり高めの利用設定になっておりますお子さんについては、家庭子育て応援金の動きと連動して、やはりこども園に入園させるご家庭が多くなったような傾向がございます。乳幼児家庭子育て応援金が減りまして、逆にこゆりこども園の 0 歳児から 1 歳児への入園申込みが増加しているといった傾向が見られております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 これから、やはり保育、こゆりこども園に一人でも多くの子どもさんが入園していただいたり、それに付随していろいろ先生方にも、それなりにまたご苦労はかけるわけですが、200 人入所できる、入園できるスペースもあるわけですから、いろんなことで積極的に入所、また入園していただけるような方法ということで、私なりに思っていたのは、やはり今回のこの機会を捉えて、国が無償化すれば、また横並びになるんじゃないかというふうな思いから、このような提案をさせて、質問をさせていただいたんですが。

例えばの話です。今、町でやっています、今言われた乳幼児の家庭応援金、子育て応援金ですか、これも今までより応援金の拡充を図るというようなこと。あるいはインフルエンザの予防ワクチンですね、この場合は、0 歳から 18 歳、妊婦さんと 0 歳から 18 歳までの方に対しての補助ですね、これはね。これは、インフルエンザの場合は、これは任意でしたよね、たぶんね。ですから、こういうことも、いろんな補助を拡充することによって、その予防接種を受ける方が増えていくと、そうすれば、またインフルエンザにもかからないわけですから、お医者さんにもかからないというようなことで、予防医療といいますか、かつて山口町政のときにいち早くそれに着目をして進めてきたいろんな健診の無料化、それと同じような考え方で進んでいけばいいのかなというような思いはあったんですが、その辺の考えはいかがでしょう。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほど議員おただしの、国の制度が始まることによりまして、町の財政負担が国からの補填によって軽減されるといったところで、町の政策を拡大、さらには新しい制度なども実施できないかといったところでございますが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、今年、計画を策定、予定しております。子ども子育て支援事業計画のアンケート調査などで、今現在、子育てを行っていらっしゃる家庭のさまざまなニーズを把握しながら、どういったことで、その子育て世代が、今現在の子育てに対しての支援が必要なのかとい

ったところをつぶさに調査、分析いたしまして、今後検討してまいりたいと思います。

なお、先ほど申されました家庭子育て応援金の拡充ですとか、インフルエンザにつきましては、任意接種ということで1千円の負担をいただきながら、予防接種を、お子さんもしくは女性の方、妊婦さんは行っているわけなんです、そういったところも合わせて、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私が今申し上げたのは、一例ということですね、こういうこともどうですかというように申し上げまして、先ほど町長の答弁でありましたように、これからいろいろ町全体の財政面も考慮した中というように前提もありましたので、それはそれで考慮をいただいて、また前向きに取り組んでいただければというふうに思いますので、その辺のところだけ申し上げておきたいと思います。

次、こゆりこども園のことについては、改善というかね、の余地もないんだというようなことでありますが、やはり私たち議会で、あそこ工事の途中で一回見させてもらったことあるんです。あのときは、足場がまだ組んであったり、またいろいろちょっとしたトラブルというかね、何かあったようなときでありまして、本当に全体をよく見るのができなかったんですが、いろんなのがね、入っていたので、本当にこれが本来の姿というか、がよく見えなかったという部分もあって、そういういろいろ、後で全部完成してから見させてもらったときの感じというのは、結構いろいろ感じる場所があったんです。その後何回か保育所、こども園におじゃましたとき、そういうのがあったと、ああこれは危険だなと。

だから、やはりそれは、できることなら改善すべきであるし、私の場合はご覧のとおり身長も低いですから、ぶつかる、あまり心配はないんですが、本当、背の高い人は、普通の、一般の保護者でも危険なような部分もあるんですよ。だからあれを、何とか設計のとき、いろんなそういう強度とか、そういうのがあってそのままの設計になったんだろうけども、その辺を改善というか、できないというんだから改善はできないと決まっているんですが、何とか工夫というか、そういうのはないでしょうかね。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

建物の構造上の危険箇所といったところのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、やはり実際に設計から運用に移った際に、使っていく中で、どうしても子どもさんの安全面を考えたときに改善しなくてはいけない部分につきましては、できる限りの対策を今まで2年間、工事してきたところでございます。先ほどご指摘いただきました箇所、柱の部分につきましては、やはり構造上どうしてもそこを改良、改善することができないといったこともございまして、運用の中で日々先生方がお使いいただく中で、子どもたちの動線であったり、あと安全対策といった、その緩衝材を付けるといったことで対応させていただいているところでございます。

なお、これからの改善につきましても、改善といいますか対策につきましても、使っている先生方、またお子さんの、本当に安全が担保できるような形で、施設の安全対策には園の中で話し合いながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご

理解をいただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 このこゆりこども園の建設に当たっては、町民からいろんな木材の寄付をいただいたり、木材をふんだんに使って木の温もりのある保育園にしようというようなことで、こども園にしようというようなことで進めてきたわけですが、それがあまりにも木材が多くて、いっぱい使っていただいたために、そんなふうに構造になったのか、それは分かりません。でも、今、課長言われたように、日々の安全が大切ですから、その辺の管理はちゃんとやっていただいて、いただきたいと思います。保護者からは何の話というか、そういうのは今までなかったのでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、保護者からの建物に対しての安全面ですとかのご意見がなかったかといったおただしにお答えしたいと思います。

こども園の中でさまざまな機会のたびにアンケートですとか、あとご家庭から何か困り事ですとか相談、そういったことをお聞かせいただく機会を設けております。その中で、建物に対しての改善の要望ですとか、そういったことにつきましては、今のところございません。なお、先ほど申しあげました構造、柱につきましては、お子さん、子どもさんの活動の範囲では支障のないといった構造物でございますので、大人に対する安全対策として緩衝材を現在のところ付けているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは質問を変えます。次、観光振興についてであります。観光客が 77 万 3,669 人だというようなことで、大変私の想像よりはね、多く来ておられるなというようなことで、喜ばしいことだと思っています。

それで、いろいろなこの戦略の中で、かつて汽車であれ、バスあれ、来ておられたいろんな講中とかね、そういう方々というのは、やっぱり観光会社である程度ツアーを組んで、たぶんこう来ていたんじゃないかと思うんですが、それらに対して、こちらから観光会社にね、足を運んで、ぜひうちの観光ルートに入れてくださいとか何かというような売り込みというか、そういうようなことは今までやられたことがありますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 いわゆるエージェントに、一応、営業活動しているのかという部分でございますが、まず、大山祇神社も含めまして、鳥追観音、あとは坂下の立木観音、あと美里の伊佐須美神社、中田観音等には、現在、霊地観光連絡協議会というものを組織しております。その中で、年 1 回、首都圏並びに北関東の旅行エージェントに、エージェント訪問は毎年実施しております。

また、大山まつりの開催に合わせまして、大山まつり実行委員会と申しますか、西会津観光交流協会のほうでは、新潟方面へのチラシの投げ込み、新聞広告等を出しまして、いわゆる前とは違う旅行エージェントだけではなくて、個人のお客さまのほうに到達、視点が到達できるような形で取り組みを、今現在、展開しているということでございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 やっておられるということで、これもそういう霊地観光だけでなく、大山祇

神社なり、また、昔の、ここに来てもらったというかね、そういう地域があるわけですよ。それ本当に、毎年毎年講中を組んで、町でも臨時列車が入れば花火をあげて、歓迎をしてね、やっていました。ですから、やっぱりそういう活気を取り戻せるような何かあればなと、これもいろんな人の若い人たちの、昔と違っていろいろ講中を組んで行こうということころまでね、昔とは違う感じになったのかなという部分もありますけど、そういう昔の思いを伝えながらPRしていただければというふうに思います。

あと、町の観光名所というか、その次、指折り数えてあげていくと、銚子の口というね、ところもあるわけです。これはかつて私の同期の議員も一生懸命銚子の口については質問をしたり、またその銚子の口の観光地として、皆さんのお客さんが来ていただけるようなことで願いはあったと思います。その後、なかなか銚子の口の話というかね、あまり出てこないし、そういう中で、今、町として銚子の口の今後のPRというか、売り込んでいくための位置付けというか、どんなふうに考えておられますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 銚子の口の今後のPRというような部分でございます。銚子の口につきましては、皆さまご承知のとおり水害で整備した木道等が流されまして、今現在、一部復旧、一部と申しますか、復旧させていただいているということでございます。現在は、その活用方法といたしましては、あそこの維持管理ということで、草刈り並びにバイオマストイレの清掃等というような部分で維持管理をしているということでございます。

そのPRと申しますか、その入込客数につきましては、現在、町では把握はしておりません。したがって、どの程度の方が来ていただいているかという部分の中では把握しておりませんが、あの場所につきましては、やはり桜並びに紅葉のシーズンには、SLを撮っていく方が多いとは聞いておりますので、その辺も含めまして、いわゆる草刈り等の維持管理という部分は、中心にしていければと考えております。

それに向けて、またPRという部分ですが、なかなかぶんPRという部分もなかなかできていないのかなとは認識はしておりますけども、今後、そういう景勝地としての部分では情報を発信していきたいと思っておりますし、また、昨年Instagramで西会津の風景を取るという部分の中でも何件かありますので、中で、そういうインスタ映えする土地だとかという部分ではPRしていければと考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ネットで検索しますと、銚子の口、最初に出てくる画面が紅葉の、本当に目の痛くなるような赤で写っているんですね。だから、あれ見ればやっぱり行きたくなるなと、なる人が多いんじゃないかと私は思ったんです。だから、そういう時期に、また何か、ある辺で芋煮会でもやったらどうかなんて、勝手に思ったんですが、何かそういう企画をやってみる考えはございませんか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 まず、あそこの景勝地の部分につきましては、今現在、県立自然公園という部分がございます。そのような催事をやる場合には、県への届出的な部分は必要になるという部分でございます。現時点で、あそこで芋煮会等の催事という部分は、私どもでは現在のところは考えてはおりませんでした。

今後、どういうものかという部分よりは、あそこはやはり景勝地でございますので、秋、並びに春先の桜の映えるときに、やはりこういう見どころという部分でPRしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 じゃあそちらのほうはPRのほう、よろしく願いをしたいと思います。

それから、今回、大山まつり、行われているわけですが、これは町の方からの声なんです、町内ずっと見ますと、町内に大山まつりの旗が下がっています。ところが、ずっとこう本町のほうに行きますと、旗がないところがずっとね、あるところで途切れてなくなっているんです。だから、それに対して、やはり町民の方の不満の声というかね、そういうのがちょっとあったんです。

ただ、私も、考えますのは、町あげて、やっぱり観光客の方、参拝客の方を歓迎する意味では、やっぱり町、本当の通りなら通り全部をね、歓迎ムードというか、そのおもてなしの姿勢というか、それはやるべきじゃないのかなと、こういった途中でポツンとなって、あとこう閑散としているというようなことでは、やはり全体の盛り上げというか、町民みんなでね、歓迎していますよというふうなことも必要じゃないのかなとは思ったんです。昔はやっぱり、歓迎の横断幕、やっていましたよね、駅前のところもそうですし。

だから、やはりよそからきた方が1カ月もやる大山まつりが、本当にまつりやってるのかどうか、なんていうような感じでは、ますますね、今年来ても、来年なんていうことにつながるのかどうか、ちょっと心配な向きがありましたので、その辺のところは、なお確認をしていただいて、やはり町全体でやるんだというようなことの形をとっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 大山まつりの歓迎の旗というか、街路灯にあるペナント的な部分という部分で、本町方面には少ないということでのご質問でございますが、その点も含めまして、現在やっております事務局をしております観光交流協会と、ちょっと打ち合わせしながら、歓迎ムードの盛り上げ方とか、その部分は十分に配慮していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 じゃあ次、質問を変えます。こゆりちゃんについてご質問をしたいと思います。今、一般的に言われているのが、ゆるキャラのムードが低迷というか、低下していると。盛りには1,700 いくらのゆるキャラがあって、ゆるキャラグランプリをやっていたと。ところが今、1,000 を下って 500 くらいの応募というか、参加がないというようなことでありますが、本町では、これだけいろいろ、こゆりちゃんを活用しているわけですから、そういう中で、日本、全国一を目指すというようなことも、そのゆるキャラのあれをちょっと見てみますと、宣言しているわけですよ。

ですから、それを目指すにしても、私個人的に思うのは、もうちょっとね、こゆりちゃんが活動的であればなというふうに思っているんです。常に誰かが隣にいないと、先が、自分の思うような行動ができないというか、ああいうことでは、やはり子どもたちに喜んでもらったり何かしても、ちょっと子どもたちと遊ぶとか、何かするにももうちょっと活

動的にしてもらったらいのかなというふうな思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、ゆるキャラについては、少し、全国的にはムードが少し下がっているのかなという感じは受けますが、こゆりちゃんにつきましては、イベント等に出て行きますと、子どもたちを中心に、近くによって来たり、非常に親しみやすい容姿ですので、そういったことで人気が大変あります。

それで、議員ご指摘のとおり動きが悪いと、機動性がないというようなことですが、確かにアテンドといいまして、付き添いがいないと動けないような場面もございます。これにつきましては、今の着ぐるみといいますか、ものですと、少し限界がありますので、まだ時期は未定ですが、次回更新の際には、その辺も十分配慮してまいりたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、一つ提案なんです、下駄を、下駄は下駄で別に履くから、たぶんに歩きにくい。心配な部分があると思っているんです。だからあれを、足から下、全部下駄まで形にして、じかに足でこう着くような、下駄を履いたような形にした中で履けば、安定性が、安心もできるのかなというようにも考えていたんです。ただ、私、一応提案だけさせていただいて、さらに工夫をしていただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今のタイプのものは、空気で、中であまり膨らませるような仕様のものにして、やはり足も、直接こう履くタイプのものになっていない、一体型にはなっております。できるだけ機動性を確保するということで作成はしましたが、十分でない部分もありますので、また更新の際は配慮していきたいということでございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 次に、鳥獣被害対策についてご質問いたします。

ワナが多く、これから 30 基を購入して、またやると。そしてまた、オリも 2 基といいますか、使うというようなことでありますが、そのワナを使うのに、先日も、先日じゃない昨日ですね、3 番議員が聞いたら、ワナ免許を取って猟友会に入っているようなことがあったわけですが、その今、ワナ免許を取っている人が、昨年が 2 名取られたということだったですね。今年は、また免許の講習というか、取得のあれがあるように聞いていますが、そのワナの免許取得者をどのくらい今年は確保したいとか、お願いしたいというような考え、持っていますでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ワナの取得、免許取得者の目標の数というご質問でございますけれども、具体的に目標を定めているわけではございません。というのも、ワナの免許を取得し、ワナを実際に仕掛ける、それなりの責任と、これで鳥獣被害防止するんだというような強い考え方がないと、万が一があったときにその方の責任になってしまうということもございますので、しっかりとその辺を理解していただける方について、申請の、ワナ免許取得の希望があれば、

町としてできるだけの支援をしてまいりたいと考えております。

ただ、町民の皆さんへの、その免許の試験の情報、時期でありますとか、そういった部分につきましては、直近では、この6月、7月に、その試験がございましたので、ケーブルテレビで5月に放送させていただきました。この後も、4、5回、県内で試験がございますので、それらについての情報は提供させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、これは以前の話ですが、ワナを、箱ワナだったですかね、そういうものを設置するのに、それのお手伝いをする補助員という、を養成というかね、講習というのがありまして、それで、そういう講習受けた方、何人もかつておられて、それも有効期間というか、それがたぶん3年くらいで、私もそれを受けた一人なんだけども、もう既に資格は失効しているというような状況ですが、今後そういう補助員的なことの講習というか、養成の講習なんかも考えているんでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 答えをいたします。

ワナの、その補助員の講習を考えているかというご質問でございますけれども、確か以前も議員のご質問の中で、そのことについて触れられておられたというふうに記憶しております。検討したいということでお答えをした記憶がございますけれども、現実的にワナの補助員の講習をし、補助員を増やしていくという計画は、今のところ持っておりません。というのも、ワナの設置に関しては、やはり設置をした免許者の責任において、その巡視、安全対策をすることが必要でございますので、それがまず第1の原則。

そして、それに対して、どのような補助をしていくかという部分については、それぞれの集落集落でいろいろと実情があると、ございますので、考えておりますので、その設置をした集落の中で、どのような見回りの補助などをできるのか。あるいは設置をしたワナがある地区の猟友会で、どのようなサポートができるのか。あるいは最新の遠隔の監視技術、そういったものを使って、どういうふうなサポートができるのかということを総合的に考えて、ワナの捕獲効果があがるように、あるいは設置者の負担が軽減できるような方策を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 今、課長のほうから遠隔でやるというような話も出ましたので、先ほどの答弁の中に、これはサルのやつですか、中に入った場合に、それが自動的に閉まるというか、そういうふうなこと書いてありますが、それは、今のICTとか、何か、スマホとか何かのね、使った監視とか何かというものまで付いているものなのかどうなのか、その辺はいかがですか。

○議長 農林振興課長、岩淵東吾君。

○農林振興課長 答えをいたします。

サルの箱ワナの場合でございますけれども、先ほどご答弁申し上げました、その仕掛けの構造につきましては、電子的に、電氣的に仕掛けが発動するものではございません。あ

くまでも物理的に、エサを取った場合に仕掛けが外れて、入口が閉まるというような構造でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、今後いろいろ猟友会なり、そういうワナ免許取得者等々の人数にもよるんでしょうけれども、そういう I C T を使ったそういうオリとかね、そういうもののその必要性というか、そういうことも今後は考えておられるんでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

捕獲用のオリに対しての、その I C T 等の技術を運用すること、応用することの必要性ということでお答えをさせていただきます。これにつきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、捕獲員の負担軽減等も考慮いたしまして、十分に導入を検討していく必要があるというふうに考えておりまして、3 番議員のご答弁の中でも申し上げましたとおり、本年度につきましては、ワナにセンサーを付けたり、あるいは遠隔のカメラを付けたりして、ワナが発動した場合に、捕獲員にメールの通知が行く。あるいはカメラで遠隔で監視をして、どのような状況でワナが発動し、また、どのような状況なら、で鳥獣がかからなかったのかというようなところも分析をしながら、そういった部分での、まず I C T の活用については、本年度から活用していく予定でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 昨日の 3 番議員の答弁の中にも、いろいろイノシシ等が増えてきているというようなのが現実でございますので、それらの対策、しっかりとやっていただきたいというふうな考えであります。

いろいろ質問、詳しく丁寧に説明をいただきました。以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。（12 時 05 分）

令和元年第4回西会津町議会定例会会議録

令和元年 6月12日（水）

開 議 10時00分

閉 会 15時52分

出席議員

1番	三 留	満	6番	猪 俣	常 三	11番	青 木	照 夫
2番	薄	幸 一	7番	伊 藤	一 男	12番	荒 海	清 隆
3番	秦	貞 継	8番	渡 部	憲	13番	清 野	佐 一
4番	小 柴	敬	9番	三 留	正 義	14番	武 藤	道 廣
5番	長谷川	義 雄	10番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第4回議会定例会議事日程（第6号）

令和元年6月12日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第2次） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 防災・安全交付金事業町道野沢中央線（新町橋）橋梁補修工事請負契約の変更契約について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 通信機器高度化更新工事請負契約の変更契約について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 報告第1号 | 平成30年度西会津町繰越明許費繰越計算書 |
| 日程第11 | 報告第2号 | 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類 |
| 日程第12 | 報告第3号 | 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類 |
| 日程第13 | 報告第4号 | 委任専決処分事項 |

- 日程第14 陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第15 陳情第5号 「令和2年度及び復興・創生期間後も、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第16 陳情第6号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書
- 日程第17 陳情第7号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書
- 日程第18 陳情第8号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第19 陳情第9号 西林自治区多目的集会所の前 左右の側溝改良工事に関する陳情書
- 日程第20 意見書案第1号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第21 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第22 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議員互助会総会)

(議会広報特別委員会)

○議長 おはようございます。

令和元年第4回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたように、地方税法の一部改正及び令和元年度分に係る税率の改正であります。

はじめに、地方税法の改正に伴う改正についてご説明いたします。関係資料としてお配りしておりますA3版の議案第1号関係資料、令和元年度西会津町国民健康保険税の税率改正(案)をご覧ください。

はじめに、1ページをご覧ください。

まず、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてご説明いたします。課税限度額が見直され、基礎課税額の限度額が58万円から3万円引き上げられ61万円となります。また、軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を5割軽減の対象世帯においては、現行の27万5千円から28万円に、2割軽減の対象世帯においては、現行の50万円から51万円にそれぞれ改正するものであります。

続きまして、2点目の令和元年度の税率案についてご説明申し上げます。国民健康保険税は、1年間に必要な額から国・県の負担金を差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数を基に、世帯ごとに算定し課税される税であることから、毎年税率の改定が必要となります。

はじめに、税率改正の基礎となります平成30年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、医療費の動向などの、所要見込み額の考え方についてご説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。

これは、平成30年度国民健康保険特別会計(事業勘定)の決算見込額の前年度との比較表であります。平成30年度の決算見込みにおける歳入合計は8億4,287万4,256円、歳出合計は8億2,945万8,323円であり、歳入歳出差引額は1,341万5,933円の黒字となります。

次に右の表は、基金の状況であります。基金に関しましては西会津町国民健康保険条例第13条に規定されており、積み立てる額は、特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部または一部とする。とされています。この保有額は、平成30年度末で1,515万7,334円となる見込でありまして、昨年度から国保財政運営の主体が県に移管し、保険給付に必要な費用は全額県が負担することとなったことにより、保険給付費に不足を生じたときのために積み立てております当基金は必要なくなりますが、昨年3月に運営基金を基金名称

を変更し、国保税の負担軽減財源のほか、収納率の低下などにより納付金に不足が生じる場合や、保健事業に要する経費など、使途を拡充したところであります。

次に3ページ下の表をご覧ください。

国保税算定の基本となる保険給付費であります。昨年度から県に財政運営が移行し、県が積算することとなり、今年度の本町の保険給付費については5億3,573万5千円の内示額が示されたところであります。この保険給付費につきましては、年度途中に医療費の不足が生じた場合には全額、追加配分されることになります。また、一般医療分と退職医療分が合算され、医療分として積算することとなりました。なお、内示額、左の表につきましては、本町における過去の実績等であります。

4ページをご覧ください。

医療分に係る税率算定にかかる資料であります。国民健康保険税の基礎となるものが医療費等の保険給付費であります。まず、下段の歳出の保険給付費であります。今年度の県からの内示額は5億3,573万5千円であります。この積算につきましては、先ほど申し上げましたとおり昨年度から県が積算することとなり、その内示額を計上したところでありまして、昨年度本算定時において年額で116万5千円の増となりました。

また、昨年度から高額医療費共同事業医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金が県に移管し、国民健康保険事業費納付金に1億3,596万8,962円を計上したところであります。これにつきましては制度改正により、県から保険給付費等として交付される保険給付費等交付金の財源とするため、県が各市町村の人口割合や所得割合、医療水準等を加味して各市町村の金額を算出し、県から示された金額を計上したところであります。

次に上段の歳入です。

まず国庫支出金につきましては、災害臨時特例補助金は7万7千円を計上いたしました。県支出金につきましては、療養費給付費などの保険給付費から一般会計からの繰入金相当額を差し引いた額が交付される保険給付費交付金については5億2,700万7千円を、診療所運営費や医療機器整備など国県の特例調整交付金にかかる保険給付費交付金につきましては2,970万1千円を内示額に従い、それぞれ計上したところであります。

次に、国保運営基金繰入金450万円ですが、電子血圧計の購入補助100台分と減税財源に400万円を計上いたしました。

次に、繰越金ですが、今年度は国等へ返還金はありませんので繰越金は1,341万5,933円となりまして、300円を、すみません。300万円を減税財源に充て、残りの1,041万5,933円を積み立てることといたしました。

国民健康保険税は、年間の歳出見込み額からこれらの額を差し引き、不足する額が国保税として必要な額になります。

上の表の2行目、滞納繰越分は150万円を見込みました。これは近年、徴収率等の向上や、不納欠損等の整理により滞納額自体が減少しているためであります。その結果、歳入の1行目の国民健康保険税（現年課税分）は、9,552万3,363円が必要額となりました。

次に5ページをご覧ください。

これは、後期高齢者支援分の税率の改正に係る資料であります。平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政

支援として負担しているものであります。その額は、昨年度から県に事務が移管され、県から納付金が示されることとなります。本年度の必要額は、5,099 万 5,487 円と示されているところであり、この額から保険基盤安定負担金を差し引き、不足額である 4,088 万 3,454 円を国民健康保険税として納めていただくことになります。

次に 6 ページをご覧ください。介護分の税率改正に係る資料であります。

この介護分は、65 歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者から納付いただくもので、後期高齢者支援分と同じく県から納付金額が示され、本年度の必要額は、1,936 万 1,006 円と示されたところであり、この額から保険基盤安定負担金を差し引き、不足額である 1,554 万 287 円を国民健康保険税として納めていただくことになります。

次に、7 ページから 13 ページまでは令和元年度の税率（案）の概要です。

まず 7 ページの、医療分の基本方針であります。①の今年度国民健康保険税として必要な額は、先ほど 4 ページでご説明しましたとおり、医療分で 9,552 万 3,363 円であり、昨年より約 90 万円増加しております。また、収納率は平成 30 年度実績を勘案し、一般で 96 パーセント、退職で 97 パーセントを見込んだところであります。

②の国保税算定の基礎数値であります。本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数、総所得金額等を確定するための基準日として、5 月 10 日を設定したところであります。

③の応能・応益の賦課割合につきましては、国民健康保険の広域化移行に伴い、資産割の割合を毎年 2 パーセントずつ引き下げまして、平成 29 年度から課税根拠から資産割を削除したところあります。これにより応能割は所得割のみとなりますが、応能・応益の割合は概ね 50 対 50 となるよう調整いたしました。

④の低所得者に対する軽減措置であります。引き続き 7 割・5 割・2 割の税負担を軽減することといたしました。また後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減につきましても引き続き行うこととなります。

以上のことを勘案して、税率を計算した結果が、2、医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。税率ですが、所得割が 6.72 パーセント、均等割が 2 万 3,000 円、平等割が 1 万 7,200 円となったところあります。賦課割合につきましては、応能割が 49.27、応益割が 50.73 となります。

次に、低所得者層への軽減であります。均等割額が 2 万 3,000 円、平等割額が 1 万 7,200 円に対しまして、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた数字であります。軽減対象者数であります。令和元年度の該当人数は 846 人で、被保険者全体の 48.21 パーセント、軽減該当世帯は 547 世帯で、世帯全体の 54.32 パーセントが該当することになります。なお、この軽減される額の 2 分の 1 は国が、4 分の 1 は県が、残り 4 分の 1 は町が負担することになっております。

次に、8 ページをご覧ください。

医療分に係る算定基礎表であります。まず、左側の大きな表の区分、1、所得割課税標準額をご覧ください。これは、課税の基本となります所得金額であります。前年度と比較しまして約 7,138 万円の減額となったところあります。この要因は、被保険者数の減、111 人と、被保険者全体の所得の減、主なものといたしましては営業所得及び農業所得等

でありまして、その減のためであります。

次に、右上の表をご覧ください。1人当たり及び1世帯当りの税負担額でありますが、今年度は1人当たりの税負担額は昨年度より3,855円増額の5万6,734円となり、1世帯当りの税額も2,367円増額の8万9,380円となります。

次に、9ページをご覧ください。

後期高齢者医療制度への支援分であります、①の税として必要な額は5ページでご説明しましたとおり、4,088万3,454円で昨年より約119万円増えており、②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用については医療分と同様であります。この結果、支援分にかかる税率は、所得割が2.91パーセント、均等割が1万円、平等割が7,600円となりました。応能・応益の賦課割合は概ね50対50となっております。

次に軽減額であります、均等割額1万円、平等割額7,600円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。令和元年度の軽減該当人数は846人で、被保険者全体の48.21パーセント、軽減該当世帯は547世帯で、世帯全体の54.32パーセントが該当することになります。

次に、10ページをご覧ください。

支援分にかかる算定基礎表であります、右上の表をご覧ください。支援分の1人当たり及び1世帯当りの税負担額であり、1人当たりの税負担額は昨年度より2,148円増額の2万4,304円となり、1世帯当りの税額も2,555円増額の3万8,289円となります。

次に、11ページをご覧ください。

11ページは介護分であり、①の税として必要な額は6ページでご説明しましたとおり、1,554万278円で、昨年より約91万円の減となり、②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同様であります。この結果、介護分にかかる税率につきましては所得割を2.76パーセント、均等割を11,600円、平等割は6,000円とするものであります。次に賦課割合でございますが、応能・応益の賦課割合は概ね50対50となっております。

次に、軽減額であります、均等割額1万1,600円、平等割額6,000円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。軽減該当人数は284人で、被保険者全体の47.81パーセント、また軽減該当世帯は257世帯で、全体の49.90パーセントが該当することになります。

次に、12ページをご覧ください。

介護分に係る算定基礎表であります、右上の表をご覧ください。介護分の1人当たり及び1世帯当たりの税負担額であります。1人当たりの税負担額は昨年度より1,937円増額の2万7,570円、1世帯当たりの税額は1,452円増額の3万1,799円となります。

次に13ページをご覧ください。

この資料は、前年度との国保税率及び税額の比較と繰越金による減税財源を充当した場合の税額等の比較を示したものであります。左端が平成30年度の税率です。①の表は減税財源を充当しない場合、②の表は繰越金を300万円、基金から400万円を減税財源として充当した場合の表であります。今年度は、②の表により繰越金300万円、基金から400万円を減税財源として充当してまいりたいと考えております。この充当により、平成30

年度と比較しますと、1 当たり 7,940 円、1 世帯当たり 6,374 円の増額となったところがありますが、今後の国保税軽減政策につきましては、町の基本的な考え方についてご説明いたします。

国保税額算定の基礎となります国保事業納付金の算定方法は、県内全市町村の保険給付費の実績見込み額を算出し、その額に被保険者数や所得水準、医療費水準の市町村ごとの状況を反映し、算出されております。このうち、医療費指数につきましては、現在、経過措置として市町村ごとの医療費水準により納付金の加算・減額の措置がとられており、本町の場合、医療費指数が低いことから、納付金も減額調整されているところでありますが、令和 6 年度にこの経過措置が終了する予定でありまして、県内の市町村が同じ指数になった場合、本町に示される納付金は増額となることが予想されます。

したがいまして、今後予想される国保税の増額につきましては、現在ある国保運営基金を計画的に活用し、平準化を図ってまいりたいと考えております。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容についてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。併せまして条例改正案新旧対照表 1 ページからご覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項については基礎課税額を、58 万円から 68 万円に改めるものであります。すみません。58 万円から 61 万円に改めるものであります。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率等の改正であります。第 3 条は所得割の率を 100 分の 6.72 に改め、第 5 条は均等割額を 2 万 3,000 円に、第 5 条の 2 は、一般世帯の平等割額を 1 万 7,200 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 8,600 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 1 万 2,900 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率等の改正であります。第 6 条は所得割の率を 100 分の 2.91 に、第 7 条の 2 は均等割額を 1 万円に、第 7 条の 3 第 1 号は一般世帯の平等割額を 7,600 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 3,800 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 5,700 円に改めるものであります。

第 8 条から第 9 条の 3 までは、介護分に係る税率等の改正であります。第 8 条の所得割の率を 100 分の 2.76 に、第 9 条の 2 は均等割額を 1 万 1,600 円に、第 9 条の 3 は平等割額を 6,000 円に改めるものであります。

第 23 条は、国民健康保険税の軽減額についての規定であります。第 1 号は 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号は 2 割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正し、第 2 号の 5 割軽減の軽減所得判定の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 28 万円に、第 3 号の 2 割軽減の軽減所得判定の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 51 万円に改めるものであります。

次に附則であります。第 1 項は施行期日、第 2 項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、5 月 29 日開催の西会津町国民健康保険運営協議会において、適当と認めるとの答申を頂いております。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 毎年この説明を受けますから、まず今回の税率改正は、これ毎年改定している流れの改定であると認識していいのか、これ議案第2号にも関連しますけども、この消費税、10月からのアップに対して、何らかの影響があったのかということと、国保運営に関しましては、この財政基盤を安定するために昨年度から広域、県でこうやるようになったということでもあります。それで、先ほどの説明の中で、軽減措置が、経過措置、令和6年で終了してしまうということでもあります。その間、いろいろ繰越金やら基金の取り崩し等々で軽減策を取っていくということでもあります。この平成6年以降、県内市町村、同一の国保税の同じ料金になるということになってくると、本町が今まで取り組んできた、いわゆる健康づくりをしながら医療費を抑制する。あるいは収納率の、国保税の収納率のアップに努力してきたという取り組みに対しては、無駄とはなりませんけども、その考え方は今後どうなっていくんでしょうか、ご説明ください。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 今ほどのご質問にお答えいたします。

まず、消費税の影響でございますが、今回の税率、税額につきましては、消費税には関係しないということでございます。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問2点ほどあったかと思いますが、1点目の県内の今後の保険料率統一のご質問であります。県内、先ほど町民税務課長のほうからご説明しましたように、令和6年度に県内の保険料の水準が統一されます。これについて、医療費の水準が統一されるということで、今ですと西会津の場合は、医療費水準が低いということで、県に納付する納付金も低くなっております。この部分が令和6年度に、県内、同じような保険料水準になるということがあります。将来的には、県内の保険料の率と額、これが全て同じになりますが、それは、まだいつになるかということは示されておきませんので、当面は令和6年度の医療費水準の統一、これが示されているというところでございます。

もう1点、これまでの町の健康づくりの取り組みが、今後どうなるのかという部分でございますが、国におきましても、それぞれの市町村で保険事業に頑張っており、取り組んでいるところにつきましては、今後も保険者努力支援制度という交付金を創設しております。いわゆるインセンティブ交付金といわれるのもです。例えばですが、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、あと糖尿病の重症化予防の取り組み、あと国保税の収納率向上、ジェネリック医薬品の使用割合。こういったことをそれぞれの市町村で取り組んでいることを点数化しまして、その点数が高い市町村には交付金を多く交付するというような制度を、今後も引き続き強化するというのを国のほうで方針として出しておりますので、町は現在、こういった取り組みによって県内でも高い点数を獲得しておりますことによって、交付金も多くなっております。結果的にそういう部分で、国保税の軽減にもつながっておりますので、引き続きこういった取り組みに積極的に取り組んでいきまして、交付金を多く交付されるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛　それ聞いて私も安心したんですが、新聞報道等々を単純に見ると、県内同じ国保税、金額になってしまったらば、本町のように安く推移していた自治体は大変なことになるなという思いでありますから、今言ったように、そういうインセンティブがあるのであれば、やっぱり町民にしっかりと告知しながら知っていただいて、さらなる健康づくり、あるいは医療費の抑制等々に取り組んでいただくための努力が必要だと思いますが、それは私だけ感じたのかもしれない。多くの町民はね、新聞なんか見れば、同じ国保税の金額になったら大変だなという思いをしている方も多いと思うんです。その点もご答弁ください。

○議長　小瀧健康増進課長。

○健康増進課長　今回の、今ほどのご説明したような、町は健康づくりに取り組むことによって、国保税が軽減されているということを周知する必要があるのではないかというご質問でございますが、今後、広報やケーブルテレビ、あるいはさまざまな健康づくり教室などを通じまして周知を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長　ほかに。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲　簡単にお答え願います。我が町のような少子高齢化が進むような町は、1 人当たりの税負担額が、今後、高くなりますかね。それとも、今後、将来どのようになるとお思いですか。

○議長　渡部町民税務課長。

○町民税務課長　ご質問にお答えいたします。

今後の見通しでございますが、まず、町に対して国保税の納付金額の上がってくるであろうということがありますので、当然、それについて国保税も上げざるを得ないと。今まで、これまで繰越金、または基金からの取り崩しを行って減税財源に充ててきたわけでございますが、それも先ほどご説明しましたように、令和6 年度で、そういう医療費水準での傾斜配分されているものが、全県統一されるということになれば、それに見合って急激に上がらないような施策として、それぞれ基金を充当していくというような考えであります。税としては、今後上がってくるということは見込まれるところでございます。

以上でございます。

○議長　ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第2号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、これまでも消費税率の引き上げのタイミングで実施されておりました、低所得者の介護保険料の軽減対策について、本年10月に予定されております消費税率10パーセントへの引き上げに合わせて法改正がなされたことから、町条例により定めております介護保険第1号被保険者のうち低所得階層である第1段階から第3段階の保険料について、特例措置として年度ごとに段階的に実施される軽減額の額を定めるものであります。

それでは、議案書をご覧ください。なお、併せて条例改案新旧対照表の最終8ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。平成30年に改正した条例の附則第3条を次のように改めるものです。

附則第3条では、第7期介護保険事業計画期間中の各年度における保険料の特例を定めておりまして、現行の附則第3条では、介護保険条例第3条第1項第1号、いわゆる第1段階の保険料について、平成30年度から平成32年度の3年間の保険料を特例として軽減することを定めておりましたが、今回の軽減強化対策により第1段階の軽減強化に加えて、第2・第3段階の保険料についても平成31年度より段階的に軽減を行うこととなり、第1項では平成30年度における第1号の保険料の額を、第2項では平成31年度における第1号から第3号までの保険料の額を、第3項では令和2年度における第1号から第3号までの保険料の額を介護保険条例第3条の規定にかかわらず特例として定めるものであります。

次に、附則であります。この条例の施行期日及び適用期日でありまして、交付の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第2次）の調製について、ご説明申し上げます。

今次補正の主な内容であります。本年10月の消費税引き上げにより、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的としたプレミアム付商品券事業に係る経費を新たに計上したほか、昨年度、全国的に流行しました風疹対策に係る経費などを予算計上いたしました。また、会津大山門前町賑わい復活事業に係る過疎地域等自立活性化推進交付金が採択されたことに伴う、にしあいづ観光交流協会への補助金を新たに予算計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,226万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,226万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。7ページをご覧ください。

まず歳入であります。11款、分担金及び負担金、2項2目、民生費負担金、56万7千円の増額は、こゆりこども園への広域入園に係る利用者負担金の新規計上であります。

13款、国庫支出金、1項2目、衛生費国庫負担金、159万7千円の増額は、風疹に係る感染症予防事業費等国庫負担金の新規計上であります。2項1目、総務費国庫補助金、904万4千円の増額は、事業採択に伴う過疎地域等自立活性化推進交付金、668万8千円及び地方創生推進交付金、235万6千円の新規計上であります。2項4目、商工費国庫補助金、1,404万2千円の増額は、プレミアム付商品券事業に係る事務費補助金、604万2千円及び事業費補助金、800万円の新規計上であります。

8ページをご覧ください。

14款、県支出金、2項4目、農林水産業費県補助金、281万2千円の増額は、上野尻営農組合のエゴマ用コンバイン導入に係る菜食健美ふくしま地域特産物活用事業補助金の新規計上であります。

19 款、諸収入、4 項 4 目、認定こども園業務受託収入、48 万 6 千円の増額は、こゆりこども園への広域入園に係る受託収入の新規計上であります。5 項 4 目、雑入、390 万円の増額は、上野尻自治区の祭礼用太鼓修繕に係るコミュニティ助成事業補助金、180 万円及び火災に伴う町営西原住宅修繕に係る全国公営住宅火災共済機構給付金、210 万円の新規計上であります。

10 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款、総務費、1 項 5 目、財産管理費、742 万円の増額は、今次補正における剰余金の財政調整基金への積立金であります。1 項 6 目、企画費、750 万円の増額は、事業採択に伴う、にしあいづ観光交流協会への過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金の新規計上であります。1 項 8 目、自治振興費、260 万 4 千円の増額は、上野尻自治区の祭礼用太鼓修繕及び黒沢自治区等の集会所改修に係るコミュニティ育成事業補助金の新規計上であります。1 項 10 目、ふるさと振興費、242 万 8 千円の増額は、道の駅駐車場のパーキングブロック設置に係る修繕料、50 万 8 千円及びテントサウナの購入費、192 万円の計上であります。

3 款、民生費、1 項 4 目、障がい者福祉費、31 万 3 千円の増額は、西会津授産場への作業用機械購入費補助金の計上であります。

11 ページをご覧ください。

4 款、衛生費、1 項 2 目、予防費、210 万 1 千円の増額は、風疹予防対策に係る予防接種委託料、253 万 3 千円などの計上であります。

12 ページをご覧ください。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費、281 万 2 千円の増額は、上野尻営農組合のエゴマ用コンバイン導入に係る補助金の新規計上であります。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費、1,404 万 2 千円の増額は、プレミアム付商品券事業に係る事業委託料、348 万 7 千円、事業補助金、950 万円などの新規計上であります。

13 ページをご覧ください。

8 款、土木費、1 項、道路橋りょう費の 2 目、道路維持費から 4 目、橋りょう維持費までは、補正額はなく、財源の異動であります。4 項 1 目、住宅管理費、230 万円の増額は、本年 3 月に発生しました火災に伴う町営西原住宅の修繕料の計上であります。

9 款、消防費、1 項 3 目、消防施設費、47 万 1 千円の増額は、消防団設備整備費補助金の採択に伴うチェーンソー 6 台分の計上であります。

14 ページをご覧ください。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費は、補正額はありますが、当初予算に単独事業として計上しておりました、産官学民連携人材育成事業などが、地方創生推進交付金に採択されたことに伴う財源の異動であります。

4 ページに戻ります。

第 2 表の地方債補正・変更であります。辺地対策事業費及び過疎対策事業費は、いずれも県への当初申請額と合わせるために限度額の変更を行うものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとお

りご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満　農林水産業のほうで、エゴマのコンバインの購入ということですが、私も実は昨年度、ちょっとその件で、ちょっと販路に困っているというような相談を受けた経緯がございますが、コンバインを導入することは、私は大いに結構だと思っておりますけれども、やはり、作ったら売るところにね、やっぱり連携を取っていかないと、ちょっと困るのかなと。道の駅もエゴマのものが置いてある、エゴマオイルですか、置いてあるときもあるんですけども、結構冬場なんかは切れていますよね。やはり、せっかく西会津にそういうものがあるんですから、年間を通して、やっぱり十分供給するぐらいの体制といいますか、必要かなと思うんですが、今後、例えば搾油機というんですか、そういうものを導入するというような計画はありませんか、伺います。

○議長　関連といえば関連だけでも、コンバインの、その辺の事情で、ちょっともう一回質問、その辺で、その後どうするんだくらいまではいいと思います。

○三留満　要は、コンバインのみでは、ちょっと効果が十分でないのかと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長　岩渕農林振興課長。

○農林振興課長　お答えをいたします。

今回、補正に計上いたしましたコンバインの導入補助でありますけれども、それ以上に、それ以降のことも考えたらどうかというようなご質問でございますが、現段階では、事業主体であります営農組合のほうから、エゴマの作付けを拡大したいので、コンバインの補助を申請したいというような内容でございましたので、県の補助事業を活用いたしまして補助をすることといたしました。

その後、町としてこのエゴマの推奨をするかどうかにつきましては、現段階ではエゴマの作付けを推奨する、あるいは2 次的なその加工に向けて取り組んでいくという具体的な考えは、現段階では持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　4 番、小柴敬君。

○小柴敬　7 款の商工費について、ちょっとお聞きいたします。このプレミアム付きの商品券、これは低所得者層を、10 パーセントの増税に鑑みて導入されるということだと思いますが、町内の対象となる人数はどのくらいでしょうか。

それから2 点目、1 人当たりの購入金額というのはどのくらいですか。

それから、プレミアムの率はどのくらいになっているか。

その3 点、お聞きします。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　4 番、小柴議員のプレミアム付き商品券事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、対象者でございますが、全部申し上げますと、低所得者子育て世帯を含みますと、全部でトータル1,600 人でございます。その内訳を申しますと、住民税非課税世帯、非課税者につきましては、1,500 名。3 歳未満の子どもが属する世帯ということで、だいたい

100 名ということで、都合 1,600 名の対象者ということで、今現在、計画しております。

続きまして、購入金額でございますが、額面で 2 万 5,000 円で、販売額は 2 万円ということでございますので、先ほど申し上げましたプレミア率につきましては、25 パーセントという形になっております。

また、購入の部分なんですけど、逆に付け加えますと、住民税非課税世帯に 3 歳未満の子どもがいれば、その部分ということで、子どもの部分と非課税者部分ということで、その分購入はできるという形となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 全世帯というか、全員購入したというか、対応できる金額ではないのかなと思うんですが、これは希望者という形で考えて、なくなれば終わりという形なんですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

国の方針といたしまして、消費税の 10 パーセントへの値上げに伴いまして、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するためということで、全体というわけではなくて、非課税者の場合については。

失礼いたしました。差額分でもよろしかったんですね。プレミアム分につきましては、国からの補助金額としては 800 万円という形になっております。

すみません。国からは事務費の部分とプレミアム部分を補助するというところでございます。大変失礼いたしました。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 3 点お伺いいたします。

歳入の 9 ページの町債で、過疎対策事業債の一番下の部分の子育て支援事業のソフト事業分、540 万円が追加になっていますが、これは何に対するものなのかお伺いいたします。

11 ページ、民生費の児童福祉費、児童福祉総務費の 1 人親家庭等医療費助成システム改修委託料というふうに書いてありますが、これはどこにどのような形で支払われるものなのかお示してください。

あと最後に、13 ページ土木費、住宅費で西原住宅の修繕料として 230 万円が計上されてますが、補修内容はこういったものなのか、それをお示してください。

以上です。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、過疎対策事業債の子育て支援事業、ソフト事業分、今回 540 万追加ということでございますが、過疎対策事業債につきましては、普通、道路整備ですとか、施設を建てるとか、ハード分で主に過疎債を充当いたしますが、過疎債については、ソフト分ということで、ハード、施設整備以外にも、例えば認定こども園の運営費、あとは特会になりますけども、直営診療所の運営費とか、そこに充てられる分あるんです、毎年枠は決められてくるんですけども。その分を今回当初申請と合わせて 540 万を追加したということでございます。運営費に充てる過疎債ということでございます。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長　それでは、児童福祉総務費の1人親家庭医療費の助成システムのご質問にお答えいたします。

このシステム改修につきましては、本年3月の議会でご議決いただきました1人親医療費の助成事業の条例改正に基づくシステム改修でございますが、児童扶養手当法の改正に伴いまして、所得改正適用期間というものが改正になったことから、その判定をするシステム、これのプログラム改修が必要になったものであります。

それで、どこに改修を依頼するのかということですが、現在システムを利用しております福島情報処理センターのほうに作業をお願いする予定でございます。

以上です。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　西原住宅の補修内容についてお答えいたします。

今回の補修につきましては、火元となりました25号室の、1階全室、あと2階はクロスの張替え、それから隣、2棟くっついておりますので、2部屋分。26号につきましては、臭いが付いたということで、クロスの張替えということでございます。火元の部屋については、全室の補修ということでありますけれども、いくつか例を申し上げますと、解体撤去、あとは木工事、金属建具、あと内装全般、あと電気設備なんかも入っております。あとは、水関係では、給排水の設備というようなことで、全面的に改修する予定でございます。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　今、小柴議員がプレミアム商品券のことについてお尋ねしましたけど、私も、1つ、2つ。

これ1,400万、国から来るわけですよ。そしてこれ、事務費と事業費と2つに分けたんですけど、これどういうわけなのか。

あとね、歳出ですか、1人当たりどのくらいプレミアム商品券を買うことができるんですかね。昔は、何年か前には50万の商品券買うと60万で買える。そういうことがありましたよね。今回はどのような形で、これを委託料ってありますけど、これ委託料はどこに払われるわけですか。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　それでは、8番、渡部憲議員の、まず、なぜ分かれているんだということですが、まず事務費、こちらのほう、国からの補助金といたしまして、一応こちらのほう、事務費分として604万2千円ということになっております。その事業補助金というものが、こちらがプレミアム分の補助金ということで、1人当たり5,000円の1,600人分ということで800万ということで、2つに分かれております。これは国から示された数字となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、まず委託料ということですが、委託料につきましては、まず非課税世帯を抽出するのに、情報処理会社のほうに、まず委託するというのが、それが主なものでございます。それが委託料となっているということでもあります。

続きまして、1人いかほどまで買えるのかということですが、非課税世帯の世帯につきましては、2万円で2万5,000円分の商品券が変えるということでございます。

ただし、2万5,000円分でも、一括で購入することができない方にも対処がありまして、それを4,000円で5回分、5,000分を買えるというような形で購入することもできるという形になっております。

また、先ほども申し上げましたが、非課税世帯の家庭でお子さんがある場合は、その3歳未満のお子さんがある場合は、その人数分買えますので、もし1世帯当たりに非課税世帯にお子さんが、3歳未満が2人いれば、全部で2万5,000円の部分が7万5,000円購入できるというような形になりますので、いわゆる3歳未満のお子さん分は人数分という形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、1人は2万5,000円の商品券を1人、子どもさんいる場合は何人かまた別だと、7万5,000円まで買えるということですよ。ただ、この前やったときに、4時まで買えるといったのが、お昼ちょっとで終わっちゃったんですよ。今回そういうことのないようにしてもらわないと、みんな並んだんですよ、朝ずっとね。それで、あと帰れではさ、こういうやり方は絶対にないようにしてもらいたい。分かりますか、帰って行った人の気持ち。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 今回のプレミアム商品券事業につきましては、現在、ご予算のご議決をいただいた後、その対象者を抽出いたしまして、その対象者に申請書をまず送るような形になります。その申請書を届きましたらば、購入券という部分が交付されますので、それに基づいて交付されますので、その交付の部分については商工会さんのほうにお願いしておりますが、そういう形で並ばなくても買えるというような部分となっております。

今回、金額の部分が2万円というような部分でございますので、前回の臨時福祉給付金のような形の部分もありますので、それほど売り切れという、対象者に対して送るということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

失礼しました。対象者全員には回りますので、それはご理解いただきたいと思います。早い者勝ちではないということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 課長、そういうことのないように、これ商工会がやるわけですか、主体となって。この前は商工会がやったんですよ、だから丸投げはしないようにして、ちゃんと役場が、ちゃんと町民の皆さんに申請した人には行き渡るように、ちゃんとやってもらわなきゃならない。お願いします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

こちら、町から対象者に全員に交付申請が回りますので、漏れとかというのはございませんので、ご理解ください。丸投げではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 10ページの過疎地域ネットワーク形成支援補助金、もうちょっと詳しく、あと単年度事業なんのでしょうか、継続するのでしょうか。

あと、最後の 14 ページ、スクールバスの運行委託業務料が大幅に変更になっていますが、要因をお聞きします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

企画費の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業でございますが、歳入に出てまいりました過疎地域等自立活性化推進交付金、こちらを財源に行うものであります。この交付金については、総務省所管の交付金でございますが、総務省が過疎地域の喫緊の課題に対応するために、地域の取り組みを支援するというものでございます。この中には、メニュー 4 つほどございまして、今回交付されます集落ネットワーク圏形成事業、それから、集落再編事業、それから、遊休施設の再整備事業、これら、こういったメニューの中で、本町についてはネットワーク圏形成支援事業が採択されたということでございます。

この事業は、にしあいづ観光交流協会が行う、会津大山門前町賑わい復活事業という事業に対して総務省から補助金を交付されたものを、さらに町が単独費を 81 万 2 千円ですが、町が単独費を上乗せして 750 万円を、このにしあいづ観光交流協会の事業に補助金を交付するというようなものであります。この観光交流協会の事業の内容ですが、大久保集落を中心としまして、大久保、中野、西平のエリアにおいて行う活性化の取り組みでございますが、1 つとしては、大久保地区の空き家を利用した特産品販売所兼飲食スペースの整備ですとか、雷山公園の花木の植栽、それからポータルサイトの構築、エリア内の W i - F i 環境の整備、それから各種イベントの開催、それから首都圏における P R 活動、こういった事業、主にソフト事業に充てる経費を補助するものでございます。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 スクールバスの運行費に関わる質問にお答えいたします。

スクールバスの運行業務委託料が 160 万の減額で、同額 160 万がその上の手数料のほうで、自動車運転手派遣料ということで計上されております。運行内容等につきましては変更がございませんでして、これは昨年後半に急遽運転手の変更になった路線であります。当初予算の中では、民間バス事業者を含めて委託料の中で計上しておりましたが、昨年度途中からシルバー人材センターのほうに運転手をお願いした件で、そのまま引き続きシルバーのほうをお願いしたわけでございますが、シルバーの運転手派遣が、今度は派遣料で計上するように変更になりましたので、ここで組み替えたということでございます。

以上です。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、先ほどの過疎地域の件、さっき質問で単年度なのか、継続なのか。

あと合わせて W i - F i はどの地域を予定しているのでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 先ほど、答弁漏れがございました。この事業は単年度の事業でございます。それから W i - F i 環境の整備ですが、具体的にはこれから観光交流協会のほうで検討するというので、現時点ではどこにというのは把握してございません。

○議長 ほかに。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。

今ほどの5番議員と同じところなんです、まず1つは、この大山、会津大山門前町賑わい復活事業というようなことで、これは聞いてみれば、観光交流協会に聞けば、県内でもそう採択されたところがなくて、これは採択されたということは大変いいことだなという思いがあります。

それで、各いろんな事業、こう見てみますと。その事業者がいろいろあるわけですね、そのいわゆる観光交流協会もそうでしょうけども、中野区の村おこし実行委員会だったり、加工ネットワークだったりというようなことであるんですが、これは、私はそれぞれの事業にこの資金が分配されてしまうと、統一した動きがなかなか効果が出せないのかなという思いで、これはやっぱり観光交流協会が、やっぱりトータルのコーディネート、あるいはコントロールするようになるのか、それをお尋ねいたします。

それとあと、歳出の10ページ、その下なんです、修繕料、ふるさと振興費の修繕料で道の駅のパーキングブロックの修繕だというご説明でありましたが、昨年、道の駅のパーキングはきれいに舗装されて、パーキングブロックなんかも、みな付いたという、私思いがあるんですが、どういう理由でこの修繕が必要になってしまったのかということと。

あと13ページの消防費、一番下の消防費の中で、消耗品費というようにところで、チェーンソー6台分を購入するということでありましたが、これは消防団からの依頼があって各分団に装備するようになるのか、その辺の源泉をちょっと教えていただきたい。お願いします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業についてのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で、にしあいづ観光交流協会が主体になって行う事業だというご説明を申し上げましたが、事業主体、運営主体としては観光交流協会でございますが、この事業、先ほどお話しした空き家を活用した特産品販売所、飲食スペースの設置ですとか、ポータルサイトの構築、雷山公園の花木の植栽。こういった事業については、地元の中野区村おこし実行委員会ですとか、それから、会津大山寒ざらし蕎麦、このプロジェクトですとか、こういった地元の皆さん。それから、にしあいづ農林産物加工ネットワーク、観光ガイドの会、これらの皆さんと協力しながらやる体制で、やる体制ができておりますので、一体となってこの事業、各種ソフト事業ありますが、協力して進めるということで、聞いておりますので、ご理解願います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 ふるさと振興費の修繕料についてお答えをいたします。

こちらのほうは、道の駅にしあいづの車止めを設置するための予算計上でございます。現在、建物側に円柱形の車止めが付いておりますが、そちらが、バックして分からずに追突してしまう方が非常に多いということで、国の部分からそういうふうな情報があがったということで、それを路面に、よく車止めがある、2つ車止めを付けるわけなんです、そちらのほうに変更するというものでございます。

こちらが町管理分で24台分でこの予算額。あと国管理分で乗用車13台分並びに大型車

の部分で9台分を、今回工事をするという形になっております。こちらは町負担分として計上させていただいているというものでございます。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、消防費のご質問にお答えいたします。

歳出予算で47万1千円ほど計上させていただいております。これはチェーンソー6台分の購入ということで、先ほど総務課長のほうからご説明ありましたが、これは消防団からの要望もありまして、各消防自動車に1台ずつ配備するというようなものでございます。第1分団で2台、ポンプ車が2台ございます。あと2から5分団で各1台ずつということで、国のほでは消防組織、または資機材の充実を図るというような、国のほうで推進されておまして、その関連する補助金を活用しての資機材の充実を図るためのものでございます。

以上でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 大山門前町の事業は、概ね分かりましたが、要は、心配するのは、いわゆる空き家を改修してカフェのスペース、飲食ブース等をつくるということになると、やっぱりその観光交流協会ばかりでも、私はなかなか難しいと。それで、6月だけやりますよなんていうことになると、ほかの通年で利用する場合は、やっぱりしっかりとした対応。私、聞いたらば、その利用する人にはテナント料みたいな料金を取るのかと聞いたらば、それも取ることは考えていないというようなことを言うておりましたが、やっぱりある程度責任の所在をはっきりしていかないと、何かせっかく改修してカフェスペースとか、それ通年で賑わいをつくっていただければ大変ありがたいことですが、それもしっかりと私は町として指導していつていただきたいなという思いでおります。

あと、先ほどの道の駅のパーキングブロック、理屈は分かりました。私、心配したのは、冬場、例えば冬場とかね、除雪なんかで壊してしまったとか、車ぶっつけて壊れてしまったものの修繕料かなという思いでしたが、そうではなくて、石柱に当たらないようにつくるといことですよ。

それはそれで分かりましたが、この雪国の特性として、除雪する方に言わせれば、車止めというのは、ものすごく除雪の支障になるし、壊してしまう可能性が高いというような話もよく聞くんです。その辺をね、せっかくつくったはいいけども、次の春になったら、もうなくなってしまう、壊されてしまうなんていうことを、私は大変危惧するんですが、やっぱりその国の指針だからということで、私は安全のために付けることは構わないんですが、その辺のやっぱり除雪なんかも考えればね、このエリアはあんまり、私個人的には車止めなんかあると相当支障をきたすのかなという感じをしております。

あと、消防団のチェーンソーに関しましては、団からの要望があつて国の指針に従つてというようなことでありますから、それは理解しました。以前、我々議会報告会か何か行ったときに、やっぱり消防ポンプ自動車の装備を充実してほしいと、中には、いわゆる常備消防の工作車のような装備をしてほしいというような話もされました。そのとき私は、そういう話は分かりますけども、いわゆる油圧カッターなり、エアジャッキなり、そんな装備をしてしまったら、また訓練、大変なんじゃないんですかというような話をしました

し、あんまり消防団にいろいろ装備をするのはいいんですけども、そうなればチェーンソー、私は使ったことはありませんが、それなりに危険な感じもしますので、その訓練等々もやっぱり充実していかなければいけないのかなと、消防団忙しい中で大変だなという思いがありますが、その辺をご答弁ください。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 会津大山門町賑わい復活事業の件ですが、観光交流協会からは、この飲食スペース、カフェの設置によって、大山神社周辺の賑わい復活、その拠点としたいということでお話がありました。観光交流協会のほうには、議員おっしゃったとおり、実施体制、それから収支計画、しっかり立てて行うようにお話したいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 道の駅の車止めの関係で、除雪への対応ということでございますが、やはり除雪に対しては、支障がないといえは支障はありますが、国といたしましても、その辺で目印等の部分を付けるなど、除雪に対しては十分に配慮していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 消防資機材の充実に関してのご質問でございますが、チェーンソーにつきましては、議員ご承知のように、毎年防災訓練等で倒壊家屋からチェーンソーを使っての救出というようなことではご承知かと思えます。そのようにチェーンソーにつきましては、今後、機材として装備しておく必要があるというような要望があつたものでございまして、それ以上の資機材につきましては、今後、消防団のほうから要望等があれば、それに応じて検討してまいりたいと考えてございます。

チェーンソーの使用の訓練につきましても、配備する以上は訓練ということは当然出てくるかと思えます。それも消防団のほうでやっていただくことになりますけども、それは消防団の考え方で、今後進めていくことになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10 番、10 ページをちょっと見ていただきたいんですが、この中の総務管理費の 5 目のところで、財政調整基金の積立金、742 万があがっておりますので、積立額がどのくらいになっているのか。それから、8 目の自治振興の中のコミュニティ育成事業補助金が 260 万 4 千円ほどあがっております、この中身。それから、ふるさと振興の中の温泉健康保養センターの備品等が計上されております、主なものがありましたらお聞きいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、財政調整基金の残高というご質問でございますが、今次補正で 742 万円を積み立てるということで、今次補正現在の財政調整基金の現在高、見込であります、3 億 6,250 万ほどでございます。実質の残高と申しますか、まず今回、出納閉鎖で繰越金、ほぼ確定しました。繰越金の額が、繰り越すべき財源を引いた残り約 2 億円ほどございました。当初予算で 6,000 万繰越金見えていますので、1 億 4,000 万は余計に積み立てられると。それ

から、普通交付税、当初予算である程度固く見積もってございまして、5,000 万くらいは上乗せがあると。それから、特別交付税につきましても、例年どおり来れば、約2億円と。それらを足しますと、今現在、今現在と申しますか、7億5,000万ほどの財政調整基金の残高はある計算になります。

それから、2点目のコミュニティ育成事業補助金の内訳はというご質問でございしますが、まず1つ目は、上野尻自治区の太鼓修繕にかかるコミュニティ育成事業補助金、これは宝くじの助成金、該当しまして、180万円です。それから、先ほど議案の説明の際に申し上げました黒沢自治区等の集会場の改修の補助金ということで、まず黒沢自治区は、公民館のサッシの取り付けをしたいということで、補助金が64万です。それから、向原自治区の集会所のトイレの改修、補助金が8万円。それから、下小島の集会所の屋根塗装で8万4千円。それらを合計しますと、予算書どおり260万4千円ということでございます。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えします。

ふるさと振興費の温泉健康保養センターの備品購入費ということでございますが、こちらはテントサウナの購入費でございまして、20人用1脚、165万円。あと6人用、27万円。都合192万円ということになっております。

以上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 財政調整基金の今残高が、だいたい見込みとか、いろんなお話を聞かせていただくと、7億5,000万というようなことで、現在見込まれているということで、分かりました。また、コミュニティの中の太鼓、太鼓についてなんですけども、それはどんなふうな補助金のものなのか、中身がちょっと分からないので、もし分かりましたら教えてください。

それから、今の温泉関係で、ちょっと私、聞き漏れしてしまったような気がしましたので、ちょっとまた再度、物の、備品の名前がちょっとわかりませんでしたから、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 上野尻の太鼓修繕の補助の関係でお答えをいたします。

宝くじの収益を財源としました補助金で、コミュニティ育成事業補助金というものがございます。今までですと、集会所の建築の補助ですとか、あと最近ですと、上野尻等の防犯灯の設置ですとか、そういったものに充てられる補助金でございます。基本、10分の10ということでございまして、今回は上野尻自治区が応募をしまして採択になったということで、町が一回補助を受けまして、それから上野尻に交付するといった補助金でございます。

同じコミュニティ育成事業補助金でございしますが、町単独のコミュニティ育成事業の補助金というのもございまして、主に各自治区の集会所の新築ですとか、改修ですとか、そちらのほうに事業費の40パーセントが町から補助されるものでございます。

今回、合計260万4千円計上してございますけども、宝くじの財源として太鼓の補助で180万円。それから町単独の集会所の改修補助金として、黒沢自治区のサッシの取り付け

で64万。それから向原集会所のトイレの改修で8万。下小島の集会所の屋根塗装で8万4千円。それらを合わせますと260万4千円となるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 温泉健康保養センターの備品の購入ということで、こちらテント式サウナを購入、テント式のサウナを購入いたします。内訳といたしまして、20人用のテントサウナが1脚で、1基165万円、6人用のテントサウナを1基購入ということで27万円と、合わせまして192万円と、予算の計上となっております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、地方債の450万円を減額したところで、一般財源にまわされていますけれども、この要因はちょっと、その修繕料との関連はあるのかないのかだけお尋ね申し上げます。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

2款、総務費、1項10目のふるさと振興費の補正額の財源内訳の450万円の減額でございますが、この減額と今次補正の温泉健康保養センター用備品購入、修繕、この分、関連性はございません。このふるさと振興費の中で、当初予算で、ワークインレジデンスの整備事業、計上してございました。予算書の9ページご覧いただきたいと思います。

9ページ、過疎対策事業債の一番上に、ワークインレジデンス整備事業、マイナス450万。これは先ほど議案の説明で申し上げました、県への当初申請の額と予算額を合わせるとということで、今回450万減額してございます。その分が今のふるさと振興費の地方債の減額にあがっているということでございますので、関連性はございません。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 先ほど3番議員の質疑の中で、ちょっと私、疑問があって、ずっとどうしようかと思って考えたんですけど、やはりちょっとお尋ねすることにしました。子育て支援のソフト、540万、ソフト分ということで、運営費は本来であれば、単年度で清算という考え方なのかなと思うんですが、この540万、金額も540万と、それほどではないと思うんですが、考え方として540万のうち6割が普通交付税で載ってくるから、3割は町負担で、4割かな、4割は町負担で、有効活用したというような意味合いなのか、ちょっとその辺が、考え方として分からなかったの、その分をお示しいただきたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今次補正で540万、過疎ソフト、こども園運営事業に充てる分、増額をいたしました。増額前、当初見込んでいたのが4,860万見込んでおりまして、そこにさらに540万を増額したということでございます。先ほども秦議員のご質問にお答えいたしました、過疎債のソフト分につきましては、こども園の運営費、こども園の運営費につきましては、交付税算入いろいろありますけれども、結局、町の一般財源を投入して運営をしてございます。

それからあともう1つが、先ほど申し上げました診療所の運営費、これにつきましても一般会計から繰り出しをしまして運営をしているということでございまして、その分、過

疎債のソフトを充てることによって、町の負担が少なくなるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、町の財政出動を抑制するという、後段の私の言った考え方でいいということでいいんですね。承知しました。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時46分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第4、議案第4号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第4号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

今次補正予算の主な内容であります。診療施設勘定におきまして、非常勤医師の採用と派遣回数増加、及び職員の産休等による臨時職員賃金などの所要額を計上したものです。なお、事業勘定につきましては、今次補正予算はありません。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,314万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,225万2千円とする。

第2項、診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

4ページをご覧ください。歳入であります。

1 款、診療収入、1 項 1 目、国民健康保険診療報酬収入から、6 目、その他の診療報酬収入までの合計 1,314 万 9 千円の増額は、非常勤医師の採用及び派遣回数増加による外来収入の増加であります。

5 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、1,305 万 1 千円の増額は、職員の産休等に伴う臨時職員採用に係る共済費と賃金の追加のほか、当初予算におきまして常勤医師 1 名を新規に採用する予算を計上しておりましたが、4 月からの採用ができなかったことから、昨年度に引き続き、会津医療センターから週 1 回医師 1 名を派遣していただけることになったこと、また、同じく会津医療センターから派遣していただいている、主に内視鏡の検査をお願いしている医師の派遣回数を、これまでの月 2 回から月 4 回派遣していただけることになったことなどによる賃金の増額であります。役務費、162 万円の増額は、常勤医師確保に向け、医学新聞や医師専門誌、医師求人 Web サイトへの広告掲載料のほか、医師送迎に係る運転業務派遣料の増額であります。2 項 1 目、研究研修費、9 万 8 千円の増額は、日本医師会への負担金の区分変更に伴う増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、本案につきましては、去る 5 月 29 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第 5 号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、浄化槽整備事業に係る県補助金の内示に伴う地方債の減額など、財

源調整であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

令和元年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,000万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。5ページをご覧いただきたいと思っています。

まず歳入です。6款、町債、1項1目、下水道事業債は40万円の減額です。浄化槽整備事業に係る県補助金の内示に伴う地方債の減額です。

7款、県支出金、1項1目、個別排水処理事業費県補助金は41万4千円の増額です。これは本年度に浄化槽5基を整備するための県補助金で、補助基準額の7.5パーセント分があります。

次に歳出です。6ページをご覧いただきたいと思います。

1款、総務費及び2款、施設整備費は県補助金の内示に伴う財源調整です。

4款、予備費、1項1目、予備費は1万4千円の増額です。浄化槽整備事業費の財源調整に伴う予備費の増額です。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、地方債補正は変更です。起債の目的は下水道事業費で、補正前の限度額680万円を40万円減額し、補正後の限度額を640万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　今年は5基の設置予定と聞いていますが、5基未満でも県の補助はあると。例えば、今後1基か2基になっても補助はあるのでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

国の補助要綱の改正、それを受けまして県のほうでも要綱の改正がございまして、5基未満であれば補助の対象になるということでございます。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　個別排水が導入されてから、相当年数も経っているわけですが、そういう中で、空き家等が増えてきたりしている中で、設置はしてあるけど、現在、使用されていないと。あるいはまた、設置はしたけども、まだ未使用だと。そういう事例はありますか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現在、休止というような手続きを取っている件数が3件ございます。あと、宅内のほうに、いわゆる未接続というような部分でございますけども、これも3件ございまして、現在のところ6件というようなことでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これですね、工事に入る前に、水回りの工事なんかする場合の補助はございますか、いくらか。

○議長 水回りって、浄化槽以外の話。

○渡部憲 そうそう。

○議長 議案が浄化槽だから。

ほかにないですか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、防災・安全交付金事業町道野沢中央線(新町橋)橋梁補修工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第6号、防災・安全交付金事業町道野沢中央線(新町橋)橋梁補修工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

今回の変更は、新町橋橋梁補修工事において、既設橋面アスファルト舗装の厚さに相違があったことから、関連する補修工事について数量を変更するものであります。変更設計書を調整し、請負率をかけた金額82万9,440円の減額で、去る5月27日に、株式会社海老名建設・代表取締役、小柴芳郎氏と、請負金額6,235万560円に変更請負仮契約を締結いたしました。工期につきましては、本年8月27日で変更ありません。

以上で、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 請負契約の変更契約というのは、今までは増額となるケースが多かったように感じているんですが、今回は 83 万円ほどの減額というようなことであります。内容は橋面舗装の部材が当初コンクリートが多いのかなと思ったら、アスファルトの部分が多かったという説明であります。これは事業者の申し出というか、起因はどっから発生したものでしょうか。当初よりアスファルトが多かったので減額しますよというのは、どこでまず最初に気が付かれたのか起因を教えてください。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

どこで気付いたのかというようなご質問かと思うんですけども、こういった橋面舗装の修繕等に関しましては、当初は、当初設計の段階では、これ一般的にポピュラーなやり方としまして、アスファルトは今回ですと 35 ミリ、コンクリートは 30 ミリというような想定で契約してスタートするわけでございます。それで、工事を進める中で、その実際の厚さを確認するという作業が、こういった補修工事の中では一般的、合理的だということなことで採用されている手法でございまして、今ご質問がありました、どこで気付いたということであれば、その工事を進める中で確認をしたということで、発注者、請負者の中で協議をして現在に至ったということでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、事業者と町は、立ち会った中で当初よりも、ちょっと違うんじゃないかということで、申し出というのは町と一緒に立ち会って気が付いたということなんですよ。要は、町が関知していないと、これ申し出がなければそのままいったようなケースも私あると思うんですよ。必ずそういうのは町は立ち会っているということですよ。ろしいのか、ご答弁ください。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

当然、町の担当者もしょっちゅう現場に行きますし、あとは、工程会議等ありますので、何かそういった課題が出れば、そこでお互いに議論して調整するというようなことで進めてございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 現場合わせみたいに、中身見てみないと分からないという回答だと思うんですけど、旧国道で完成検査終わって使っていたわけですよ。旧の国道時代、49 号線のころね。ということは、完成検査、国道交通省で受けているのであれば、その当時の完成の図面ありますよね、だから、掘ってみないと分からないというのは、ちょっと私、あれっと思ったんですけど、今の段階でそういうのがないのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今、議員おただしにありました旧国道時代の話、それから、その中間に県のほうに移りまして、そこから町のほうに移管されたという経緯がございます。それでこの過程であり

ますけども、そういった図面等というのは、町のほうには直接は来ていないということでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 図面がないんだということは分かりましたけど、一応、国道から県に移ろうが、当初、国道であった時代には、完成して使っていたわけだと思うんですけど、だから、情報としてかなり古いので、なければならないであれなんですけど、問い合わせ等はできないのか、そういうやり取りというのはやらのが普通なのか、ちょっとそのところも分からないので、そこをちょっと示してください。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

こういった補修工事に関しましては、業界の一般的な考え方といいますか、そういった厚さについては、設計の段階では、あくまでも想定でスタートし、それから、先ほど申し上げましたように、工事が進んだ中で確認し、それで協議書とか、こういったものがあがってくる中で変更していきましようというようなことで、そういった作業で進めているということで、これまでの経験といいますか、そういった工事を施工する中で合理化を図られてきたのかなというふうには思いますけども、そういった形で進めておりますので、特に問い合わせというようなことではなく、作業を進めてきたというような流れでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 合理的に、掘ってから合わせるのが合理的なのか、事前に情報があるほうが合理的なのか、ちょっと私自身、今の説明ではちょっと腑に落ちないところがあるんですが、それが一般的であるということですね。了解しました。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 2つほど伺います。

これは設計変更に当たるんでしょうか、この減額というのは。

あともう1つは、今まで橋梁工事とか何かやって、こういうことはございましたか、事前に舗装とか、アスファルトの厚さとか何かというのは、事前に分かることはできないんでしょうか。もう一度言います。こういう減額工事に関して、橋梁工事に関して、こういう減額とか何かというのは今まで、かつてありましたか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えします。

過去に減額があったかということについては、ちょっと今、手元にはありませんので、お答えできないんですけども、今回、先ほど説明申し上げましたように、1点目、変更設計に当たるのかと、変更設計を調整して、今回の減額にしたというようなことでございます。

あと、事前に分からないのかなというような内容でございましたけれども、手法としましては、例えば数カ所コア抜きをするというようなことも考えられるわけですけども、それを全面やるというようなことは、なかなか費用もかかりますし、いずれ取り壊してその上を舗装するというようなことの作業の工程を考えますと、あまりこの業界では採用され

ていないといえますか、手法としては、やはりその想定で厚さを設計で決め、工事を進める中で確認をして、それから変更をするというようなことでやっているというのがポピュラーな流れだということでございますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　今まで、かつてこういう減額修正しなければならなかった橋梁工事というのはございますか、ないの。

○議長　　石川建設水道課長。

○建設水道課長　　これまでの全ての実績、ちょっと把握しきれていない部分がありますので、過去に減額があったかというのは、詳細な調査でもしないと、今はちょっと明言できませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　後で調べて返答するとかないの。

石川建設水道課長。

○建設水道課長　　言葉が足りませんでした。この後というか、議会が終わったところにでもすぐ調べて、ご報告を差し上げたいなと思います。

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第6号、防災・安全交付金事業町道野沢中央線（新町橋）橋梁補修工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、防災・安全交付金事業町道野沢中央線（新町橋）橋梁補修工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、通信機器高度化更新工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　　議案第7号、通信機器高度化更新工事請負契約の変更契約についてご説明いたします。

今回の変更は、インターネットの通信機器を更新する工事において、インターネットの加入者が増加したことから、加入者宅などに設置する光通信端末、D-ONUでございますが、これを17台増やすことに伴い契約金額を増額するものであります。

変更設計書を調整し、請負率をかけた金額53万3,500円の増額で、去る5月15日に、株式会社協和エクシオ東北支店・総務部門長、田島元氏と、請負金額8,369万3,500円に変更請負仮契約を締結いたしました。工期につきましては、令和2年2月28日で変更ありません。

以上で、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、小柴敬君。

○小柴敬　17台分とありましたが、これは加入者増加を見込んでというか、現在の加入者、それから予備の分も含まれているということでしょうか。この完成時期が来年の2月28日ということですので、もし増加すれば、またこのあと増加もあり得るということでしょうか。

○議長　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　今回、工事の加入件数の件ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、インターネットの加入状況ですが、3月31日時点、本年の3月31日時点で、1,062件ございます。公共施設などに配置していますものもありますので、合わせて1,096台の通信端末が、現在あります。今回、更新台数ですが、設計でみていましたのが1,086台、そこから17台追加しまして1,103台となります。若干その差が、先ほど申し上げました1,096台との差が予備分ということになりますが、本年に入りましても加入者、増加しておりますので、この予備分については、この増加に伴って使用されていくものというふうに考えております。

今後ですが、今後増加分については、今後の状況を見て対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、通信機器高度化更新工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、通信機器高度化更新工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、財産の取得について(除雪ドーザ)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第8号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、昭和53年に購入した除雪ドーザが、購入から40年を経過し、老

朽化が著しいことから更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります、除雪ドーザ1台であります。

2の取得の方法は売買であります。

3の取得の金額は1,436万4千円でありまして、記載のとおり会津若松市のコマツ福島株式会社会津支店・支店長、宮野義和氏と5月28日に物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は本年9月30日であります。

次に、議案第8号関係資料をご覧くださいと思います。

今回の除雪ドーザの購入手続きは、入札によらない随意契約で行いましたが、その理由につきましてご説明いたします。更新する除雪ドーザはキャタピラ式であり、現在、製造しているメーカーは、コマツとキャタピラージャパンの2社のみであります。会津管内で本町に除雪ドーザの入札参加資格申請をしている7社に確認したところ、コマツ福島株式会社会津支店以外の6社はキャタピラージャパン社製しか取り扱いができず、また、納期も来年3月頃になるとのことでありました。現在使用している除雪ドーザは老朽化が著しく、降雪前に更新したいことから、9月末までに納品が可能なコマツ社製を取り扱っているコマツ福島株式会社会津支店と随意契約することといたしました。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

2番、薄幸一君。

○薄幸一　キャタピラの除雪ドーザということですが、大きさはどれほどありますでしょうか。そして、このキャタピラの除雪ドーザをどこで除雪に使用するか教えてください。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

今回、導入するブルドーザのサイズというようなことでございますけれども、全長は4.35メートル。幅につきましては2.9メートル。あとは重量につきましてですけれども8,900キログラム。あと使用する場所ということでございますけれども、基本的には、例えば除雪で雪だまりになった部分を、排雪場所を確保するために押す。あとは春先に、やっぱりこれも田畑ですとか、山盛りになっているような部分、春先になったときには、それをならして散らすというような、そういった形で使用する予定でございます。

○議長　2番、薄幸一君。

○薄幸一　ブルの大きさというのは、D2とかD4とか、分かればの話ですけど、あと、除雪で通常ですとタイヤローダーで除雪して、その先に行けないところをブルドーザで押して除雪するということでありましょうが、これは西会津でいうと数十カ所あるかなと思いますけど、除雪終わって何カ所か移動するわけですね。そういうときもやっぱりブルドーザもトレーラーに積んで移動するわけですね。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

ブルドーザの規格でいいますと、8.9 トン級というものでございます。あと、先ほど申し上げましたように、使用する場所につきましては、町内においてそれぞれ除雪をし、雪だまりになった部分を、さらに排雪場所を確保するために移動するというようなこととなりますので、ほぼ全域的な考え方でございます。あとは、主に春先では、田畑の、やはり排雪した部分をならす、散らすような、そういった作業にも合わせて使用するという目的でございます。

○議長 移動方法は。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 移動方法ということでございますが、台車というか、機械に載せまして、運搬してその必要な場所に移動させるというようなこととなります。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点お伺いします。このドーザですけども、事情があつて7社の対象の中で、1社しかなかったような話ですけども、これ今後の維持管理、例えば壊れたときの修理、もしくは保障、そういったものに関しては、地元の業者とか、地元の会社では対応できないのでしょうか、コマツさんでしかできないのでしょうか。今後の整備に対して、維持管理に関して、どのようなお考えか教えてください。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今後の購入したあとの維持管理につきましては、その専門事業者にも車検整備ですとか、点検とか、そういったものはお願いするようになります。

○議長 町内にあるのか、ないのか。

建設水道課長。

○建設水道課長 失礼いたしました。地元業者では対応はできませんので、専門事業者にもお願いするようになります。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、毎回、例えば壊れるというのは、たいがい使っているときだと思うんですけども、そういう緊急のときでも、このコマツさんに持って行かないと、全てのことは対応できないんですか。例えば地元の業者で対応できるものとか、そういったものはないんですか。今の話ですと専門業者に全てというような話だったんですが、その辺をお聞かせください。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

緊急時の対応ということでございますけども、やはりその専門業者が出張されて、その修理にあたるというようなことでございます。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 このドーザなんですけどね、これ新車ですか、この1,400万というのは、新車の価格でございませうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

先ほどの総務課長の説明でありましたように、現在あるのが昭和 53 年導入のものということで、非常に 40 年も経過して老朽化が著しいということでございまして、今回、新車に更新するということでございます。

○議長　　8 番、渡部憲君。

○渡部憲　　これ言いたかったのはね、新車かって聞いたら、わあと笑ったけど、本当に何カ月しか使わないわけですよ、これね。田んぼのほうに雪が入ったとか、畑に入った。押すだけだったら何で新車が必要なんでしょう。俺はそれを言うんだよね。みんな笑った人いるけど、実際、いくら使ったやつでもいいと思うんですけど、1 年中使っているわけじゃないんだから、どうでしょう。

○議長　　石川建設水道課長。

○建設水道課長　　お答えいたします。

新車でないとだめなのかというようなお話かと思いますが、やはり一番は、購入から年月が 40 年も過ぎているということで、老朽化が著しいというような判断でございまして。これは実際使っているオペレーターの皆さんとも更新計画は立てておりますけど、その中でご相談しながら更新をさせていただいております。

それに除雪は何といたしても、町民の皆さんの生活路線を早い段階で確保するというようなこと、あとは町民の皆さんの安心安全を第一に、オペレーターの皆さんの作業もそうですけども、そういったことを総合的に判断しまして、更新計画を計画的に行っていると、進めているというようなことでございます。

○議長　　副町長、工藤倫也君。

○副町長　　新車でなければどうしてもいけないというわけでは、もちろんないんですけれども、まず、こういう数の少ない専門的な車両につきましては、中古になっても価格が下がらないというのが一つございます。それと、先ほど議員もご指摘されてました、3 番議員ご指摘されていましたが、後々のメンテナンスのことを考えましたときに、きちんとした業者から買わなければいけないと、その 2 点を考慮したときに、新車で買ったほうが間違いがないということで、新車を選定してございます。

○議長　　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　　今回、この財産の取得に関しては随意契約だということで、随意契約の理由を総務課長に説明いただきました。私はこの、今まで本町でも、何台もこのドーザを購入しているというか、取得している中において、やっぱりその納期は相当かかるかと、私はイメージを持っていました。それで今の説明の中にもあったように、キャタピラ製でちょっと専門的な車両だということであれば、私はもう受注生産くらいの、相当な納期を覚悟しておかなきゃいけないなという思いでおりますが、この財産の取得というのは、基本的には競争入札でやるべきだなという思いでおりましたので、やっぱりそういう見積りが甘かったんではないのかなと。まして今年は 10 月から消費税が 10 パーセントに上がるという特殊要因もあります。そうすれば、今こういう発注するんでなくて、昨年の段階から納期は 1 年以上かかるような想定があれば、検討もされていてよかったんではないのかなと。そうすれば、2 社しかないということでもありますけども、2 社でもやっぱり競争入札になれば、それはそのほうが、やっぱり適正な取得方法だなと私は思いますので、その辺をご

説明ください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、今、多賀議員がおっしゃったとおり、ドーザにつきましては受注生産ということ、かなり納期まで時間を要するということはそのとおりであります。今回、当初予算でご議決をいただきまして、4月から調査をしまして、その結果、指名参加願いの出ているそれぞれ7社に話をしまして、その回答がそれぞれあったわけです。そしたらば、コマツ社製以外のキャタピラージャパン製しか扱っていない業者が6社と、先ほど説明したとおりでございますけれども、コマツ社製だけが1社ということで、それぞれ納期も7社全部に確認しました。したらやっぱりキャタピラージャパン製を扱っている6社は、3月まではかかると、納期がかかると、6社それぞれ同じ答えでございました。で、コマツ社製については9月末までの納期で大丈夫だと。

で、随意契約をしたわけでございますけれども、先ほど多賀議員がおっしゃった、昨年度予算を取って、受注生産、納期が長ければ、昨年度予算取って、繰り越して今年度買う方法もあるのではないかというお話でしたが、それも1つの方法だとは思いますが、今回、見込が甘かったんじゃないかというお話でしたが、町としまして、当初予算議決後、4月になってすぐ手続きを進めた結果、こういう結果になってしまいました。今後、納期、かなりかかるようなものについては、予算通って初めて動けるものですから、通り次第、あとは通る前に、予算あげた時点で調査をしまして、やり方は今後検討してまいりたいというふうに考えてございますので、今回はご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 今回はそういうことで理解しろということでありますから、これ以上言ってもしょうがないのかなと思いますが、先ほど言ったように、今年の10月から消費税上がるといのは、昨年の段階からも分かっているし、それなりにやっぱりいろんなところで準備をしているわけです。この取得金額からしてもね、2パーセントというのは相当大きな金額ですよ。ですから、今後、私も以前タイヤドーザ取得するときも、随分納期かかるんだなというようなイメージ持ったことがあります。まして今回はキャタピラというような特殊なまた車両だというようなことでありますから、単純に、専門にその今まで何台も取得して調査している職員の皆さんは、知っていてしかるべきだったのではないかなという思いでお尋ねしました。

今後こういう納期が1年もかかるようなやつというのは、先ほど言ったように、前々から準備をしていくことも必要だと思います。その辺をもう一度ご答弁ください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 消費税10月から10パーセントになるということで、町といたしましても、例えば工事ですとか、工事もそんな大規模な工事、1年もかかるような工事は無理でございますけれども、2、3カ月で終わるような工事は、早期発注。それから備品につきましても、財産の取得、700万以上の備品は議会にかかりますけれども、700万未満の備品につきましても、予算かなり計上してございます。9月末までに納品できるように発注手続きは進めるようにということで、各課には通達をしてございます。あと消耗品関係につきまし

ても、消費税上がる前に買えるものは買うということで指示は出しておりますので、そこら辺の事情はご理解をいただきたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 今回のドーザにつきましても、随意契約の理由には入ってございませんけども、早期に納車をするために随意契約をしたと。もう1つは、9月30日まで納品できるということで、この分につきましては消費税も8パーセントで納まるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、財産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休議にします。(13時52分)

○議長 再開します。(13時56分)

日程第9、議案第9号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第9号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現職委員の辞職により、現在1名の欠員となっております教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、新郷・柴崎在住の高橋誠さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

高橋さんは、昭和24年12月、新郷・柴崎の生まれで、県立喜多方高等学校を卒業後、株式会社社会津技研などに勤務されました。また、平成22年から平成26年まで町消防団第4分団長を務められたほか、社会福祉法人西会津町授産場評議員や町国民健康保険運営協議会委員などを務められており、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方でございます。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、高橋誠さんを教育委員会委員に任命したいので、何卒、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第9号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第10、報告第1号、平成30年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、平成30年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の町議会定例会におきまして、関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、ご議決をいただいたところであります。この繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、繰越計算書をご覧願います。

まず、1の一般会計であります。2款、総務費、1項、総務管理費の若者向け住宅整備事業は、繰越額、3,000万円、完了予定は本年6月30日であります。同じく、通信機器高度化更新事業は、繰越額、5,369万3千円、完了予定は令和2年2月28日であります。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費であります。建植看板書換事業は、繰越額、159万5千円、完了予定は本年7月31日であります。

次に、6款、農林水産業費、2項、林業費であります。林業専用道整備事業は、繰越額、2,593万1千円、完了予定は本年7月31日であります。

次に、8款、土木費、1項、道路橋りょう費であります。除雪車格納庫整備事業は、繰越額、2,737万6千円、本年5月28日に完了いたしました。同じく、橋りょう修繕事業は、繰越額、1,484万円、完了予定は本年8月31日であります。

次に、9款、消防費、1項、消防費であります。防火水槽解体撤去事業は、繰越額、120万円、本年4月26日に完了いたしました。同じく、防災行政無線デジタル化整備事業は、繰越額1億4,231万4千円、完了予定は本年7月31日であります。

次に、10款、教育費、2項、小学校費であります。小学校プール建設整備事業は、繰越額、1億2,758万1千円、本年5月29日に完了いたしました。

次に、2の下水道施設事業特別会計であります。1款、総務費、1項、総務管理費の地方公営企業・法適用事業は、繰越額、522万2千円、完了予定は令和2年3月31日であります。

次のページをご覧ください。

3の農業集落排水処理事業特別会計であります。1款、総務費、1項、総務管理費の地方公営企業・法適用事業は、繰越額767万3千円、完了予定は令和2年3月31日であります。

次に、4の個別排水処理事業特別会計であります。1款、総務費、1項、総務管理費の地方公営企業・法適用事業は、繰越額、325万4千円、完了予定は令和2年3月31日であります。

次に、5の簡易水道等事業特別会計であります。1款、水道費、1項、簡易水道費の地方公営企業・法適用事業は、繰越額、744万5千円、完了予定は令和2年3月31日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第1号、平成30年度西会津町繰越明許費繰越計算書の説明を終了させていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　繰越計算書のうち、4番目に衛生費、建植看板書換事業とありますが、これは、ちょっと説明していただけますか、どういうものなのか。

○議長　小瀧健康増進課長。

○健康増進課長　繰越明許費計算書のうち、4款、衛生費の建植看板書換事業についてご説明を申し上げます。

まず、この看板でございますが、国道49号線の芝草からさゆり公園に入る交差点のところに三角、3面ある看板でございます。現在、健康がいちばんという記載がなっておりますが、この看板につきまして、このたび令和元年度からの町の新しい総合計画ができあがりまして、その総合計画のキャッチフレーズであります「笑顔つながり　夢ふくらむまち　～ずーっと、西会津～」このキャッチフレーズを看板に書き換えるという内容でございます。

以上です。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで報告第1号、平成30年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。報告第2号、第3号につきましては、報告のありました書類の範囲内において不明な点を明確化する程度の簡単な質疑をすることはできますが、公社自体にかかる問題、経営方針、人事の問題など、報告以外の内容については質疑できないこととなっております。

日程第11、報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報

告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

- 企画情報課長 報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について説明をさせていただきます。お手許に配付しております平成30年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧ください。

まず1ページをご覧ください。

事業報告書の1、総括事項であります。平成30年度中に喜多方地方土地開発公社による用地の取得及び売却はございませんでした。平成30年度の損益計算は、収益合計が3,900円、費用合計が2万5,000円で、2万1,100円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、988万7,710円となりました。

なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、現金及び預金明細表、資本金明細表が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、2の理事会の議決事項であります。まず平成30年5月1日に平成29年度の事業報告及び決算の認定、平成31年2月7日に平成30年度及び平成31年度の事業計画と予算の調整を行っております。

次に、平成31年度の事業計画でございますが、資料の最後のページに綴られておりますのでご覧ください。

ご覧のとおり、公有地取得事業として、喜多方市の、ふれあいパーク喜多の郷用地取得事業の1事業、事業費といたしまして1,769万6千円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し、報告といたします。

- 議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

4番、小柴敬君。

- 小柴敬 1ページの上から4行目の準備金合計の記載がちょっと違うんですが、ここは988万7,710円です。ところが、貸借対照表を見ると、1,000が、1が抜けているんですが。

- 議長 ほかに。

これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第12、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

- 商工観光課長 報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

内容につきましては、お手許にお配りしてあります書類のとおりであります。その概要について申し上げます。

1 ページをご覧ください。

はじめに、平成 30 年度事業報告から申し上げます。公の施設の指定管理者として、さゆり公園をはじめ、温泉健康保養センター、交流物産館・よりっせ、地域連携販売力強化施設・ミネラル野菜の家など 6 施設の管理運営業務のほか、野球、水泳など合宿の誘致を行い交流人口の拡大に向けた取り組みを推進し、公社設立の趣旨である、地域の活性化に向けた事業を展開してきたところであります。

事業概要であります。まず、交流物産館・よりっせ及びミネラル野菜の家については、フリーマーケットやマンゴーフェア、新米まつりなど多彩な催事を行い集客に努めてきた結果、道の駅全体で 56 万人を超える利用者がありました。さゆり公園におきましては、福島ホープスの公式戦が 2 試合開催されたほか、県水泳連盟、セントラルスポーツ、慶應義塾大学・体育会野球部の合宿が行われるなど、町民の健康増進に加え交流人口の拡大にも努めてきたところであります。温泉健康保養センターにおいては、温泉施設の再オープンと合わせ、レストランをリニューアルオープンしたほか、歓送迎会プラン、さゆりの休日、スイーツビュッフェなど企画商品の販売促進に努めてきました。

その他の施設につきましては、指定管理制度の趣旨に沿いながら快適な利用環境の提供に心掛け、利用者が安心して施設を利用できるよう努めてきました。

総務室におきましてでは、売上、経費、損益等について月別に管理したほか、各施設の売上目標等の進捗管理を行ってきました。

この結果、平成 30 年度の損益は 75 万円の黒字となり、全額次期繰越剰余金といたしました。しかし、平成 30 年度の決算には東京電力株式会社の賠償金 857 万 5 千円を含んでのものであり、経営状況は厳しいことには変わりはないため、しっかりとした経営戦略のもと事業を運営して行くとともに、社内の連携・協力を強化しながら営業利益の黒字化に向けて、取り組んでまいります。

次に、(2) の事業内容、(3) 会社概要、(4) 役員及び従業員の構成、(5) 資本金の増減につきましては、2 ページ、3 ページに記載されているとおりであります。

続いて、4 ページからの平成 30 年度の決算について申し上げます。

まず、貸借対照表であります。資産の部から申し上げます。流動資産は、現金・預金、売掛金、商品等の棚卸資産、未収入金等の計上で、未収入金は町からの委託料等の未収入分であります。固定資産につきましては、建物など有形固定資産、電話加入権の無形固定資産、出資金などの投資その他の資産の計上で、流動資産・固定資産を合わせた資産の部の合計は、8,640 万 2,542 円であります。

次に、負債の部について申し上げます。まず流動負債ですが、買掛金は、商品や食材などの未払い分であり、未払い費用は、3 月分の重油や灯油代、光熱水費であります。このほか、預り金は、社会保険料の従業員負担分などであります。

次に 5 ページをご覧ください。

固定負債ですが、長期前受金は東京電力からの賠償金で、保証金はミネラル野菜の家のテナントの出店保証金であり、負債の部の合計は、4,867 万 6,467 円であります。

次に、純資産の部ですが、資本金、3,550 万円、繰越利益剰余金、222 万 6,075 円を計上し、純資産は、3,772 万 6,075 円となり、負債及び純資産の部の合計は、8,640 万 2,542

円であります。

次に、6 ページをご覧ください。

損益計算書について申し上げます。まず、純売上高についてであります。宿泊、料理、売店、受託収入、施設利用料などの合計で、3 億 5,948 万 2,852 円となり、温泉施設の外装工事がありました。温泉施設の通年での営業やレストランのリニューアルに伴い利用客が増えたほか、道の駅の利用客の増などにより前年度比 2,306 万 1 千円、率で 6.8 パーセントの増となりました。

次に、売上原価であります。食材や売店、自販機などの仕入れのほか、期首・期末の商品棚卸高を計上し、総額 1 億 886 万 8,322 円となりました。

総売上高からただいま申し上げました売上原価を差し引いた売上総利益は、2 億 5,061 万 4,530 円で、販売費及び一般管理費、2 億 6,258 万 4,464 円を差し引きますと、営業損失は、1,196 万 9,934 円となります。受取利息、自販機手数料、東京電力からの賠償金などの雑収入を合わせた営業外収益、1,290 万 5,089 円を加えますと、税引前当期純利益は、93 万 5,155 円となり、法人税等、18 万 5,000 円を差し引いた純利益は、75 万 155 円の黒字となったところであります。

次に、7 ページの株主資本等変動計算書につきましては、記載のとおりであります。

次に、令和元年度の事業計画について申し上げます。事業計画の内容につきましては、9 ページから 10 ページに記載のとおりであります。温泉健康保養センター・温泉施設改修も終了し、大規模な工事は概ね終了いたしました。

令和元年度は、業務の効率化と営業の強化を図るため、ネット予約サイトやPOSレジスターを導入し、データに基づいた目標管理を進めるほか、物件費等の経営管理、業務量に見合った人員配置などを引き続き進め、経営基盤を強化してまいります。また、町をはじめ関係機関との連絡調整を図りながら、公社設立の目的である地域活性化の先導的担い手として、町の発展に資するよう各種事業に取り組んでまいります。

町といたしましても、振興公社との連携を強化しながら、より経営改善が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満 業務委託料に関わることで私と考えておりますので、フレンズワールド関係について伺います。フレンズワールドが、私、気が付いたのは5月の連休明けなんです。休業中ということになっております。あそこの業務については、たぶん町として業務委託料に、私は当然計上されているものと認識しておりますが、いつごろから、これ休業になっているのか。また、料金は無料化となっておりますけども、これは別に問題ないのかどうか。まず、その点をお伺いいたします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 1 番、三留議員のご質問にお答えします。

まず、フレンズワールドということですが、一応こちらのほうにつきましては、ふれあい交流施設の一部として指定管理料という部分は支払っております。今、なぜ営業

していないかということでございますが、営業自体は、あそこは休憩所としてはいつも無料開放という形でしておりまして、現在、若干人員のほうのやりくりの関係で、現在はあそこは無料開放しているということで聞いておるということでございます。

○議長 フレンズワールドの休憩所はただかもしれないけれど、遊ぶところは料金かかっているんでしょう。

伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 あそこの遊ぶところという部分につきましては、一応あそこには、人は普段はフロントのほうにおりまして、遊ぶ方がいらっしゃいましたら、移動しまして料金収入をしているという形になっております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私もあそこにちょっと休業中という看板を見たものですから、ちょっと確認に行ったわけですね。そのときに、料金は無料ですから、そこに入って使うことは個人、個人の責任で使ってくださいというような但し書きとあります、書いてあったわけですね。ですから、あそこで料金が徴収されているというのは、ちょっと考えにくい。

それと、ちょっと私、気になったのはね。あそこに喫茶室というんですかね。は、あるんですが、そこにトイレも併設されているわけですね。そのトイレが使えない、鍵がかかっています。やはり、どうなのかなということ、ちょっとね、そういうことで、実際にやはり非常に使う親御さんがね、一緒に行って遊ぶには、まだいいかもしれません。でも子どもだけが行って、あそこ遊ぶ子ともあり得ますよね。そのときの、やはり事故ということは、やはりないとはいえないと思うんですよ。その辺については、やっぱりきちっと対応は考えておくべきだろうと思われませんが、どのようにお考えですか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 フレンズワールドに関してのご質問でございますが、一応、現在、無料になっているというような立て看板もあったということでございますので、こちらのほう、鍵の件も含めまして、事故対応の部分も含めまして、公社と連絡を取りながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 喫茶室といいますか、円形の部分、屋根は2年ほど前にかなりの金額をかけて修繕していますね。やはりそういう意味からしても、やはりせっかくそういうお金をかけて管理をしているわけですから、ぜひきちっと、やっぱり責任を持った運営をしていただくことを、まずお願いといいますか、やっていただきたいということを申し上げます。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 その旨、しっかりと公社のほうには伝えながら、しっかりと管理するように伝えさせていただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 課長のほうから今いろいろと説明をいただきました。ちょっと私、感じたことにつきましては、昨年の報告の中に、当期の純利益がかなり落ち込んでいるような気はしているんですけれども、落ち込んでいる要因など、分かっている範囲内で答えいただければありがたいと思います。

それから、公社のほうに社長、あるいは副社長が、どの程度足を運んで、それぞれ経営の内容のご指導をされていたり、されているのか。そこら辺のところをお尋ねをしておきたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 まず、当期の売上総利益という部分ではございますが、一応、昨年度につきましては、ご承知のとおり温泉施設の改修ということはございまして、1月から3月まで温泉施設を休業したというような部分で実害がございます。それが平成30年度におきましては、それがなかったということで、売上純利益については800万ほど増加しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、町長である社長が何回公社のほうに出向いたかというような部分でございますが、こちらのほうは、公社との定例的なミーティングをはじめ、随時伺っているという部分もございまして、定例の部分だけで申し上げますと、月2回、必ず公社の幹部の方々と打ち合わせを行っているということですので、特殊事情を除きまして、だいたい20回以上は足を運んでおりますし、そのほかも随時、何かがあれば会社のほうには出向いているということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 800万の増加という、今ご説明をうけましたけれども、じゃあなぜ当期の純利益そのものが75万くらいに下がったのか。私はたぶん、記憶に残っていたのは、148万円だったのかなという感じはしましたので、そういう点からしてみると、これだけの売上を上げているんだとすると、従業員さんの働きは容易ならざるご努力をされているというふうに評価しなければならないと思うんですね。だから、その一人一人のお働きは大変なものなんだなというふうに私は感じてはいるんです。

じゃあ、なぜ75万くらいに下がっているのか、その要因をちょっとお尋ねしたいところであつたので、もし詳しいところがあつたらお答え願いたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、昨年度の売り上げ、利益はというような部分でございましたが、こちらのほうは、たぶん7ページに記載してあります去年の部分としまして、確か147万5,920円を繰越剰余金とするということで、それまで、一昨年度は温泉等の温泉施設が休業したということで、この部分で赤字を計上したということから、今までの繰越剰余金を、そこから赤字補填いたしまして、その残りが145万7千円の繰越剰余金ということで、若干ニュアンスの部分違ったことをご記憶されているのかなという部分で思っております。

ただし、今回、800万円上げたというような部分ございましたが、こちらのほう販売費及び一般管理費という部分の記載でございますが、こちらのほうで、やはりリニューアルオープンにかかります費用等とか、また、それと合わせましてホームページのリニューアル、パンフレット等という、いろんな部分を更新しております。また、販売にみました形でコピー機等のリース等も増えているということで、今回、いわゆるリニューアルオープン等にかかる部分で、若干費用がかかったということから、今回、営業損失的な部分では、1,196万ほど計上しております。

ただし、そのほか、先ほどもご説明申し上げましたが、いわゆる営業外収益の部分がございまして、それを差し引きますと 75 万ほどの経常利益という形になったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 東京電力からの賠償金、857 万 5 千円。これはいつまで続くんでしょうかね。そして、隣に喫茶店ありますよね、あれは町としてどうするおつもりでしょうか。フレンズワールド。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 8 番議員のご質問にお答えいたします。

東電の賠償金ということでございますが、一応こちらのほうにつきましては、昨年度、平成 30 年度におきまして、857 万 5 千円ほどという部分、計上しております。令和元年度、今年度におきましても、一応、同額を計上予定ということでございまして、令和 2 年度で全て、5 年分の部分については、そちらのほうで充当が終了するというような形になっております。

続きまして、フレンズワールドの喫茶部門ということでございますが、一応こちらのほうは、今、そこ休憩室という形になっておりますが、今後も再開できるような形では進めていきたいと考えております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 これ東京電力の賠償金なんですけどね、もう一度確認のためにお聞きします。これは未来永劫もらえるわけじゃないと思うんですけど、来年で終わりですか、これだけです。来年度で終わりなら終わりでいいです。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 東京電力の賠償金については、来年度で終わりかというような部分でのご質問でございますが、やはり、この東京電力の原子力発電所事故によりまして、やはり根強い風評が残っているという部分は認識できるところでございます。この辺も含めまして、会津の 17 市町村で構成しております会津総合開発協議会のほうでは、東京電力に対しまして、復興庁並びに関係省庁に、この対策について要望活動はずっと続けております。しかしながら、賠償措置を継続していきたいという部分に対して、まだ結論は出ていないという部分でございます。これが終わったからどうなんだという部分は、まだはっきり言えないような状況ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 今ほど東電の賠償の話ありましたが、私は、これはこれで震災前の状況になればなくなっても仕方がないのかなという思いありますけども、今回、この 75 万の当期利益も、この東電の賠償がなければ赤字になってしまう状況であります。そんな中で、その現在の状況というのは、いわゆる、要は震災前の状況に、宿泊料飲部門等々の売上が回復しているのか。

それとあと、町長、社長は振興公社、頑張って、今、利益出しているよという話をよくされますけども、具体的にはどの部門が伸ばしてもらっているのか、それをお示してください。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 まず、震災の起きたときの売上と、今の売上のどうなんだという部分のご質問でございますが、まず、震災発生時につきましては、申し上げますと、売上だけで申し上げますと、約4億2,900万円ということで、今現在、3億5,900万ということで、売上は下がっておりますが、この部分につきましては、さまざまな委託料、観光交流協会旅行事業関係という部分の委託料関係が減っているということから、これだけの金額が下がっているということでございます。申し上げます、旅行業の事業費の部分。続きましては芸術村関係の部分。あと、観光交流協会に対しましての委託料というような部分がありまして、現在こういう数字に落ち着いているということでございます。

ただし、平成28年度、いわゆる温泉施設が改修する前以上の売上はあげておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 部門的にどこが伸びているの。

○商工観光課長 続きまして、どの部門が利益を伸ばしているのかという部分でございますが、売上につきましては、やはり道の駅は来客も多かったということから、利益は上げているところでございます。そのほかの部分につきましては、その他の部分で売上を伸ばしているという部分でございますが、やはり温泉施設の28年度の部分から比べますと、やはり温泉施設がフルで稼働したということから、温泉施設の営業部分が伸びております。また、オートキャンプ場の宿泊部門という部分で利用料が増えているというふうなところでございます。

また、増の理由としてもう1点は、ロータスインの本体としても、料飲、休憩部門等が頑張りをみせまして、約1,100万円ほど売上はあげているということでございます。それは、ただ29年度と比較してということでございますが、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 部門別にどこが頑張ったのかという話で、道の駅は今までどおり稼ぎ頭で、一生懸命稼いでいただいている。その中で、今、温泉保養施設の営業部門もオートキャンプも、ロータスインの料飲部門、宿泊等々もみんな伸びているというような説明なんです、そう認識していいんですか、みんな対前年よりは、対前年はね、内部の改装工事、側回りの改装工事等々あったから、単純には比較できませんでしょうけども、それがやっぱり直近28年度くらいの比較しかできないということなのか、その点をお示してください。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 対前年というのは伸びているかという部分ではございますが、昨年、29年度につきましては、やはり特殊要因があったということで、あまり参考にならないのかなという部分でございまして、その辺を含めると、やはり28年度直近、改装する前が一番ベストなのかなということで、先ほど申し上げましたとおりでございます。

28年度と、改修前の部分と比較しますと、やはり改善はしているということで、ただし、やはり先ほど申し上げましたが、リニューアルオープン費用とか、ホームページの改修費用という部分、その関係がございまして、やはりその部分の費用がかさんだということで、今回、利益的な部分は75万円ほどの利益となっております。

売上につきましては申し上げますと、全体的という部分では、ロータスインとしますと、

28 年度は、やはり 300 万円以上は、28 年度と比べまして 30 年度は伸びているということでございます。公社全体といたしましても、売上全体的には、概ね、だいたいやはり 300 万円ぐらいの売上増という形にはなっております。

○議長　これで報告第 3 号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第 13、報告第 4 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　報告第 4 号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 1 件で、物損事故に係るものであります。

それでは、報告第 4 号の報告書をご覧ください。

まず、事件の発生年月日につきましては、平成 31 年 2 月 13 日であります。その主な内容であります、こゆりこども園の敷地内を除雪中に、除雪車を後退した際、駐車してあったクレーン車に接触し、損傷させたものであります。損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては、平成 31 年 4 月 22 日、250 万円であります。なお、過失割合につきましては、当方 100 パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで報告第 4 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

先ほど議案第 6 号の質疑の中で、後から答弁するということでありましたが、その申し入れがありましたので発言を許します。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　先ほど新町橋の補修工事の件でご説明を申し上げたいと思います。

平成 25 年度から新町橋を含めまして、これまで 6 橋の補修工事を行ってまいりましたが、減額となった例は、新町橋を含めて 3 橋ございました。概要を申し上げますと、いずれの橋梁の補修も新町橋と同様に、見えない部分の、不可視の部分につきましては、やはり標準的な厚さなどを想定した中で設計施工しておりまして、工事の進捗の中で、その工事費の増減等を調整して減額というような結果でございましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　暫時休議します。（14 時 47 分）

○議長　再開します。（15 時 15 分）

日程第 14、陳情第 4 号、「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情から、日程第 18、陳情第 8 号、辺野古新基地建設の即時中止

と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情までを一括議題とします。なお、審議の方法は、総務常任委員長の陳情審査報告後、1 議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

日程第 14、陳情第 4 号、「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情から、日程第 18、陳情第 8 号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました陳情 5 件についての審査結果を申し上げます。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 4 号。

付託年月日、令和元年 6 月 7 日。

件名、「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

委員会の意見、継続審査を要する。

陳情第 5 号。

付託年月日、令和元年 6 月 7 日。

「令和 2 年度及び復興・創生期間後も、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定した。

陳情第 6 号。

付託年月日、令和元年 6 月 7 日。

「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書。

審査の結果、不採択とすべきものと決定した。

陳情第 7 号。

付託年月日、令和元年 6 月 7 日。

教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書。

審査の結果、不採択とすべきものと決定した。

陳情第 8 号。

付託年月日、令和元年 6 月 7 日。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上であります。

- 議長 日程第 14、陳情第 4 号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第 4 号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第 4 号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 4 号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、陳情第 5 号、「令和 2 年度及び復興・創生期間後も、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第 5 号、「令和 2 年度及び復興・創生期間後も、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第 5 号、「令和 2 年度及び復興・創生期間後も、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 5 号、「令和 2 年度及び復興・創生期間後も、国の『被災児童生徒就

学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、陳情第 6 号、「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第 6 号、「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第 6 号、「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第 6 号、「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17、陳情第 7 号、教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第 7 号、教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第 7 号、教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第 7 号、教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18、陳情第 8 号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第8号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、陳情第9号、西林自治区多目的集会所の前 左右の側溝改良工事に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 それでは、経済常任委員会から陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第9号。

付託年月日、令和元年6月7日。

件名、西林自治区多目的集会所の前 左右の側溝改良工事に関する陳情書であります。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号、西林自治区多目的集会所の前 左右の側溝改良工事に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第9号、西林自治区多目的集会所の前 左右の側溝改良工事に関する陳情書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号、西林自治区多目的集会所の前 左右の側溝改良工事に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第1号、令和2年度及び復興・創生期間後も国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 意見書案第1号、提出者は、総務常任委員会記載の6名であります。

令和2年度及び復興・創生期間後も国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先は、復興大臣、渡辺博道殿。文部科学大臣、柴山昌彦殿。総務大臣、石田真敏殿。財務大臣、麻生太郎殿でございます。

令和2年度及び復興・創生期間後も国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

東日本大震災から8年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われております。令和元年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、44億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校、各種学校の授業料免除などが実施されている。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

本事業の対象は全国各地に避難している子どもたちである。福島県では平成30年4月時点で1万7千人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っている。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧される。

復興庁は平成30年12月18日、復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理を公表した。被災した児童生徒等に対する支援について、復興・創生期間後も家族や住居を失い心のケア等の支援が必要な児童生徒が一定数就学している学校が残る可能性があり、特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置等に対する支援について、一定期間継続が必要であるとの要望があると報告している。

平成31年3月8日には、復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針の変更についてが閣議決定され、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示した。この中の、具体的な取り組みにも、被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組むとある。

福島の復興・再生に向けた動きは本格的に始まっているが、これからも、被災児童生徒

就学支援等事業の継続による就学支援は必要である。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう強く要請し、令和２年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うことを求めるものである。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出する。

１つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和２年度及び復興・創生期間後においても全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第 1 号、令和２年度及び復興・創生期間後も国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、令和２年度及び復興・創生期間後も国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、意見書案第 2 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは、意見書案第 2 号の説明を申し上げます。提出者は、荒海清隆議員。多賀剛議員。渡部憲議員。伊藤一男議員。長谷川義雄議員。清野佐一であります。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

標記の意見書を会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三殿。総務大臣、石田真敏殿。財務大臣、麻生太郎殿。農林水産大臣、吉川貴盛殿。国土交通大臣、石井啓一殿であります。

それでは朗読をもってご説明させていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。過疎対策については、昭和 45 年に、過疎地域対策緊急措置法制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公共的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の、過疎地域自立促進特別措置法は令和３年３月末をもって失効することになるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第 2 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 2 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 6 月町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正、令和元年度補正予算及び人事案件など、町政が当面する重要な案件についてご審議をいただいておりますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

一般質問並びに議案の審議をとおして、皆さまからいただきましたご意見等に十分意を持って町政に反映してまいり所存であります。

議員各位におかれましては、今議会は任期最後の定例会であり、4 年間にわたり町政全般に特段のご理解、ご協力を賜り、おかげさまで町勢は確実に伸展しておりまして、衷心より御礼を申し上げます。

改選にあたり、今期を最後に引退される議員の皆さまには、長い間の議会活動、そして今日までのご活躍、ご尽力に感謝と御礼を申し上げます。また、再度選挙戦に臨まれる皆さまには、健康には特段のご留意をされ、しっかり公約を訴え、そして、見事当選を果たされ、再び議会でお会いできますことをご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月7日以来、本日まで6日間にわたり、条例の一部改正をはじめ補正予算、人事案件など、町から提出された重要案件9議案についてご審議を賜りましたが、全て原案のとおり議決、成立を見ました。

議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

この4年間を振り返りますと、議会活性化特別委員会で調査検討を重ねた結果、人口減少や少子高齢化など、社会情勢の変化から、次期改選により議員定数を2名削減し、12名とすることと決定いたしました。また、議会活性化特別委員会及び政策提言調査特別委員会の設置など、議会改革を進めるとともに、議会広報紙や議会報告会の開催による住民に開かれた議会、さらには他議会との情報交換、研修などの取り組みが認められ、全国町村議会議長会表彰を受賞することができました。さらに他議会との交流を発端として、広野町、平田村との浜・中・会津地域連携友好協定締結を締結する運びとなりました。

このように多くの実績を積み重ね、議会運営が円滑に本日までまいりましたことは、皆さんのご協力の賜物と、議長として厚く御礼を申し上げ、皆さんとともに喜びたいと思います。ありがとうございました。

来る6月30日をもって任期が終了しますが、引退される議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、西会津町発展のため、今後ともご指導ご協力を切にお願い申し上げる次第であります。今回、町議選に立候補を予定されている議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛の上、各段のご努力、ご奮闘され、明るく正しい選挙活動のもと、見事に当選をされ、再び本議場で全員顔を会わせられますことを衷心より願いたす次第であります。また、町長はじめ町当局各位には、今後ともますますご健勝で、町勢の伸展に各段のご努力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましてはこのうえとも自愛くださいまして、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって、令和元年第4回西会津町議会定例会を閉会します。（15時52分）